

史 跡
小 谷 城 跡
保 存 管 理 計 画 書



2014 年 3 月
滋賀県長浜市教育委員会

史 跡
小 谷 城 跡
保 存 管 理 計 画 書

2014 年 3 月

滋賀県長浜市教育委員会



1 航空写真 小谷山



2 航空写真 清水谷



3 出土遺物 バンドコ(石製火炉) (本丸跡出土)



4 出土遺物 笹塔婆 1 (知善院跡出土)



5 出土遺物 笹塔婆 2 (同 出土)



6 出土遺物 銅製鏡(大広間跡出土)



7 出土遺物 越前焼播鉢(本丸跡出土)



8 出土遺物 銅製五輪塔(番所跡出土)と銅製菊花皿(大広間跡出土)

序 文

小谷城跡は、大永年間に浅井亮政によって築城され、天正元年（1573）に織田信長の小谷攻めによって落城するまでの間、戦国大名浅井氏の居城としてその役割を果たしました。

史跡小谷城跡は、尾根上に良好に残る遺構を保護することを目的に、昭和 12 年に国の指定を受け、さらに、平成 7 年には、浅井氏と家臣団の屋敷跡である清水谷地区が追加指定となりました。

私たちの生きる現代は、物や情報があふれ、大変豊かで便利な時代である反面、自然や物の大切さ、伝統や歴史を重んじる心が希薄になりつつある時代であるといえます。

このような時代に生きる私たちであるからこそ、先人たちの築いてきた歴史や文化を見つめなおし、その中に生きる先人たちの知恵を学ぶ必要があるのではないのでしょうか。

長浜市教育委員会では、史跡小谷城跡を保存・活用し、末永く未来に継承していくことは、私たちに課せられた責務であると考えます。

今回の計画は、史跡小谷城跡の保存管理計画の基本方針と今後の方向性を示したものです。遺跡を保存し整備を図っていくことは本市にとって重要なことであり、今後、地元住民や小谷城址保勝会をはじめとする多くの方々のご理解とご協力を得ながら事業を推進して参りたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご指導を賜りました委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様に対し、心より感謝申し上げてご挨拶とさせていただきます。

平成 26 年 3 月

長浜市教育委員会 教育長 北 川 貢 造

例 言

1. 本書は、滋賀県長浜市湖北町伊部642－10他に所在する史跡小谷城跡保存管理計画書である。
2. 本書は、長浜市教育委員会が平成24年度・平成25年度の2か年にわたり、国宝重要文化財等保存整備費補助金を受けて実施した史跡「小谷城跡」保存管理計画策定事業の成果である。
3. 本事業は、「長浜市史跡等保存活用委員会」を設置し、文化庁文化財部記念物課および滋賀県教育委員会文化財保護課の指導のもとに実施した。事務局は長浜市教育委員会に置いた。
4. 計画書の作成は、委員会での審議を基に事務局と当該業務受託者の株式会社パスコ（平成24年度）、株式会社新洲（平成25年度）が編集した。

目 次

第1章 保存管理計画策定に至る経緯

第1節 保存管理計画策定の目的および範囲	1
第2節 委員会の設置	3

第2章 史跡小谷城跡とその環境

第1節 自然環境	6
第2節 社会的環境	14
第3節 歴史的環境	19

第3章 史跡小谷城跡の歴史と現状

第1節 浅井氏の歴史	21
第2節 史跡小谷城跡と周辺環境	27
第3節 史跡の保存と発掘整備状況	61

第4章 保存管理計画

第1節 保存管理と基準	96
第2節 保存管理地区の設定	96
第3節 保存・維持管理の基準	100

第5章 整備活用計画

第1節 基本方針	106
第2節 整備活用計画の内容	106

第6章 史跡の管理体制と計画の推進

第1節 史跡管理の体制	107
第2節 整備活用計画推進の体制	107

【資料編】

I－関連する上位計画	111
II－土木工事等における埋蔵文化財の取扱い手続きについて	113
III－保安林と森林整備計画	114
IV－小谷城跡と関連する過去の造成・整備	117
V－小谷城跡野外博物館基本構想	121
VI－平成14年度史跡整備方針	122

目次（挿図・挿表・写真）

【挿図】

第1図	保存管理計画対象範囲図	2	第31図	小谷城跡絵図	58
				(小谷城址保勝会所蔵・長浜市指定文化財)	
第2図	長浜市の位置	6	第32図	小谷城跡絵図(細江本)(長浜市所蔵)...	58
第3図	長浜市周辺の地形	6	第33図	小谷城跡絵図(西嶋本)(長浜市所蔵)...	59
第4図	小谷城跡周辺地形および 断層位置図	9	第34図	小谷城跡絵図(長浜市所蔵)	60
第5図	湖北地方における 市町村合併の変遷	14	第35図	小谷城跡絵図(同模式図) (長浜市所蔵)	60
第6図	行政区図 1889年(明治22年)4月1日当時	15	第36図	史跡指定地および公有地の範囲図...	68
第7図	行政区図 2001年(平成13年)10月1日当時	15	第37図	清水谷地区公有化の範囲図	69
第8図	スマートIC予定地	17	第38図	工作物等位置図	74
第9図	琵琶湖環状線概略図	18	第39図	遺構現況図	82
第10図	史跡等分布図	20	第40図	史跡小谷城跡本丸跡平板測量図...	83
第11図	浅井氏最大勢力範囲図	23	第41図	本丸下,大広間,桜馬場下平板測量図...	83
第12図	小谷城跡と北国脇往還	27	第42図	刀洗池実測図	83
第13図	焼尾丸・平尾・脇坂谷・ 脇坂氏屋敷跡の位置図	35	第43図	山王丸第2段正面および 大石垣附近平面図	83
第14図	史跡小谷城跡遺構概要図	36	第44図	清水谷知善院付近調査 年度別トレンチ配置図	87
第15図	本丸・清水谷地区遺構概要図	37	第45図	清水谷知善院付近調査平面図...	88
第16図	山王丸周辺遺構概要図	38	第46図	平成15・17・18年度 試掘調査位置図	92
第17図	大嶽城周辺遺構概要図	39	第47図	平成17年度 試掘調査区平面図...	93
第18図	出丸・清水谷遺構概要図	40	第48図	平成18年度 試掘調査T1平面図...	93
第19図	金吾丸・清水谷地区遺構概要図...	41	第49図	平成18年度 試掘調査T2-1平面図...	94
第20図	山崎丸周辺遺構概要図	42	第50図	平成18年度 試掘調査T2-2平面図...	94
第21図	福寿丸周辺遺構概要図	43	第51図	平成18年度 試掘調査T3-1平面図...	94
第22図	小谷城および関連遺跡	50	第52図	平成18年度 試掘調査T3-2平面図...	95
第23図	虎御前山城遺構図	51	第53図	平成18年度 試掘調査T4平面図...	95
第24図	山本山城略測図	52	第54図	保存管理地区の設定図	98
第25図	山本山城址図	52	第55図	保存管理地区の設定拡大図	99
第26図	丁野山古砦図	53	第56図	史跡小谷城跡案内図	109
第27図	丁野山城遺構図	54	第57図	土地改良区分図	118
第28図	丁野山城縄張図	54			
第29図	中島城略測図	55			
第30図	中島城俯瞰略図	55			

【挿表】

表 1	長浜の過去10年間の降水量および 気温、柳ヶ瀬の過去10年間の降水量 および積雪量	7	表13	城郭遺構の現状および 工作物等の設置状況	71
表 2	森林の被害	13	表14	遺構の発見状況	81
表 3	人口の推移	16	表15	保存管理地区の設定	96
表 4	観光人口推移	16	表16	上位計画の策定状況	111
表 5	史跡等一覧	19	表17	保安林指定範囲と概要	112
表 6	浅井氏関係年表	24	表18	森林の機能区分と概要	116
表 7	史跡小谷城跡 遺構等の概要	30	表19	地区別の面積	117
表 8	小谷城および関連遺跡	47	表20	昭和55年環境整備に伴う 史跡関連各部の植栽整備方針	119
表 9	小谷城跡絵図概要	56	表21	ゾーン区分表	121
表10	史跡小谷城跡保存と史跡指定の 経過表	64	表22	平成14年度史跡整備方針	122
表11	土地公有化の経緯	70	表23	各部の整備方針	123
表12	所有面積	70			

【写真】

表紙	浅井長政像（小谷城址保勝会所蔵）		写真 8	大広間跡	44
口絵 1	航空写真 小谷山		写真 9	大広間跡（蔵跡）	45
口絵 2	航空写真 清水谷		写真10	赤尾屋敷跡	45
口絵 3	出土遺物 バンドコ（石製火炉）（本丸跡出土）		写真11	馬洗池跡	45
口絵 4	出土遺物 笹塔婆 1（知善院跡出土）		写真 12	桜馬場跡	46
口絵 5	出土遺物 笹塔婆 2（知善院跡出土）		写真 13	黒金門跡	46
口絵 6	出土遺物 銅製鏡（大広間跡出土）		写真 14	御屋敷跡	46
口絵 7	出土遺物 越前焼播鉢（本丸跡出土）		写真 15	現況工作物の設置状況	75
口絵 8	出土遺物 銅製五輪塔（番所跡出土）と 銅製菊花皿（大広間跡出土）		～19		
写真 1	小谷城跡遠景（西から）	1	写真 20	解説板	80
写真 2	小谷山空中写真 （撮影年月日：1996年5月15日）	11	写真 21	平成7年度発掘調査	89
写真 3	小谷山空中写真 （撮影年月日：2011年9月27日）	11	写真 22	平成8年度発掘調査	89
写真 4	特別天然記念物カモシカ	12	写真 23	平成9～11年度発掘調査	90
写真 5	浅井長政像（小谷城址保勝会所蔵）	21	写真 24	平成12年度水路検出状況	90
写真 6	本丸石垣	44	写真 25	平成12年度発掘調査	91
写真 7	山王丸跡大石垣	44	写真 26	平成13～14年度発掘調査	91
			写真 27	小谷城ふるさと祭り	108

第1章 保存管理計画策定に至る経緯

第1節 保存管理計画策定の目的および範囲

(1) 目的

文化財は国民共有の財産であり、我が国の歴史や文化を理解し活用するうえで欠くことのできない貴重なものである。

史跡小谷城跡は、浅井氏によって築かれた日本屈指の山城であり、古くより遺跡の持つ本質的価値の重要性は知られており、その保存管理を目的とし、大正13年には地元住民の発意により「小谷城址保勝会」が立ち上げられ、現在に至るまで、小谷城跡の保存管理と景観形成のための活動を実施している。

また、「小谷城址保勝会」の尽力もあり、昭和12年には国の史跡指定を受けており、平成7年には小谷城跡の構成要素の一つである浅井氏居館と家臣団屋敷跡等がみられる清水谷地区が追加指定を受けている。

しかし、史跡指定から現在に至るまでの間、史跡小谷城跡を将来に正しく継承するための方法や、保存管理や整備活用等を行うための史跡現状変更の明確な基準等については定められておらず、史跡整備や公園整備等を計画的に推進できる状況ではなかった。

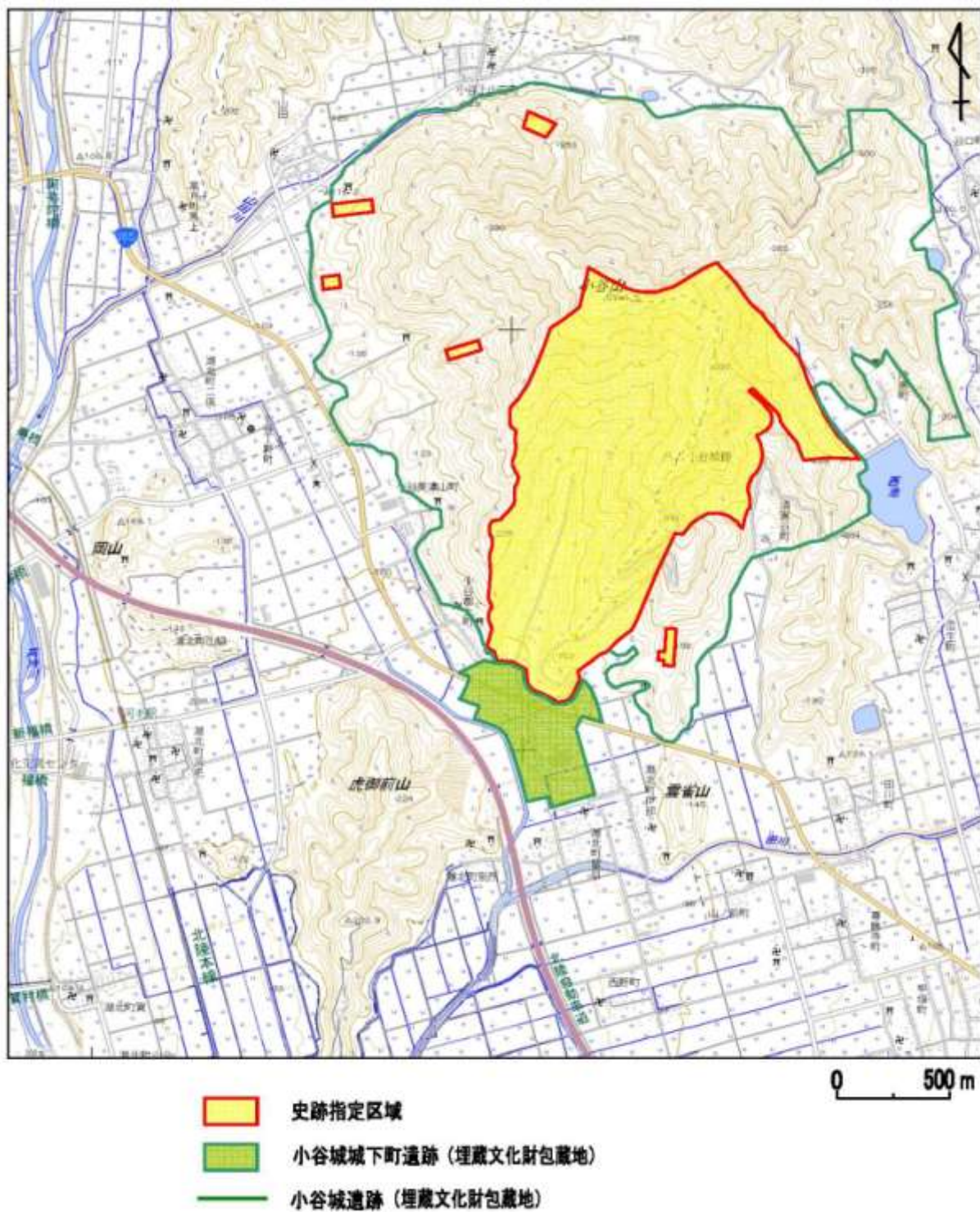
そこで、本書において史跡小谷城跡の持つ本質的な価値と史跡を構成する要素を明確にし、保存管理のための基本方針を定め、これに基づく保存管理地区の設定、および各地区における保存管理のための方法や基準を策定し、将来に向けて史跡小谷城跡の持つ文化財としての価値を損なわないよう、史跡を保存管理していくことを目的とするものである。

(2) 範囲

史跡小谷城跡保存管理計画の対象範囲は、昭和12年4月17日および平成7年2月14日に史跡指定された範囲、およびこれらと密接な関係を持つ周知の文化財包蔵地である小谷城遺跡・小谷城城下町遺跡の範囲内とする。



写真1 小谷城跡遠景（西から）



第1図 保存管理計画対象範囲図

第2節 委員会の設置

(1) 委員会の設置

史跡小谷城跡保存管理計画の策定にあたっては、「史跡等保存管理計画策定事業」として国庫補助を受け、平成 24・25 年度の 2 ヶ年事業として「長浜市史跡等保存活用委員会」を組織した。委員には、考古学、建築学、歴史学、歴史地理学、史跡整備、生物（植物）、民俗学の専門家と地元関係者に依頼し、平成 24 年 10 月 1 日付けで委嘱した。

(2) 委員会の組織

委員会の組織は、次の通りである。

役 職	氏 名	現 職 名	分 野
委 員 長	水野 和雄	元福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館館長	考 古
副委員長	増渕 徹	京都橘大学教授・長浜市文化財保護審議会委員	歴 史
学識経験者	高瀬 要一	元独立行政法人奈良文化財研究所文化遺産部長	史跡整備
〃	中澤 成晃	長浜市文化財保護審議会会長・元滋賀県文化財保護審議会委員	民 俗
〃	深町加津枝	京都大学大学院 准教授	生物(植物)
〃	山村 亜希	愛知県立大学 准教授	歴史地理
〃	吉岡 泰英	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館館長	建 築
地元関係者	木村 重治	小谷城址保勝会会長	
〃	木村 武一	小谷地域づくり協議会会長（平成 24 年度）	
〃	中山 孫孝	小谷城址保勝会副会長	
〃	脇坂 哲央	小谷地域づくり協議会会長（平成 25 年度）	
オブザーバー			
	山下信一郎	文化庁文化財部記念物課文化財調査官	史 跡
	田井中洋介	滋賀県教育委員会事務局 文化財保護課 主幹	記念物
	上垣 幸徳	〃 文化財保護課 副主幹	城郭調査
事 務 局			
	北川 貢造	長浜市教育委員会 教育長	
	中井 正彦	〃 教育部長	
	福井 清和	〃 教育総務課理事兼教育総務課長	
	森口 訓男	〃 文化財保護センター 所長	
	山崎 清和	〃 文化財保護センター 参事	
	山本 孝行	〃 文化財保護センター 主幹	

(3) 委員会の経過

第 1 回	平成 24 年 12 月 24 日	長浜城歴史博物館研修室	委嘱状交付、計画書の内容、今後の作業について
第 2 回	平成 25 年 3 月 18 日	〃	経過説明、基本方針の設定
第 3 回	平成 25 年 8 月 9 日	長浜市役所湖北支所会議室	経過説明、計画の目的と範囲、史跡の概要、保存の経過
第 4 回	平成 25 年 12 月 5 日	〃	保存管理の方針と基準、整備活用の方針、管理体制
第 5 回	平成 26 年 2 月 21 日	長浜城歴史博物館研修室	計画書内容の最終確認

(4) 設置規則

○長浜市史跡等保存活用委員会規則

平成 25 年 8 月 28 日教育委員会規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成 25 年長浜市条例第 27 号）第 6 条の規定に基づき、長浜市史跡等保存活用委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 長浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 史跡等の保存管理に関すること。
- (2) 史跡等の公開活用に関すること。
- (3) 史跡等の計画の策定に関すること。
- (4) その他教育長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地元関係者
- (3) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、委員会の招集は教育長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、長浜市教育委員会事務局文化財保護センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

※平成 24 年 4 月 24 日付け長浜市教育委員会告示第 8 号で制定された「史跡小谷城跡管理計画策定委員会設置要綱」は、現規則に改正したものである。

第2章 史跡小谷城跡とその環境

第1節 自然環境

(1) 位置と地理的環境

史跡小谷城跡が所在する長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接している。

市域は東西約 25km、南北約 40km、琵琶湖を含めた総面積 680.79 k m²で、市域の北東部には急峻な伊吹山地が広がり、滋賀県と岐阜県との県境をなす脊梁部が、金糞岳 (標高 1317m) から伊吹山頂上 (標高 1377m) に続く。

この山地を源流とする姉川、草野川、高時川、余呉川などが南北の谷を発達させながら南流し、琵琶湖との間に各河川の平野部が連合して幅約 5～7 km 程度の湖北平野を形成しているが、この地形を巨視的にみると北西から南東方向の直線状をなし、敦賀湾伊勢湾線の一部を構成する柳ヶ瀬断層や関ヶ原断層などの大規模な活断層の方向と一致する。

河川は、この断層を侵食しその前面の山地から運搬してきた土砂による扇状地と沖積平野を形成している。南東部には平野の中央に多数の独立山塊が分布する複雑な地形がみられる。これらは山東低地と呼ばれ、関ヶ原低地の西部に該当している。

また、市内には JR 北陸本線や北陸自動車道、国道 8 号線、国道 365 号線が走り、近畿、東海、北陸圏域の交通の結節点として重要な位置にあたる。

歴史的にみても、北国街道、北国脇往還、塩津海道など幹線道路が走り、古くより交通の要衝として栄え、文化の融合する地域として知られている。



第2図 長浜市の位置



第3図 長浜市周辺の地形

(2) 気候

気候は、日本海型気候と太平洋型気候の接点で、春から秋にかけての季節は穏やかで過ごしやすく、冬季は日本海からの季節風が吹き込み多量の積雪をみるが、降雪量は山間部に多い。

近年の気象状況をみると、平成 25 年の長浜市年間平均気温は 14.3℃、年間降水量 1,696 mm、北部山間地域の柳ヶ瀬で 2,999 mmとなっている。また、柳ヶ瀬では過去 10 年間の平均最深積雪量が約 124cm となっており、非常に雪の多い所であるといえる。

表 1 長浜の過去 10 年間の降水量および気温、柳ヶ瀬の過去 10 年間の降水量および積雪量

長浜の過去 10 年間の降水量および気温 (観測地点:長浜※平成 22 年までは虎姫)							柳ヶ瀬の過去 10 年間の降水量および積雪量 (観測地点:柳ヶ瀬)						
年	降水量(mm)			気温(℃)			年	降水量(mm)			雪(寒候年・cm)		
	合計	日最大	1 時間 最大	日平均	最高	最低		合計	日最大	1 時間 最大	降雪の 合計	日降雪の 最大	最深 積雪
2004	1590	76	39	15.2	35.4	-4.3	2004	2722	96	38	468	34	89
2005	1412	99	27	14.2	35.3	-3.6	2005	3181	122	51	614	50	124
2006	1556	69	28	14.3	37.2	-8.4	2006	2483	89	21	872	71	202
2007	1538	79	49	14.7	36.1	-4.4	2007	2679	87	40	151	22	18
2008	1578	87.5	50.5	14.5	36	-4.5	2008	2558	103	32	385	47	97
2009	1319.5	51.5	21.5	14.3	34.6	-5.7	2009	2327.5	82	30.5	210	24	47
2010	2055.5	113	36.5	14.5	36.0	-3.6	2010	3657	117.5	37.5	409	34	136
2011	1758.5	113.5	24	14	35.7	-5.2	2011	3387	102	34.5	581	57	249
2012	1740	94.5	48.5	13.9	35.5	-7.8	2012	3114	74	30.5	599	51	181
2013	1696	109.5	42.5	14.3	35.1	-6.9	2013	2999	160	43	499	45	100

出典：『気象庁 気象統計情報』<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/select/prefecture00.php>

(3) 小谷山の地形・地質

地形

小谷山は伊吹山系と連っているものの、概ね独立した山塊の形態をとっている。このため、谷は放射状をなし、勾配はいずれも急である。

このような地形は、敦賀湾－伊勢湾線の一部を構成する柳ヶ瀬断層や関ヶ原断層が北西から南西に走り、この断層に平行あるいは直交するように走る幾つかの断層（第 4 図参照）により形成されたと考えられる。

小谷山の斜面は概ね標高 120m 附近に転換線があり、この標高以上は急峻な地形を形成しているが、これは小谷山周辺に存在する鍛冶屋断層・丁野断層や断層 B・C・D（第 4 図参照）によるもので、これらの断層の活動により急峻な山斜面とそれに対応した谷筋を形づくったものと思われる。断層 B と小谷山北側の谷筋、断層 D と丁野断層と小谷山南西麓の低地、また、断層 C と西池とその谷筋、これらがいずれも重なって存在することがそれを物語っている。

なお、河川はこの断層を侵食し、その前面の山地から運搬してきた土砂を谷口から放射状に堆積して扇状地上の平野を形成している。

小谷城跡を地形的に見ると、上部の連続する平坦面を利用して城、屋敷を設け、断層崖を防壁とした自然の地形をたくみに利用した城といえることができる。

地質

小谷山周辺の地質は、伊吹山西方の古生層を基盤岩とした草野川層群が分布するが、基本的な層位は、中、下位の粘板岩を主とする高山層と、上位のチャート为主とする小谷山層とに区分される。このうち、小谷山は模式的に発達するチャート为主とする小谷山層が分布するが、地質構造的には、ほぼ東西の走向で、南へ 50 度の高角で傾斜しているようである。

また、清水谷は、小谷山を源流とする谷底堆積物—扇状地性(沖積層)が分布する。土質は、谷幅の狭いの上流部は巨礫を主体とし、谷幅が広がる中間部から谷出口部では粘土・シルトが多く堆積している。

出典：『小谷山・西池周辺生活環境保全林整備事業調査報告書』昭和 55 年滋賀県（一部加筆）

（４）清水谷地区の地質

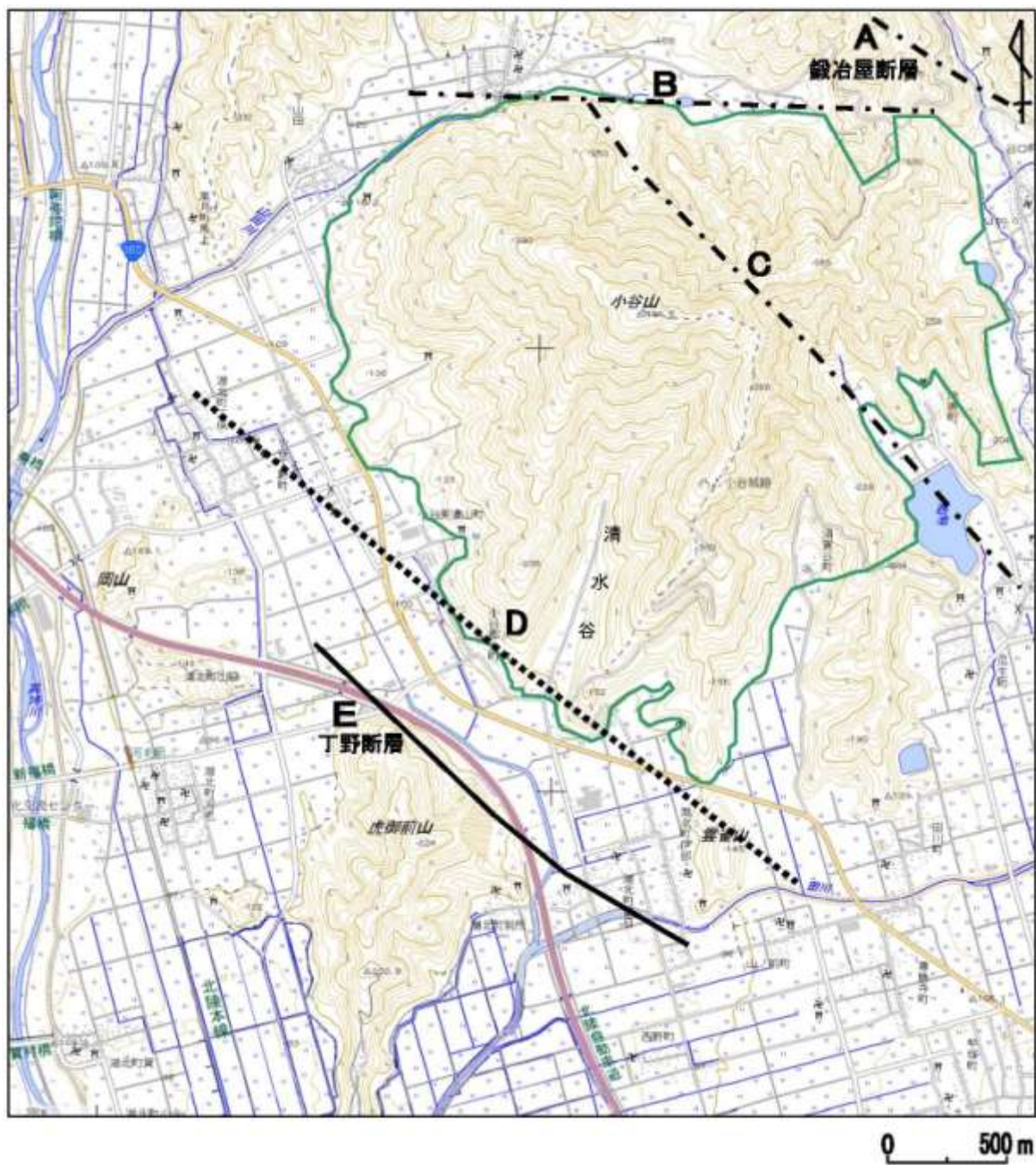
小谷山中央部に位置する清水谷は、南南西に開口する奥行約 1 k m、開口部約 180m の規模である。

清水谷の基盤岩は、小谷山層(古生代二畳紀)であるチャートが広く分布する。層理は、山腹露頭部の観察では、走向 N(10° ～78°)E・傾斜(13° ～56°)S と、ほぼ谷の下流方向の傾斜で流れる基盤構造を呈している。

清水谷の上流部は急な傾斜を有し、幅 50～80m の崖錐性堆積物分布域、下流は幅 50～180 m に広がる扇状地性堆積物分布域である。

崖錐層は礫が多く、地下水は GL-1.78～2.19m とかなり深い。一方扇状地は砂～粘土の互層状で、地下水は GL-0.03～0.31m と地表近くにあり、井戸では被圧水となっている。

出典：『平成 13 年度史跡小谷城跡・清水谷地区整備調査』平成 14 年 3 月 湖北町



第4図 小谷城跡周辺地形および断層位置図

断層 A：鍛冶屋断層、断層 C、断層 E：丁野断層

出典：『近畿の活断層』平成 12 年 3 月 東京大学出版会

断層 B および D

出典：『小谷山・西池周辺生活環境保全林整備事業調査報告書』昭和 55 年滋賀県

*断層 B・C・D については、断層名はなし

(5) 植物

滋賀県は、気候帯としては概ね温暖帯に属し、森林帯としては照葉樹林帯でありながらも広葉落葉樹と針葉常緑樹が混在する。また、植物区系としては日本海地区とソハヤキ地区の接点にあたり、北方系植物と南方系植物の南限、または、北限に近い地域である。これは、大陸と地つづきであった地質的時代との関係や、地形的な変化のほか、気候的には温暖に属しているものの、日本海型気候と太平洋型気候の接点にあたる等の原因によるものと考えられる。

しかしながら植物帯を如実に現わす植生の群落は殆んどなく、多くは有史以来の伐採と戦火、あるいは、造林活動等による代償植生の森林にかわり、現在では一般的な広葉落葉樹が生い茂っている。

小谷山の植生概況

写真2と写真3を比較すると、1996年5月の写真では、谷筋以外はほとんどアカマツのほぼ純林となっている様子が確認でき、アカマツ林が多くを占めていることが分かる。しかし、2011年9月の写真では、1996年でアカマツ林であったところが明るい緑色の広葉落葉樹とみられる植生に置き換わっている。清水谷両側の尾根は比較的アカマツが残っているが、明るい緑色の広葉落葉樹が混生しており、1996年のようなアカマツの純林に近い植生は見られなくなっている。

「小谷山・西池周辺生活環境保全林整備事業調査報告書」(昭和55年滋賀県)によると小谷山に関する植生の記述としては、以下のように述べられている。

小谷山の植生は総じてアカマツの二次林とともに広葉落葉樹が共生する森林が主体となり、地質的に珪岩、チャートが少ない旧浅井町谷口地域でスギの優良造林地となるが、標高390～400m以上の地域ではコナラ林となっている。ただし、大嶽の斜面は、標高390m以上でもアカマツが侵入している。いま、小谷山の植生を大きく分けると大体次のようになる。

標高	位置	方位	植生	備考
390m以上	山頂部	—	クリ、コナラ林	
390m以下	谷筋 山腹斜面	— 南面 北面	スギ林 アカマツ林 雑木林	若干 ヒノキ林あり

林相と植生

アカマツ林

- 高木層 アカマツ、コナラ
- 亜高木層 タカノツメ、リョウブ、ホオノキ
- 低木層 リョウブ、ガマズミ、クロモジ、ナツハゼ、タカノツメ、イヌツゲ、ナナカマド、ウラジロノキ、ツクバネウツギ、ソヨゴ、ヒサカキ、ニワトコ等
- 草本類 イワナシ、ヤブコウジ、チゴユリ、ショウジョウバカマ、イカリソウ等

クリ、コナラ林

- 高木層 クリ、コナラ
- 亜高木層 イヌシデ、クヌギ、アオダモ
- 低木層 ヤマツツジ、コバノガマズミ、イヌツゲ、ヒサカキ、ホツツジ
- 草本類 サルトリイバラ、ヤブコウジ、チゴユリ、シシガシラ



写真2 小谷山空中写真（撮影年月日：1996年5月15日）

出典：国土地理院（整理番号：CCB961X C2 4）



写真3 小谷山空中写真（撮影年月日：2011年9月27日）

出典：国土地理院（整理番号：CKK20111 C1 15、16）

現在では、アカマツ林のアカマツは松枯れが進み、過去の資料で示されているアカマツ林の構成種である落葉広葉樹のコナラやタカノツメ常緑広葉樹のソヨゴ等が高木として優占していると考えられる。松枯れが進んだ地域では早春には山腹に白い花をつけたタムシバと思われる樹木が多く見られ、アカマツ林が広葉樹林に遷移しつつあることが伺われる。

（6）動物

先に述べたように小谷山では、松枯れが進み、広葉樹への遷移が進みつつある。このため、アカマツがほとんどを占めていた単純林から多種多様な樹木が生育する環境へ変化しているので、今後は生息する昆虫類の種数が増加し、昆虫や木の実を餌とする鳥類も種数が増加していくことが予想される。

鳥類

滋賀県は琵琶湖を有し、気候的には日本海型と太平洋型の接続点にあたるため鳥類の数は多い。湖北地方に生息する鳥類のうち、ブッポウソウやクマタカ等は絶滅危惧種に数えられており、その他、絶滅危機増大種や希少種に数えられるものも多い。

出典：『滋賀県で大切にすべき野生生物－滋賀県レッドデータブック 2005 年版－鳥類』

昆虫類

中部山岳地帯の南西部に位置するため、関西地方より東北日本の色彩が濃い地帯である。

生息する主な昆虫としては、蝶類、蛾類、蜻蛉目等が挙げられる。

哺乳類等

ツキノワグマ、イノシシ、ムササビ、イタチ、リス、キツネ、タヌキ、ニホンジカ、ニホンカモシカなどが認められる。

（7）鳥獣被害

小谷山では、現在では植生遷移過程で下草等が豊富であり、周辺農地への食害は少ないが、今後、ニホンジカがさらに増加し、下草への食圧が下草生育量(生産量)を上回ると、下草が消失し表土が貧弱化する可能性がある。さらに、表土の流出による山林の荒廃によりニホンジカやイノシシの餌場が減少し、周辺農地への食害が増加する一因となる可能性がある。

また、下草の生育や植生遷移がニホンジカやイノシシの食圧以上となり、植生が、これまでのアカマツ単純林より自然度の高い森林へ向かった場合、人里や農地に近い地域を遷移のままに藪化、樹林化させていくとニホンジカやイノシシだけでなく、奥山に生息していたニホンザルの群れやツキノワグマを呼びこむ可能性もあり、今後は小谷山の奥部と集落に近い山麓部での植生管理について考えていく必要がある。

現在、長浜市では隣接する米原市と共同計画主体として、「湖北地域鳥獣被害防止計画」（平成 22 年度策定・平成 24 年度 6 月改定、計画期間平成 23 年度～25 年度）を策定、実施している。これによると湖北地域での鳥獣被害は次のように指摘されている。



写真 4 特別天然記念物カモシカ

（撮影：大堀切付近）

【対象鳥獣】

イノシシ、ニホンザル、ニホンジカにより山麓の農作物被害が急増している。また、地域によってはハクビシン、アライグマ(この計画対象鳥獣以外ではカニクイアライグマを含む)、ヌートリア、ツキノワグマ等の被害も続出するとともに、カラス、アオサギ、カワウなどの鳥類による被害もあり、小谷山を含む湖北地域では次のような捕獲管理計画を立てている。

・ニホンジカ・イノシシ

「滋賀県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画(第2次)」(平成24年3月)によると、湖北地域には、11,367～16,204頭生息していると推定されている。近年の暖冬により、湖東および湖西地域から移動していることが増加の一因と思われる。被害状況も、皮剥ぎによる森林被害はもちろん、水稻を主とする農業被害が増加しており、今後対策が急がれることから、滋賀県が目標としている3,900頭を捕獲目標とする。

また、イノシシによる農作物被害も急増しており、捕獲以外にもこれらの防護対策が図られている。小谷山を特定した被害状況はつかめないが、周辺では、ニホンジカ・イノシシの防護対策として山麓を防御施設で取り巻く方法がとられている。城郭への被害としては、「桜馬場」「大広間」「小丸」等で、イノシシによるものと考えられる攪乱が確認されている。

・カワウ

県が策定した「特定鳥獣保護管理計画(カワウ)」では、県全体で春期飛来数の7割程度が捕獲目標になっている。これを達成すべく、漁業被害防止を目的とした広域的な捕獲では、竹生島・葛籠尾崎で平成24年度は7,600羽、平成25年度は2,500羽を捕獲目標とする。

出典：『湖北地域鳥獣被害防止計画』（平成23年度から平成25年度）

表2 森林の被害

単位：面積 ha

	松くい虫			カノナガキイムシ			カモシカ			シカ			クマ		
	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24
長浜市	497	337	182	0	0	0	-	-	-	4	16	6	2	0	0
県総数	1793	1324	1203	4	0	0				224	186	232	14	14	11

出典：『湖北地域森林計画変更計画書(湖北森林計画区)』滋賀県

平成21年12月樹立/平成25年12月変更

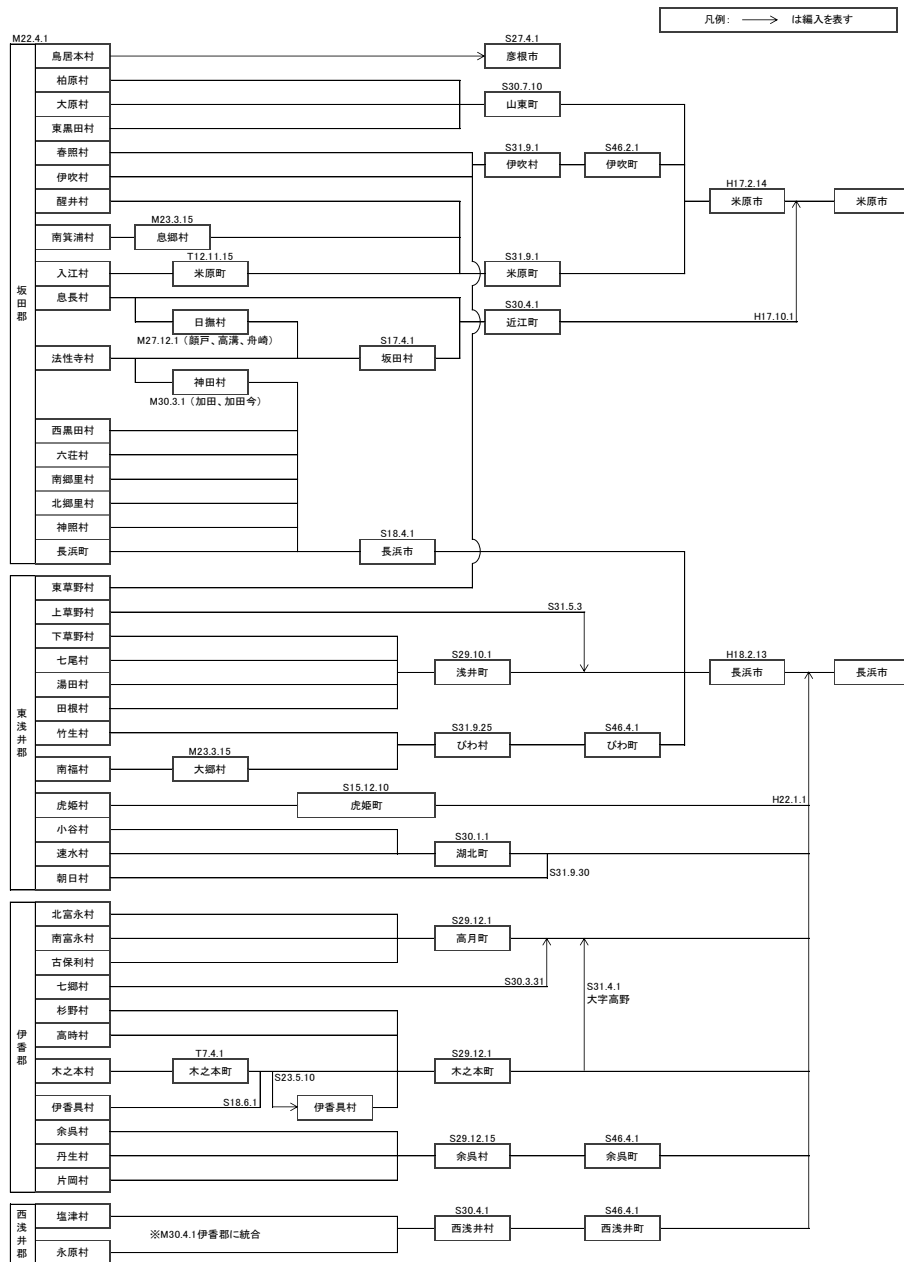
第2節 社会的環境

(1) 行政区の変遷および人口の推移

天正年間に羽柴秀吉（後の豊臣秀吉）が「今浜」を「長浜」に改名し、小谷城下の商人などを長浜城下に集めて楽市としての城下町を作ったのが長浜市の基礎となっている。

現在の長浜市の行政区の編成は、昭和 18 年に、長浜町・六荘村・西黒田村・神照村・南郷里村・北郷里村・神田村の 1 町 6 村が合併して市制が敷かれ、平成 18 年 2 月に長浜市、浅井町、びわ町の 1 市 2 町が合併、平成 22 年 1 月に長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の 1 市 6 町が合併し現在の人口は 12 万人を超える。

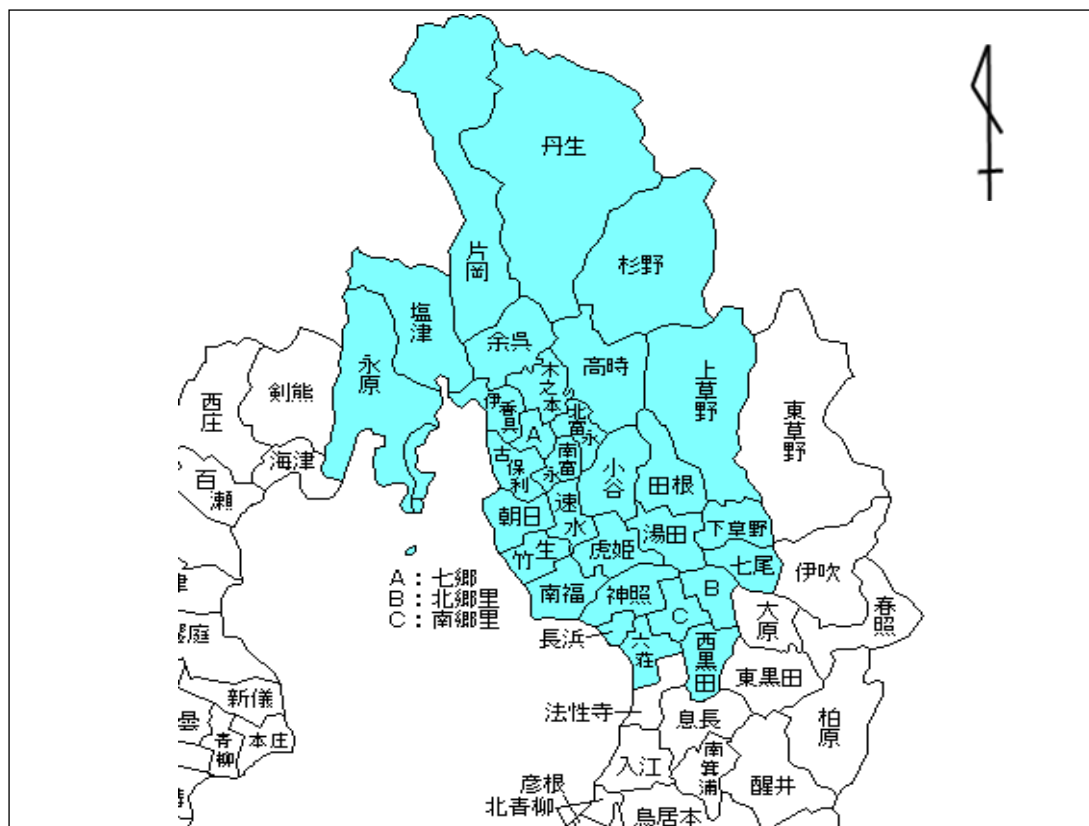
なお、本計画対象地の史跡小谷城跡は、現在の長浜市の中央部、旧湖北町と旧浅井町にまたがり所在している。



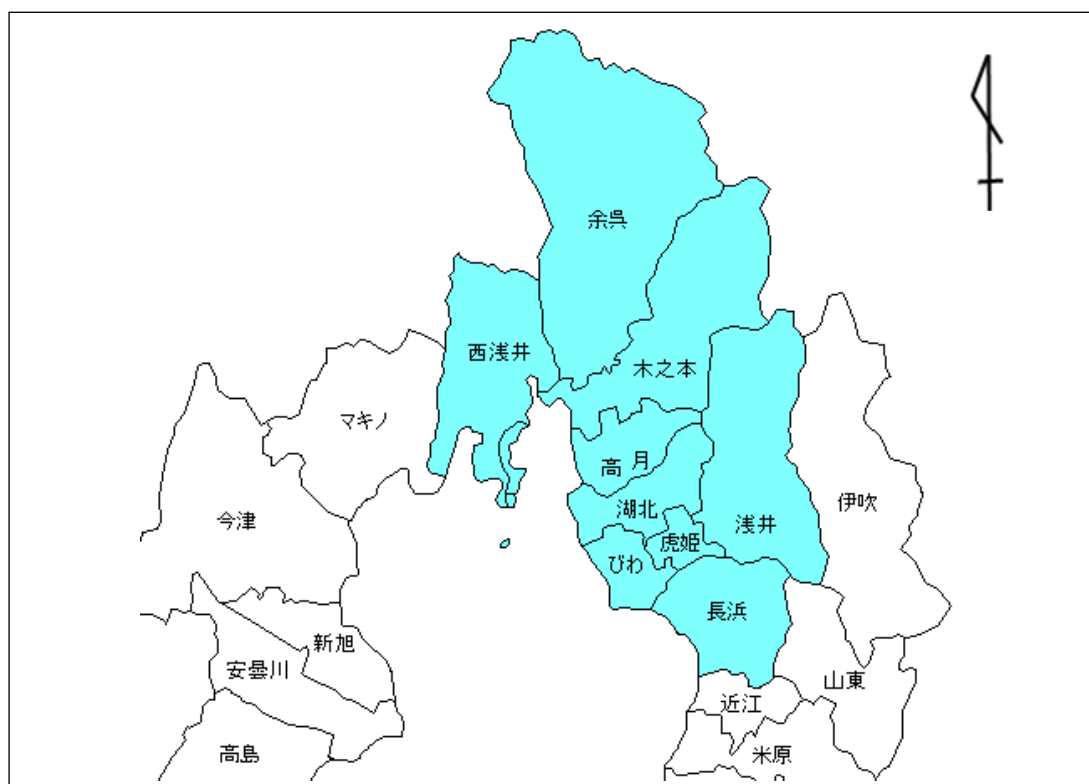
参考資料：滋賀県「滋賀県史 昭和編 第2巻；行政編」（1974）

第5図 湖北地方における市町村合併の変遷

旧行政区図



第6図 行政区図 1889年（明治22年）4月1日当時



第7図 行政区図 2001年（平成13年）10月1日当時

表3 人口の推移

年度	H18.3.31	H19.3.30	H20.3.31	H21.3.31	H22.1.1	H23.1.1	H24.1.1	H25.1.1
世帯数(戸)	29,171	20,515	20,165	30,472	44,173	44,449	44,750	44,315
総人口(人)	84,377	84,501	85,025	84,813	126,436	125,738	125,121	123,824
男(人)	41,190	41,284	41,582	41,537	61,782	61,565	61,258	60,545
女(人)	43,187	43,217	43,443	43,276	64,654	64,173	63,863	63,279

(2) 観光

長浜市の観光人口は、長浜市全域を見るとほぼ横ばいであるが、計画地を含む市内北部地域は順調に伸びており、観光ニーズの変化に対応し得る観光資源としての潜在的な価値を有しているといえよう。

表4 観光人口推移

(単位：人)

市町別	日帰り・ 宿泊別	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
		延観光客数	延観光客数	延観光客数	延観光客数	延観光客数	延観光客数
長 浜 市	日帰り	4,235,100	7,281,400	5,643,000	5,079,100	4,962,600	10,089,200
	宿泊	302,300	319,800	309,300	323,100	279,600	463,600
	計	4,537,400	7,601,200	5,952,300	5,402,200	5,242,200	10,552,800
虎 姫 町	日帰り	30,100	37,700	34,100	28,300	30,300	
	宿泊	1,400	1,500	1,300	1,200	1,300	
	計	31,500	39,200	35,400	29,500	31,600	
湖 北 町	日帰り	505,300	589,600	636,200	687,400	726,800	
	宿泊	10,100	9,400	9,600	9,000	8,900	
	計	515,400	599,000	645,800	696,400	735,700	
高 月 町	日帰り	253,500	231,700	220,900	211,400	239,100	
	宿泊	0	0	0	0	0	
	計	253,500	231,700	220,900	211,400	239,100	
木之本町	日帰り	207,000	202,100	192,300	257,300	361,800	
	宿泊	21,200	18,900	14,900	14,200	15,700	
	計	228,200	221,000	207,200	271,500	377,500	
余 呉 町	日帰り	238,900	240,500	171,700	237,000	189,900	
	宿泊	17,900	16,400	14,300	12,900	11,100	
	計	256,800	256,900	186,000	249,900	201,000	
西浅井町	日帰り	259,700	128,800	172,000	148,300	162,600	
	宿泊	24,200	25,000	22,100	13,400	21,500	
	計	283,900	153,800	194,100	161,700	184,100	
浅 井 町	日帰り	314,100					
	宿泊	8,400					
	計	322,500					
び わ 町	日帰り	352,600					
	宿泊	3,300					
	計	355,900					
合 計	日帰り	6,396,300	8,711,800	7,070,200	6,648,800	6,673,100	10,089,200
	宿泊	388,800	391,000	371,500	373,800	338,100	463,600
	計	6,785,100	9,102,800	7,441,700	7,022,600	7,011,200	10,552,800

・ びわ町・浅井町は平成18年に長浜市に合併のためデータ編入
・ 虎姫町・湖北町・高月町・木之本町・余呉町・西浅井町は平成22年に長浜市に合併のためデータ編入

(3) 道路

本市を南北に縦断する国道8号線は、新潟市より北陸地方を縦断して本市を通り栗東市にいたる幹線国道であるが、このルートにより琵琶湖東部は発達してきた。また、北陸自動車道が全線で並行して整備されている。

古代の北陸道が琵琶湖の西岸を通り、京都と北陸地方を結ぶ要路であったことに対して、本市の木之本町(旧宿)付近から小谷山の縁を通り、中山道(旧関ヶ原宿)を結ぶ旧街道は北国脇往還と呼ばれ、戦国時代よりしばしば登場する重要な路線である。

現在は、岐阜県から木之本町を通り福井県につながる国道365号線が整備され、重要な道路として機能している。

北陸自動車道では長浜 IC と木之本 IC の間、小谷城跡に至近して、ETC 専用インターチェンジとして平成 29 年度に開業を目指した計画が進められている。

(仮称) 小谷城スマート I C

供用開始予定年：平成 29 年春

連結位置：長浜市湖北町山脇

連結予定施設：(仮称) 小谷城 SIC

形式：本線直結型フルランプ形式

(24 時間開放)

計画交通量：2,000 台/日

利用可能車種：ETC 搭載車全車種

※ スマート I C とは、地方公共団体が主体になって発意し、高速自動車国道法又は道路法の規定に基づき連結許可を受けた道路法上の道路で、道路整備特別措置法施行規則の E T C 専用施設が配置され、E T C 通行車が通行することを目的とする I C です。



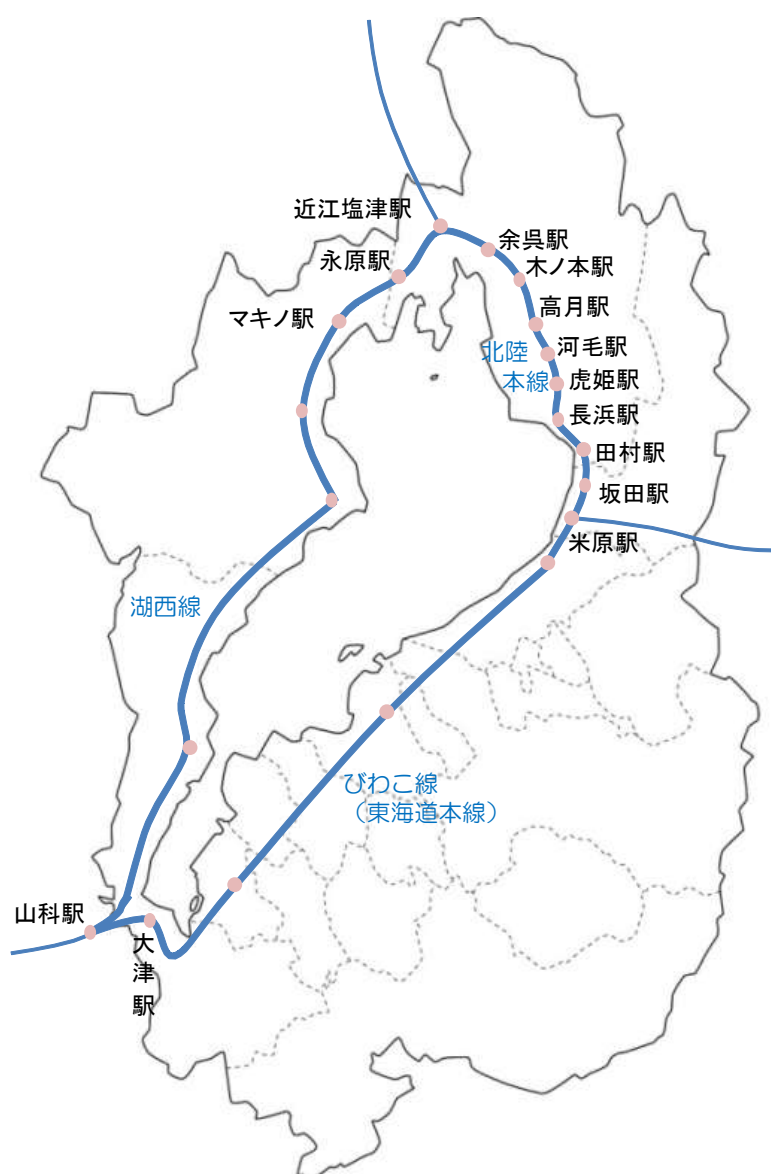
第8図 スマート I C 予定地

(4) 鉄道

本市の鉄道網は、現在では北陸本線を唯一としている。北陸本線は明治 15 年 3 月の長浜―木之本間の開通に始まり、17 年後の明治 32 年には米原―富山間の開通となり、近代においても基幹路線として機能してきた。

一方、琵琶湖をめぐる周回する鉄道については、県民の悲願としてあったが、地域間交流の促進と県土の均衡ある発展を図るため、北陸本線の長浜～近江塩津と湖西線の永原～近江塩津の総延長 29.5Km の交流電化区間を直流方式に切り替え、京阪神方面から「新快速電車」がダイレクトに北びわこ地域へ乗り入れが可能となった。この結果、近江塩津駅において同時刻・同一ホームで乗り換えが可能となる通称「琵琶湖環状線」が平成 18 年 10 月 21 日に開業した。

なお、史跡小谷城跡への最寄りの駅は、北陸本線の河毛駅である。



第 9 図 琵琶湖環状線概略図

第3節 歴史的環境

湖北地方の縄文時代は、早期から始まりその時期の生活環境により住み分けていた。その足跡は、葛籠尾崎湖底遺跡や醍醐遺跡に見えるが、時期によっては東海や近畿、北陸の影響を受けた文化が展開していた。

弥生時代に入ると、琵琶湖や河川が形成した湿潤地の川崎遺跡や高月南遺跡で稲作文化が開花し、周辺地域へと広がりを見せ地域社会を形成していったようである。

古墳時代には、3世紀後半から4世紀には旧高月町地域で小松古墳、深谷古墳をはじめとする国指定史跡の古保利古墳群（2003年8月指定）が形成され、その周辺には若宮山古墳（5世紀前葉：旧湖北町）、姫塚古墳（4世紀：旧高月町）、横山神社古墳（旧高月町）などの古墳が築かれる。5世紀以降は、塩津湾を望む丘陵に塩津丸山古墳や、茶臼山古墳をはじめとする龍ヶ鼻古墳群（垣籠町）が築かれ、市内一円に古墳文化が広がりを見せた。

このように、いち早い弥生文化の開花と古墳時代への展開の背景には、琵琶湖と大小河川が形成した稲作の好適立地、湖上交通とともに濃尾地方・北陸地方との交易ルートの要衝であったことがあげられる。その後、律令時代になると田園の整備とともに、社寺仏閣が築かれるが、寺院に用いられた瓦の窯業も展開した。また、市域内には式内社の密度が非常に高い特徴を見せる。

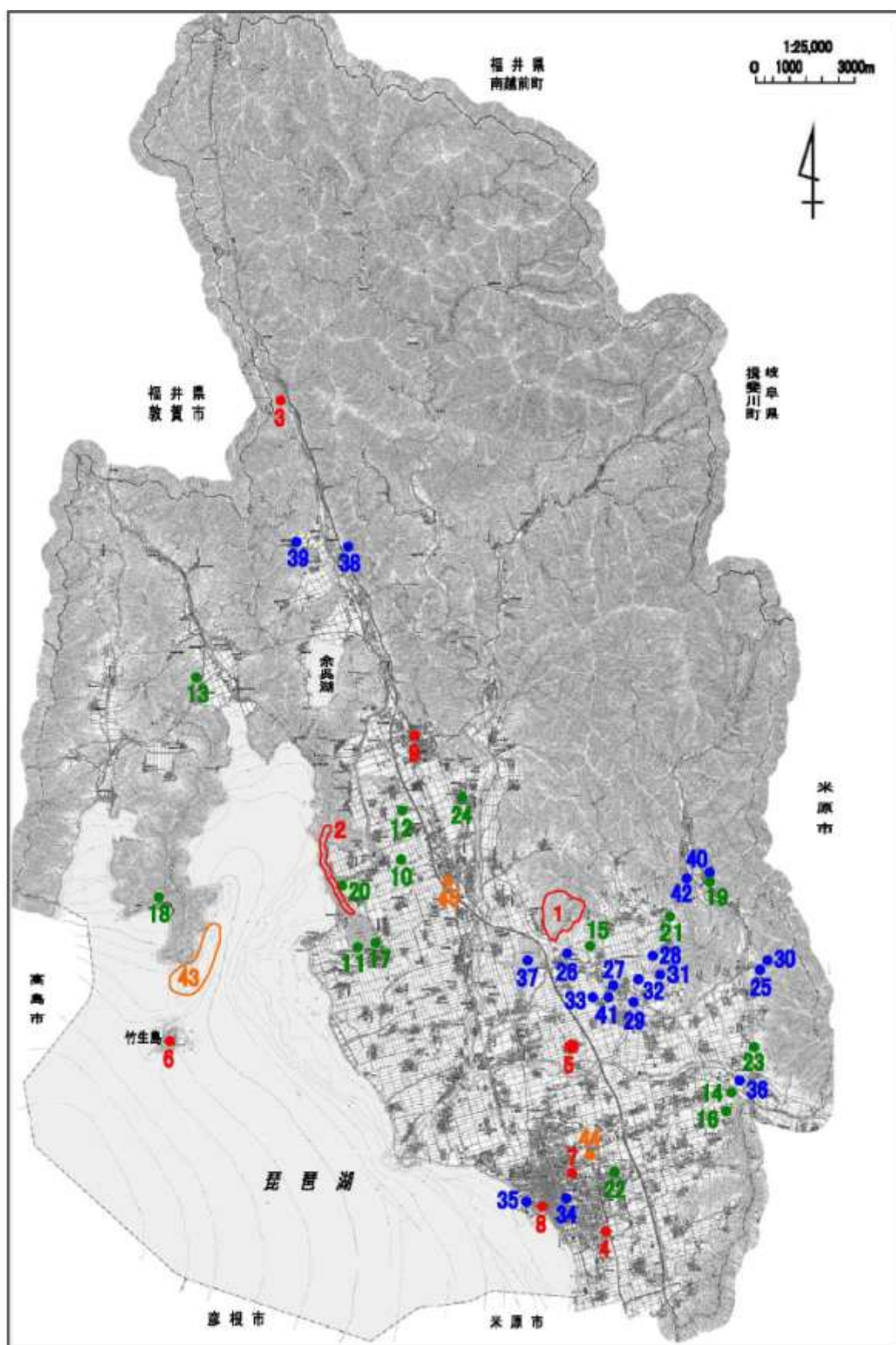
中世の湖北は、守護大名京極氏により治められるが、小谷城を築城した浅井氏は、京極氏の衰退とともに国人領主や土豪を束ね戦国大名として号令した。浅井氏が戦国期に本領域を支配していく背景には、この地域の生産基盤と交通の要衝をあげることができる。市内には、多くの城館が築かれるが、下坂氏・三田村氏をはじめ、これらの館を築いた土豪たちは共に浅井氏の家臣である。なお、下坂氏館跡（平成18年1月指定）、三田村氏館跡（平成19年7月指定）は、遺構が良好に残り北近江城館跡群として国史跡に指定されているが、三田村氏館跡に関しては、姉川の合戦の際に浅井軍の援軍に駆け付けた朝倉軍の本陣が置かれたことが知られている。

浅井氏は、織田信長の侵攻とともに滅んだが、市内には横山城跡や姉川古戦場、長浜城跡、賤ヶ岳古戦場など、戦国期を伝える遺跡が数多く存在する。

その後、豊臣秀吉は、長浜城を足掛かりに天下統一を果たし桃山文化を開花させたが、市内の大通寺や竹生島にもその文化がもたらされた。このように、縄文時代から幾多の足跡を残してきたが、それは、市内に点在する史跡・名勝等や国指定、県・市指定の文化財に見ることができる。

表5 史跡等一覧（凡例：赤＝国指定 緑＝県指定 青＝市指定 橙＝指定外）

番号	種別	名称	番号	種別	名称	番号	種別	名称	番号	種別	名称
1	史跡	小谷城跡	13	史跡	塩津丸山古墳	25	史跡	醍醐遺跡	37	史跡	虎御前山
2	史跡	古保利古墳群	14	史跡	茶臼山古墳	26	史跡	雲雀山古墳	38	史跡	東野城跡
3	史跡	玄蕃尾城	15	史跡	松尾宮山古墳群	27	史跡	岡の腰古墳	39	史跡	別所山砦跡
4	史跡	下坂氏館	16	史跡	垣籠古墳	28	史跡	大人塚古墳	40	名勝	大吉寺庭園
5	史跡	三田村氏館	17	史跡	古保利古墳群	29	史跡	亀塚古墳	41	名勝	実宰院庭園
6	名勝史跡	竹生島	18	史跡	諸川瓦窯跡	30	史跡	塚原古墳群	42	名勝	赤田氏庭園
7	名勝	大通寺含山軒 および蘭亭庭園	19	史跡	大吉寺跡	31	史跡	城山古墳群	43	史跡	葛籠尾崎湖底遺跡
8	名勝	慶雲館庭園	20	史跡	西野水道	32	史跡	木尾登り窯	44	史跡	川崎遺跡
9	名勝	浄信寺庭園	21	名勝	孤蓬庵庭園	33	史跡	北国脇往還	45	史跡	高月南遺跡
10	史跡	姫塚古墳	22	名勝	総持寺庭園	34	史跡	妙法寺塚墓			
11	史跡	若宮山古墳	23	名勝	池氏庭園	35	史跡	長浜城跡			
12	史跡	横山神社古墳	24	名勝	理覚院庭園	36	史跡	姉川古戦場跡			



第 10 図 史跡等分布図

第3章 史跡小谷城跡の歴史と現状

第1節 浅井氏の歴史

「浅井」については、応永 21 年(1414)に編纂された『竹生島縁起』や旧余呉町上丹生の長福寺本尊薬師如来像(建保 3 年(1215))の背銘などに散見されるが、小谷城を築城した浅井亮政との関係は不明である。

戦国期の北近江における浅井氏の地位については、京極氏の家臣下坂氏により記された『江北記』によって知ることができる。この文書は、京極氏の主要な被官を位置づけたもので、「根本当方被官」、「一乱初刻御被官に参入衆」(文明 2 年(1470)京極氏の内訌後に家臣になった者)、「近年御被官参入衆」(明応 8 年(1499)頃になった者)に区分されている。このうち「根本当方被官」に今井・河毛・今村・堀・三田村などとともに浅井氏の名が記されていることから、浅井氏は京極氏の元からの主要な被官だったことが知られる。この「浅井」は『江北記』の書かれた時代から推測して、浅井亮政または浅井氏一族を指していると考えられる。

大永 3 年(1523)、京極高清・高延と高慶との家督相続に端を発した内部抗争は「梅本坊公事」で決裂し、内部で専横する上坂信光と、それに不満を持つ浅見定則を盟主とする浅井亮政、堀元積、三田村忠政、今井越前たち根本被官の間で戦いがおこり、浅井氏等の根本被官たちが勝利した。その後、浅見氏が台頭し京極氏の中で権力を強めたことでふたたび抗争がおこった。所謂「国人一揆」である。このように、京極氏内部での家臣団の反目と抗争を繰り返す中で、浅井亮政は小谷城を築城し力を発揮していったと考えられる。

小谷城が記録に現れるのは、『長享年後畿内兵乱記』に「大永五年(1525)。定頼公浅井城大津見(具)江発向。九月浅井亮政没落。」とするのが最初であり、初期の城は、現在の本丸尾根に築かれた城郭ではなく、小谷山最高峰の大嶽(オオズク)に築かれていた城であったことが知られる。ところが、『大安寺三綱記』の記述によると、大嶽には古い時代には大嶽寺(廃寺)があったとされている。大嶽城は、この寺院跡を利用し短期間に城を構築したことも考えられる。小谷城(大嶽)は、梅本坊公事が行われた大永 3 年から大永 5 年の短期間に築かれたと考えられるが、この築城は、浅井氏が京極氏の一被官から戦国大名へと成長する転機となった。

清水谷の居館の存在については、亮政が、京極高清・高延父子を小谷城清水谷の居館に招き饗応した(「天文三年浅井備前守宿饗応記」『続群書類従』)天文 3 年(1534)にはすでに存在していたことになる。この饗応により、浅井氏は、京極氏の根本被官のなかでも重臣への地位を確立していった。

その後、浅井氏は、勢力拡大を危惧した六角氏により度々攻撃が加えられ、敗退を繰り返したが、その間にも徐々に基盤を確立していった。小谷城は、この勢力の拡大と基盤の確立のなかでさらに整備が進められたものと考えられるが、本城が大嶽から本丸尾根へと移った時期は不明である。



写真 5 浅井長政像(小谷城址保勝会所蔵)

天文 11 年(1542)正月 6 日に亮政は卒去、跡目を継いだ久政は、天文 22 年(1553)11 月に北近江南部の地頭山において六角義賢と戦い大敗。六角氏と講和を結んだが、嫡男「猿夜叉」(後の長政)を義賢の一字をうけ「賢政」と名乗らせるとともに、義賢の家臣平井定武の娘を「室」に迎えるなど、その後、六角氏の保護国的な扱いをうけるようになる。しかし、久政は六角氏の圧力を受けながらも「用水争論」の裁定など、内政に力をくだき「国人」「土豪」層の掌握に努め戦国大名への道を開いていった。また、領域内の軍務、政務に関わっていた寺院を小谷城内の搦手に出坊として設け(現在の六坊跡遺構)集住させている(『浄信寺文書』)。この時期にも小谷城の整備がすすめられたと考えられる。

永禄 3 年(1560)8 月、六角氏から離反した浅井賢政は、野良田合戦で六角氏と戦い勝利。同年 10 月久政は隠居し跡目を継いだ賢政は、永禄 4 年頃、名前を長政と改名した。その後、幾度となく六角氏との抗争が繰り返されるが、永禄 10 年末か 11 年早々に、長政は織田信長と盟約を結びその妹「お市の方」を妻に迎え入れ、永禄 11 年、信長とともに六角氏を攻撃、六角氏を追放し覇権を手中にし近江の戦国大名として君臨したのである。

姉川合戦から小谷城攻防について眺めると、元亀元年(1570)4 月、織田信長の朝倉攻めに際し、長政は、織田信長から離反し旧来から同盟関係にあった朝倉勢に加担、天筒・金ヶ崎の戦いで織田軍の背後を突き信長を敗走させた。

このことにより、元亀元年 6 月 19 日、織田信長は 2 万の兵を率いて出陣し長浜市東部の龍ヶ鼻丘陵に布陣、これをうけた長政は 6 月 27 日、朝倉の援軍とともに 1 万 3 千の軍勢で姉川を挟み対峙。翌 28 日早朝、戦いが始まった。浅井・朝倉軍は優勢に戦いをすすめたものの、徳川軍の側面攻撃により朝倉軍が崩れ、横山城攻撃軍の参戦により浅井軍も苦戦、劣勢となり小谷城に退いた。

小谷城へと追い討ちをかけた織田軍について、『信長公記』では「信長公は小谷まで五十町まで迫って追い討ちをかけ、ふもとの家々に火をかけられた。しかし尚小谷城は高所要害の地であったことから、一挙に攻め上げることはむづかしいと考えられ、信長公はいったん横山へ引きもどされた」と記している。

その後信長は、元亀 3 年(1572)7 月 21 日に小谷城下町を焼き討ちするとともに、水の手まで攻め入っており、信長による小谷城攻撃の開始である。

このことについて『信長公記』元亀三年七月二一日の項には「浅井居城大谷へ推し詰め、・・・町を破らせられ、一支もさへず推入れ、水の手まで追上げ、数十人討捕り・・・。」としている。

「水の手」は、清水谷最深部に在ることから、この段階に清水谷居館、家臣団屋敷、寺院等が落とされ、浅井一族は本丸等に籠城したと考えられる。

27 日、朝倉義景は、軍勢を率いて大嶽城に入るとともに、29 日に知善院尾に布陣した。「知善院尾」は、清水谷入口に知善院が存在したことから、その北側の尾根、すなわち、山崎丸への布陣と思われる。

一方、織田軍は、小谷城と指呼の距離の虎御前山に 7 月 27 日城砦を築き始め、8 月 8 日、虎御前山城が完成。『信長公記』では「御巧を以って、当山の景気(色)興ある仕立、生便敷御要害見聞に及ばざる」としている。

天正元年(1573)8 月 8 日、山本城主阿閉淡路守が織田軍に勦降。10 日に信長は虎御前山に着陣、12 日に小谷城大嶽郭への攻撃開始とともに、丁野山城を攻め朝倉軍の平泉寺玉泉を降伏させた。翌 13 日、信長は撤退する朝倉軍を追撃。一乗谷を攻撃された朝倉義景は 20 日に自刃した。

26 日、信長は、虎御前山に帰陣し 27 日小谷城の総攻撃にうつる。信長の命を受けた羽柴秀吉は、長政の籠もる小谷城本丸(鐘丸)と久政が守る小丸との間の京極丸を攻撃し陥落させるとと

もに、小丸に攻め入った。これにより久政は切腹、9月1日、長政は本丸尾根の赤尾屋敷で自刃し浅井氏は滅亡、小谷城は陥落した。このことについて『信長公記』には「八月廿七日夜中に、羽柴筑前守京極つぶらへ取り上がり、浅井下野守・同備前守父子の間を切り取り、先下野居城を乗取り候。爰にて浅井福寿庵切腹を仕候。去程に、年来目を懸けられ候鶴松太夫と申候て、舞をよく仕候者にて候。下野を介錯し、去て其後鶴松も追腹仕り、名誉是非なき次第なり。羽柴筑前守下野が頸を取り、虎御前山へ罷上り、御目に懸けられ候。翌日又、信長京極つぶらへ御あがり候て、浅井備前・赤生美作生害させ、浅井父子の頸京都へ上せ、又獄門に懸けさせられ……」として、小谷城の落城と浅井氏の滅亡を記している。なお、“京極つぶら”は京極丸のことであり、“下野”は久政、“備前”は長政であり、“赤生”は重臣赤尾氏のことである。

小谷城の城下町については、元亀元年6月21日と元亀3年7月21日の2回の焼き討ち、および、その後の織田軍の攻撃により焼き崩され離散した可能性が考えられる。また、天正年間に、羽柴秀吉（後の豊臣秀吉）が「今浜」を「長浜」に改名し長浜城を築城するとともに、小谷城下町の商人などを長浜城下に集めて楽市の城下町を作ったが、このことにより小谷城城下町は姿を消した可能性が高い。

史跡小谷城跡の黒金門跡をはじめ、石垣の崩落個所について「廃城の痕跡」という見方があるが、廃城の時期やその後の小谷城について確かな資料等はないのが現状である。



第 11 図 浅井氏最大勢力範囲図

表6 浅井氏関係年表（『近江浅井氏関係年表抜粋』）

年号	西暦	月日	事 項	出典
長禄 4	1460	7.28	六角高頼、近江半国の守護に補任される。	陰涼軒日録
明応 5	1496	6.27	京極高清、斎藤利国の援軍として浅井直種・三田村氏らを遣わす。	船田後記
9	1500	3.12	浅井後室慶集・浅井直政、竹生島に6反36歩を寄進する。	竹生島文書
文亀 元	1501	6.3	浅井直種・三田村・河毛氏ら、上坂家信の今浜城を攻める。	江北記
大永 3	1523	3.3	大吉寺梅本坊公事行われ、浅井亮政ら尾上城に籠もる。	江北記
			浅井亮政・浅見貞則と謀り今浜の上坂信光を攻める。	実隆公記
5	1525	5.24	高頼、亮政を江北に攻める。	上杉家文書
		6.19	亮政、六角氏との戦況を斎藤氏に報ず。	河毛文書
		7.16	高頼、尊勝寺に陣を移す。	朽木文書
		7.18	高頼の臣永田高広、小谷城攻めの戦況を朽木植綱に報ず。	朽木文書
		8.28	朝倉宗滴の斡旋により、亮政と高頼講和する。	寺院雑要抄
		9.19	亮政と高頼の講和破れ、高清・高延没落する。	二木記
			亮政、三田忠政に感状を与える。	三田村文書
		9下旬	亮政、美濃に遁れ、高頼は江北を領す。	寺院雑要抄
		10.11	亮政、渡岸寺次郎左衛門尉の戦功を賞す。	浄信寺文書
		10.17	三田村直政の一族、六角方に降り、亮政その所領を直政に安堵する。	三田村文書
6	1526	7.27	高清、山本金光寺の寺領を安堵する。	金光寺文書
		8.29	亮政、山本金光寺の寺領を安堵する。	金光寺文書
		一.一	亮政・高清、江北に復帰する。	島記録所収文書
		一.一	浅井久政、生まれる。	徳勝寺授戒帳
享禄 4	1531	4.6	亮政と高頼、箕浦に戦い、亮政敗北する。（箕浦合戦）。	長享年後畿内兵乱記
		4.12	亮政、三田村直政の箕浦合戦における戦功を賞す。	三田村文書
天文 2	1533	1.一	亮政、今井秀信を討つ。	東浅井郡志
3	1534	8.20	亮政、高清・高延父子を小谷城に饗応する。	浅井備前守宿所饗応記
		9.12	亮政、定頼に敗れ、小谷城に退く。	
10	1541	4.3	亮政、京極高広と戦う。	林文書
11	1542	1.6	亮政卒す。	浅井亮政墓碑銘
		3.4	亮政の香奠千疋、本願寺より田屋明政に遣わされる。	天文日記
天文 15	1546	7.2	久政・浅井紀伊守出陣する。	菅浦文書
		7.3	久政ら海津を攻めおとす。	菅浦文書
18	1549	一.一	久政、高広と講和する。	浅井郡志
21	1552	7.23	大角義賢、江北に出陣する。	下坂文書
22	1553	11.上旬	久政、義賢と地頭山に戦い敗れる（地頭山合戦）。	東浅井郡志
		11.26	久政の臣己牧院正端・月ヶ瀬忠清、江南に赴き講和する。	西村文書
永禄 2	1559	1.一	賢政（長政）、義賢の臣平井定武の娘を娶る。	東浅井郡志
		4.一	賢政、平井定武の娘と離別する。	東浅井郡志
		5.6	義賢、家臣に佐和山城攻めを奨す。	蒲生文武記
		5.25	今井定清、小谷城に登城し、賢政より甲冑を賜る。	島記録所収文書
		9.16	義賢、高野瀬秀澄を肥田城に水攻めする。	近江輿地志略
3	1560	8.中旬	義賢、賢政と野良田表戦い、敗れて退却する（賢政の初陣）。	江濃記

年号	西暦	月日	事 項	出典			
永禄 3	1560	10. ー	久政、家督を賢政に譲り、小丸に隠退する。	東浅井郡志			
		12. 5	美濃の斎藤義竜、近江に侵入する。	若宮文書			
		12. 21	賢政、伊香郡飯福寺に 1 万疋の矢銭を課す。	飯福寺文書			
	4	1561	3. ー	義賢・義弼父子、浅井の支城佐和山を攻める(佐和山合戦)。	巖助往年記		
			6. 20	この頃、賢政から長政に改名した。			
	6	1563	10. 1	大角義弼、その臣後藤賢豊を誅す(観音寺騒動)。	長享年後畿内兵乱記		
			10. 8	義弼、後藤賢豊一族諸将に迫われ、日野に逃れる。	長享年後畿内兵乱記		
	9	1566	7. 29	長政と義弼、蒲生郡に戦う。	中山文書		
			9. 9	長政と義弼と戦う。	永禄九年記		
	10	1567	9. 15	長政、信長へのとりなしを市橋長利に依頼する。	古文書纂		
			11. 21	足利義秋、一乗谷の朝倉義景を頼る。	朝倉始末記		
	11	1568	7. 16	義秋、長政の小谷城に入る。	多聞院日記		
			8. 7	織田信長、足利義昭を擁して佐和山に着陣する。	信長公記		
			9. 12	信長の兵、箕作城を襲う。	氏郷記		
			9. 13	信長、観音寺城に入る。	信長公記		
			9. 26	信長、義昭を奉じて入京する。	多聞院日記		
			12. 12	久政・長政父子、朽木元綱を招降し、誓書を送る。	朽木文書		
			12	1569	10. 13	長政、義昭より贈られた鷹の返礼をする。	古証文所収文書
			13	1570	4. 8	長政、今井肥後守・浅見対馬守に赤尾新兵衛の出陣を報ず。	脇坂文書
					4. 20	信長、朝倉討伐のため京を出発する。	信長公記
元亀 元	1570	4. 25	信長、敦賀に出陣。	信長公記			
		4. 26	長政の謀反の報、信長に届く。	信長公記			
		4. 晦	信長、朽木谷を越えて京に戻る。	信長公記			
		5. 21	信長、岐阜に帰る。	信長公記			
		6. 19	信長、伊勢・美濃・尾張の大軍 25,000 を率いて江北に入る。	信長公記			
		6. 21	信長、長政を攻め、小谷城下を焼き払う。	信長公記			
		6. 24	信長、陣を竜ヶ鼻に移して横山城を攻める。	信長公記			
		6. 26	長政、小谷城を出て大依山に陣す。	津田文書			
		6. 28	信長、徳川家康連合軍、浅井・朝倉連合軍を姉川に破る(姉川合戦)。	津田文書			
		7. 1	信長、佐和山城を攻める。	信長公記			
		9. 10	顕如、久政・長政父子に油断なきを令す。	石山本願寺日記			
		9. 16	長政、朝倉義景の臣山崎吉家と共に坂本に出陣する。	歴代古案			
		9. 21	長政、逢坂山を越えて醍醐・山科辺りを放火する。	護国寺文書			
		9. 24	長政、朝倉景健、比叡山に上り、三好三人衆に出陣を報ず。	歴代古案			
		9. ー	長政、京都上京・清水寺・大徳寺・知恩院・妙心寺・離宮八幡社領大山崎中に禁制を下す。	上京文書・成就院文書・大徳寺文書・知恩院文書・妙心寺文書・離宮八幡宮文書			
		10. 16	義景、比叡山麓に出陣する。	歴代古案			
		11. 25	朝倉の兵、信長の兵を堅田浦に破る。	歴代古案			

年号	西暦	月日	事 項	出典
元亀 元	1570	11. 28	義昭、関白二条晴良と共に赴き、信長と長政・義景の和を命ず。	公卿補任
		12. 13	信長と、長政・義景の和なる。	信長公記
2	1571	12. 17	信長、岐阜に帰陣する。	信長公記
		2. 24	磯野員昌、佐和山を出て信長に降る。	信長公記
		5. 6	長政、姉川に出陣し、横山城を攻める。	信長公記
		8. 12	長政、義景の出陣を促す。	下郷共済会文書
		8. 18	信長、横山城に入る。	信長公記
		8. 26	信長、木之本方面に放火する。	信長公記
		8. 28	信長、佐和山城に入る。	興敬寺文書
		9. 12	信長、比叡山を焼き討ちする。	言継卿記
		1. 2	信長、姉川・朝妻間の交通の遮断を秀吉に命ず。	神田文書
		3. 5	信長、数万の大軍を率いて岐阜を出発する。	甫庵信長記
3	1572	3. 7	信長、小谷を攻め余呉・木之本方面に放火する。	信長公記
		6. 30	顕如、久政・長政父子をねぎらい、鉄砲薬を送る。	石山本願寺日記
		7. 21	信長の兵、小谷城を攻め、城下町に放火する。	信長公記
		7. 27	信長、虎御前山に砦を築く。	信長公記
		7. 晦	義景、小谷に着陣する。	島記録所収文書
		8. 2	義景、小谷城山崎丸に陣を移す。	島記録所収文書
		10. 3	武田信玄、久政・長政父子に遠江にむけて出陣するを報ず。	南行雑録
		11. 16	長政の兵、虎御前山・宮部に出て、秀吉の兵と戦う。	信長公記
		12. 3	義景、越前に帰陣する。	永禄以来年代記
		12. 19	顕如、久政・長政父子に信玄の出陣を報じ、黄金 20 両などを送る。	石山本願寺日記
天正 元	1573	5. 7	久政、山本新四郎の小谷城入城を命ず。	金光寺文書
		5. 29	長政の兵、秀吉の兵と戦う。	中村不能斎収集文書
		8. 8	信長、阿閉貞征の降を聞き、岐阜を出発する。	信長公記
		8. 9	信長、虎御前山に出陣する。	信長公記
		8. 12	長政の臣浅見対馬守、信長に降る。	信長公記
		8. 13	信長、丁野城を攻め、義景は越前に退却する。	信長公記
		8. 15	義景、一乗谷に逃れる。	朝倉始末記
		8. 16	義景、越前山田荘に逃れる。	朝倉始末記
		8. 18	信長、越前府中に入り、柴田勝家らに命じて一乗谷を焼く。	信長公記
		8. 20	義景、自害する（41 歳）。	信長公記
		8. 26	信長、虎御前山に凱旋する。	信長公記
		8. 27	秀吉、小谷城を攻め、久政自殺する（49 歳）。	信長公記
		8. 29	長政、片桐孫右衛門尉の小谷籠城を謝す。	片桐文書
		9. 1	長政、小谷城本丸において自害する。	總見記
		10. 17	長政の嫡子万福丸、関ヶ原に磔殺される（10 歳）。	信長公記
寛永 9	1632	9. 一	長政、破格の従二位中納言を追贈される。 (江の孫にあたる明正天皇より。)	徳川実録

出典：『近江浅井氏の研究』平成 17 年小和田哲男

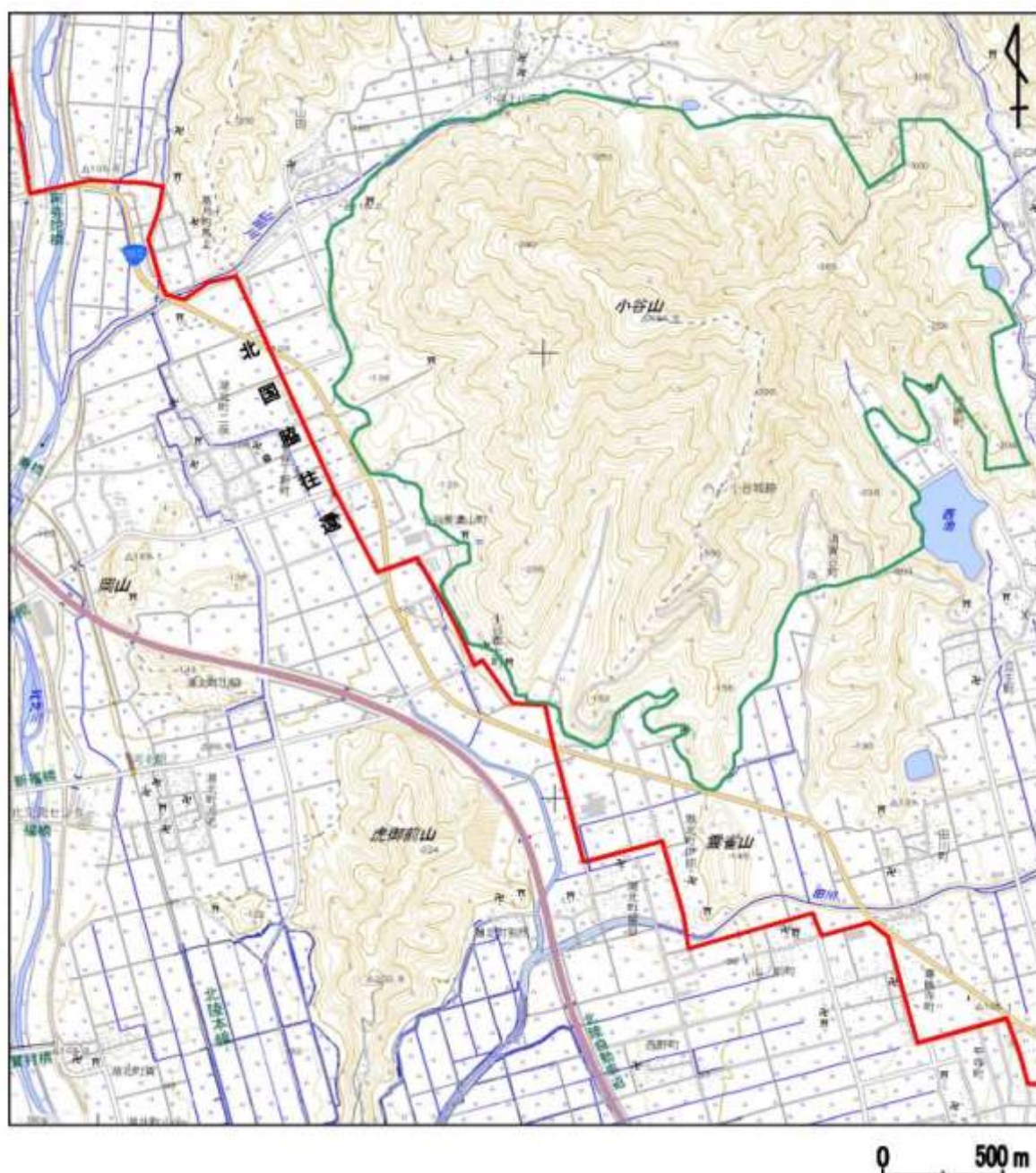
第2節 史跡小谷城跡と周辺の環境

(1) 位置と地形

史跡小谷城跡は、旧湖北町から旧浅井町にかけて所在する戦国時代の山城で、琵琶湖の北東岸に面した湖北平野の北東部に位置する小谷山に築かれている。

小谷山は、伊吹山系の支脈で、山田川の浸食によって形成された独立丘陵で、標高 495m（平地からの比高差約 400m）の急峻な山であり、前面には姉川、高時川や虎御前山、背後には伊吹山地が控え自然の要塞となっている。

また、眼下には湖北平野が広がり、城下には北陸と東海地方を結ぶ幹線道路である北国脇往還が走っている。背後の伊吹山系には、越前や美濃への間道もあり、交通の要衝であるといえる。



第12図 小谷城跡と北国脇往還

（２）史跡小谷城跡の概要

史跡小谷城跡は、浅井三代にわたって築城された、中世屈指の山城として知られており、浅井氏が守護大名の一被官から戦国大名となり、やがて滅んでいく過程を知ることができる、戦国史、あるいは城郭研究上重要な遺跡である。また、小谷山尾根に展開する城郭遺構と、山塊に深く開析した最大の谷の清水谷に設けられた居館跡・家臣団屋敷跡・寺院跡、そして、谷筋前面に広がる城下町遺跡が一体となった「惣構えの城郭」であり、築城技術の上でも城郭の随所に石垣が用いられるなど、その価値は高い。

惣構えとしての配備は、主郭尾根の梯郭式に連続する曲輪群、小谷山最高峰の大嶽城跡、そして、清水谷の居館・家臣団屋敷・寺院、これらを守るように配された出丸跡、金吾丸跡、月所丸跡、福寿丸跡、山崎丸跡、焼尾丸跡・平尾などの独立した砦からなる。

主要部は、大嶽より南東にのびる主尾根（伊部山）にあり梯郭式の山城となっている。小谷城跡は、主要部の重要な部分に効果的に石垣を用いるとともに、土塁や切岸で防御された曲輪で構成されている。

主尾根の下より番所跡、御茶屋跡、御馬屋跡、馬洗池跡、桜馬場跡、黒金御門跡、大広間跡、本丸跡、中丸跡、京極丸跡、小丸跡と続きこの尾根の最も高い所に山王丸跡が位置するが、本丸跡の北に「大堀切」と呼ばれる空堀があり、ここを境にして城郭は大きく二つに分かれる。

前の部分は、大広間跡、本丸跡を詰の曲輪としているが、大広間跡、本丸跡の前面には御茶屋跡、大型の土塁を巡らせた御馬屋敷跡、桜馬場跡などの曲輪を順次設けている。御馬屋敷跡曲輪から清水谷側に大広間跡、本丸跡の裾部を経て中の丸跡付近まで帯曲輪が、また、東側の本丸跡下には浅井長政が自刃した「赤尾屋敷」と呼ばれる曲輪があり、桜馬場跡から赤尾屋敷跡までは帯曲輪が設けられており、これらの施設により桜の馬場跡から大広間、本丸跡は厳重に防御されている。さらに、本丸跡左右の斜面には土塁を設け奥への侵入を遮断している。なお、本丸跡の呼称について、江戸時代に描かれた「小谷城跡絵図」では「天守共 鐘丸共」と記されており、「鐘丸」という呼称は本丸跡の本来の機能を表しているのではないかと考えられる。

中丸跡から山王丸跡までが後の主要部である。中丸は本丸跡の背後にあるにもかかわらず、本丸跡からの侵入を防ぐため枡形の虎口を設けている。中丸跡から京極丸跡、二代城主久政の自刃した小丸跡とつづき、この尾根の最も高い所に山王丸跡がある。山王丸跡は四段からなり、比較的大きな石を用い高さ約5mの石垣が築かれ枡形の虎口が設けられており、その規模は本丸跡を上回る。小谷城跡は、この山王丸跡を詰丸としている。その背後の鞍部には、堅堀に守られた六坊跡や月所丸と呼ばれる曲輪が設けられている。

また、主郭の尾根は、東側は険しいため曲輪は尾根筋よりやや下がったところまでで、堅堀などの防御施設も少ない。これに対し清水谷側は曲輪や切岸、堅堀が多く見られる。

小谷山最高峰に位置する大嶽城は、『長享年後畿内兵乱記』（前掲書）「大永五年(1525)。定頼公浅井城大津見(具)江発向。九月浅井亮政没落」の記述から、浅井亮政によって構築された初期の小谷城であることが知られる。土塁と曲輪、尾根を遮断する2本の堀切によって構成された堅固な構えで、清水谷側に虎口を設けている。小谷城の守りとしては重要な位置にあり、織田信長の小谷城攻めに際しては、朝倉軍が守備をしていたが、天正元年（1573）8月12日の織田軍の総攻撃により落城した。

大嶽から南西にのびる尾根には、山崎丸跡、福寿丸跡がある。これらの城砦は、清水谷を守る上で重要な位置を占めている。両砦は、屈曲する土塁により枡形が設けられており、小谷城跡の遺構のなかで特異な技法をとっているといえる。おそらく朝倉氏の指導もしくは、影響の

もと築かれたものではないかと考えられる。また、北から西・南・南東に広がる尾根には焼尾・平尾をはじめ4ヶ所の砦が存在する。これらの砦は、極めて小規模なものであり、小谷城を守るために築かれたと思われるが、その時期は、元龜元年の姉川合戦以降の可能性が考えられる。『信長公記』には、天正元年8月12日、焼尾丸を守っていた浅見対馬守が、信長方に寝返ったことにより大嶽城が落城したことを記しており、この時これらの砦も落とされたものと思われる。

清水谷は、小谷山に深く開析した谷で、開口部幅約180m、奥行き1,000mの平地部分と、その奥長さ約920mからなる。平地部分の最深部に浅井氏の屋敷跡と伝承される「御屋敷」があり、そこから谷の入口に向かって、「徳勝寺」「観音寺」「浅井山城屋敷」「遠藤喜左エ門屋敷」「磯野丹波守」「智善院」の地名が残り、寺院や一族、重臣の屋敷群が想定されている。また、大嶽に登る斜面にも大野木氏や三田村氏の屋敷が存在したという。これらの屋敷や寺院が配置された清水谷地区の入り口には、防御施設として「堀」が確認されている。

浅井亮政の「館」については『天文三年浅井備前守宿所饗應記』（『続群書類従』）に記録がある。これは、浅井亮政が天文3年（1534）8月20日に御屋形（守護）である京極氏を自邸に招いて供応した記録で、小谷城清水谷で行われたと考えられている。これには、館の御座敷の様子が詳細に書かれているが、御座敷はかなり広く隅には広縁があり、御座敷の外には庭がある。奥に小座敷があり床の間、違い棚、この奥の小座敷の末に「上之御茶湯」がある。小座敷の奥に「御くつろき所」があるなどと記され、初期の浅井氏の居館の様子を知ることができる。

清水谷の中央部を南北に貫く「清水道」が設けられ、その両側に居館・家臣団屋敷や寺院などが配置されていた可能性が高い。その清水谷のほぼ中央、浅井山城屋敷跡の東に「虎ヶ谷道」がある。この道は、虎ヶ谷を登り番所跡に至る登城道であり、虎ヶ谷道の両側には曲輪が設けられ厳重に守られている。また、清水谷道の入口付近、北国脇往還との合流点から谷に約160m入ったところに「オツテミチ」と呼ばれる道がある。江戸時代中期の「小谷城絵図」に「追手道」と書かれており、出丸跡の北から金吾丸跡、番所を経て本丸跡へと通じる登城道である。

谷の前面には、北国脇往還に沿って城下町が形成されている。北国脇往還は小谷山の西麓を南下し、小谷山に添って郡上集落の中央を東に向かい、清水谷の入り口で谷の中央から南にのびてきた「清水道」と合流し直角に折れ南下する。この一部に小谷城城下町が存在した可能性が高いが、北国脇往還と清水道の合流は、城下町の形成時に行われたものと推定される。

なお、清水谷の居館や家臣団屋敷、および小谷城城下町の消滅については、『信長公記』元龜元年6年21日に「浅井居城大谷(小谷)へ取寄り・・・町を焼きはらふ」とあり、元龜3年7月21日には「浅井居城大谷へ推詰め、・・・町を破らせられ、一支もさへず推入れ、水の手まで追上げ、数十人討捕り・・・。」と記されることから、この2回の攻防により落とされたと見ることができる。また、その後、羽柴筑前守秀吉が長浜城築城の際、小谷城下の商人たちを長浜城下に住まわせ、城下町を形成したとされるが、このことも小谷城城下町の消滅に大きく関わっていると思われる。

小谷城は、浅井亮政の築城にはじまり、その後に何度かの改修が加えられ、織田信長の攻撃と長政の自刃により落城した。その後、羽柴秀吉の長浜城築城の際、小谷城の石材が使われたともいわれる。

表 7 史跡小谷城跡 遺構等の概要

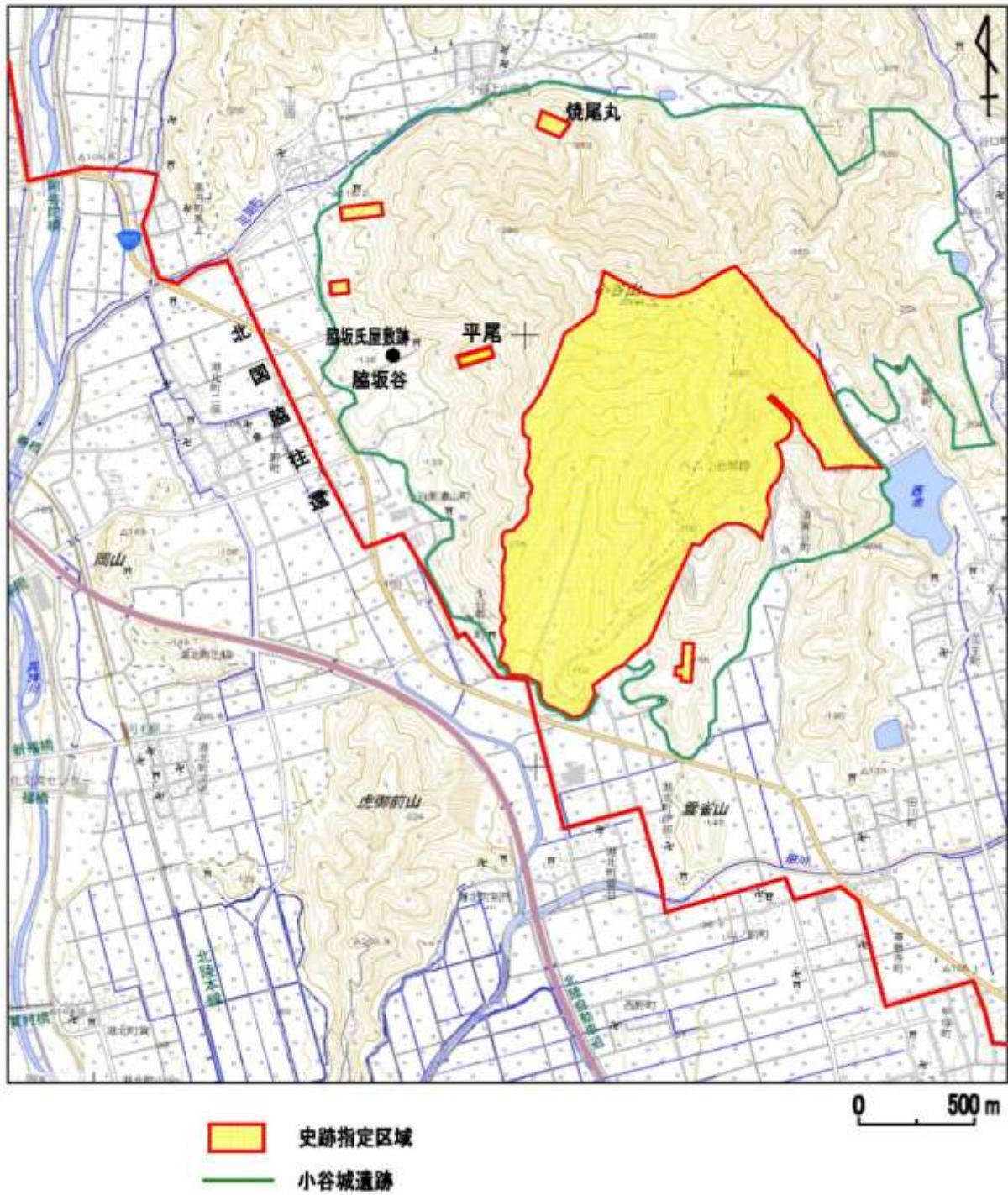
No.	遺構名称	遺 構 等 の 概 要
1	出丸跡	主郭尾根の最先端の平坦地にある曲輪である。独立した砦となっており本丸尾根の郭や清水谷の居館等屋敷を守るためのものと考えられる。上下2段の郭と土塁および空堀からなる。内部に建物が存在したかは不明。
2	金吾丸跡	本丸尾根、番所跡の南西の尾根ピークに位置する曲輪である。大永5年(1525)六角高頼が小谷城を攻めた時、朝倉金吾教景が援軍に来てここに陣を布いたといわれ、教景の名乗りを取って金吾丸と名付けられた。
3	番所跡	金吾丸跡の裏面、小谷城の主要道である登山道と清水谷中程からくる虎ヶ谷道の終点に位置し、小谷城主郭の入り口にあたる重要な郭である。西側の土塁は弓状に湾曲し谷筋をかためている。また、登城道側には礫を盛り上げた土塁が存在する。 史跡小谷城跡環境整備事業（昭和45年）で高さ2cmの銅製五輪塔が出土している。なお、林道もここが終点となっている。この番所跡から以降が、小谷城の主要な郭が連続する本格的な城郭となる。
4	御茶屋跡	番所跡のすぐ上にある郭で、主郭の最先端に位置する。郭は1段であるが、比較的広く、郭の真ん中を二分する低い土塁が見られる。曲輪の奥まった所には庭石がすえられており庭園の可能性はある。
5	御馬屋跡	御茶屋跡の上位に存在する曲輪である。通称、御馬屋跡と称され、三方を高さ2m程度の高い土塁で囲まれ堅固な構えである。土塁上部からの北西平野部の眺望は極めて良好である。北西と北東のコーナー部に虎口が設けられている。
6	馬洗池跡	御馬屋跡の北東虎口に面して存在する堀状の貯水池で、四方は小礫の石積みとなっている。その規模は、南北9m 東西6.6mで、中央東寄りに石垣の仕切が設けられている。
7	桜馬場跡	御馬屋跡の上方、大広間跡の前面に控え、東西二段に区切られた曲輪である。西側の曲輪からは建物の礎石が確認されている。周囲は切岸による防衛で土塁は存在しない。先端部からは平野部から琵琶湖の眺望が良好である。北東コーナー部に虎口が設けられている。
8	首据石	黒金門跡の手前に存在する巨石である。天文2年(1533)1月、京極氏の有力被官であった今井秀信を神照寺で殺害しここにさらしたと伝えられる。
9	黒金門跡	大広間の東、登城道の終点に設けられた門跡である。登城道を挟んで左右に高さ約3.5mの石垣が設けられるとともに、大広間の虎口へは、約7段の石段が設けられている。石垣は、外側で高さ約3.5m、内側で約50cmを測る。
10	大広間跡	別名「千畳敷」と呼ばれ、東西約35m南北約85mの3,000㎡に及ぶ平坦地である。桜馬場側には高さ約4mの石垣が積まれ、東寄りに黒金門跡がある。 大広間跡は、建物跡が検出されているほか、北東隅に長さ3.3m、横2.7m、深さ0.9mの石組みの井戸跡とこれに接続する石組みの溝跡が、北西隅には蔵跡が確認されている。また、建物の礎石が191cm(6尺3寸)間隔に配置されており、北西限には東西8m南北6mにわたって敷石した場所がある。
11	帯曲輪跡	御馬屋跡から清水谷側の斜面に本丸跡裏の中丸跡近くまで幅3～5mの帯曲輪があり、大広間付近には高さ5mの石垣が築かれている。主尾根斜面の帯曲輪等の配置は、清水谷側に多い。これは、地形が東側は険しく曲輪の必要がなかったことと、主要遺構が清水谷を中心としているためであると思われる。

No.	遺構名称	遺 構 等 の 概 要
12	本丸跡	大広間跡の北東上部に設けられた主郭である。不定形だが、規模は東西約 25m、南北約 40mで、上下二段からなる。総体的には、周囲は急峻で高さ 4 m 余りの高まりで、裾の一部には石垣が設けられている。また、東部斜面には腰郭を遮断する大土塁、北西斜面には石垣を用いた土塁が設けられている。北側は大堀切が控えている。 江戸時代中期の小谷城跡古絵図に「天守共鐘丸共」と記されており、鐘丸がその機能を表していると考えられる。
13	赤尾屋敷跡	黒金門の手前から登城道を右にそれて 180m 余り進んだところ、本丸の東下にあたるところに位置する。谷に向かい 3 段の曲輪からなる。 浅井氏の重臣、赤尾氏の屋敷跡と伝えられている。天正元年 9 月 1 日、最後の攻撃のため黒金御門から打って出た長政は、信長の兵に攻められ本丸に帰る事ができずやむなく、重臣赤尾美作守の屋敷に入り自刃した。享年 29 歳であったと伝えられる。
14	大堀切跡	本丸跡の北にある大規模な空堀跡。番所跡から本丸跡までと、その上部の郭群を区切る目的があったとも考えられる遺構である。なお、大広間跡からほぼ横ばいでこの堀切につながる。
15	中丸跡	大堀切跡の北にある曲輪で 3 段からなる。中段の曲輪には横矢を設けている。また、曲輪斜面には石垣が見られる。
16	御局屋敷跡	中丸跡の清水谷側にある曲輪で御馬屋跡からくる帯曲輪に続く。本丸から中丸へ向って左にそれたところ、中丸の西側にある南北 35m 東西 10m の小さな屋敷である。
17	刀洗い池跡	中丸から京極丸へ行く左手に存在する。城中の用水池（水の手）とみられ、岩盤を湯舟型に掘りその側面に高さ約 50 cm の石積を行って浸透水を受けたものである。
18	京極丸跡	刀洗い池を左手に僅か登った位置に存在する郭で、大広間に次ぐ広大な曲輪群である。下段は帯曲輪のように形づくられ、その奥には腰曲輪、これらの上部に横矢をもつ中段曲輪などが設けられている。これら前面の曲輪の上部に、中心部的な広大な主曲輪が存在する。この主曲輪の東側は高さ 3 m 前後の土塁を設け、更に、その下に 4 段の曲輪を配置する。また、清水谷側斜面にも広い曲輪を設けるが、この曲輪の南西部には石垣により固められた虎口が存在する。また、その下には、3 段の切岸による防御施設が存在する。このように、京極丸は、極めて戦略的構えを持つ。この郭の名称について、京極高清父子を迎え住まわせたことによるとされる。
19	小丸跡	京極丸の上部にあり、南北 25m 東西 30m 程で 3 段の曲輪からなる。浅井家 2 代久政が家督を長政に譲り隠居し、この郭に居住した、小谷落城の際は長政に先んじて自刃した場所といわれる。
20	山王丸跡	小谷城の詰めの丸である。山王権現が祀られていたため山王丸とされた。東西約 35m 南北約 70m で南北 4 段の曲輪からなる。中心の曲輪の東、南、北の三面に石垣が残っているが、東面・南面の石垣は巨石を用いている。南の曲輪の正面には、切り込んで虎口が設けられているが、この左右は大岩による石垣が設けられている。その前面は小丸であるが、馬出しの機能が窺える。

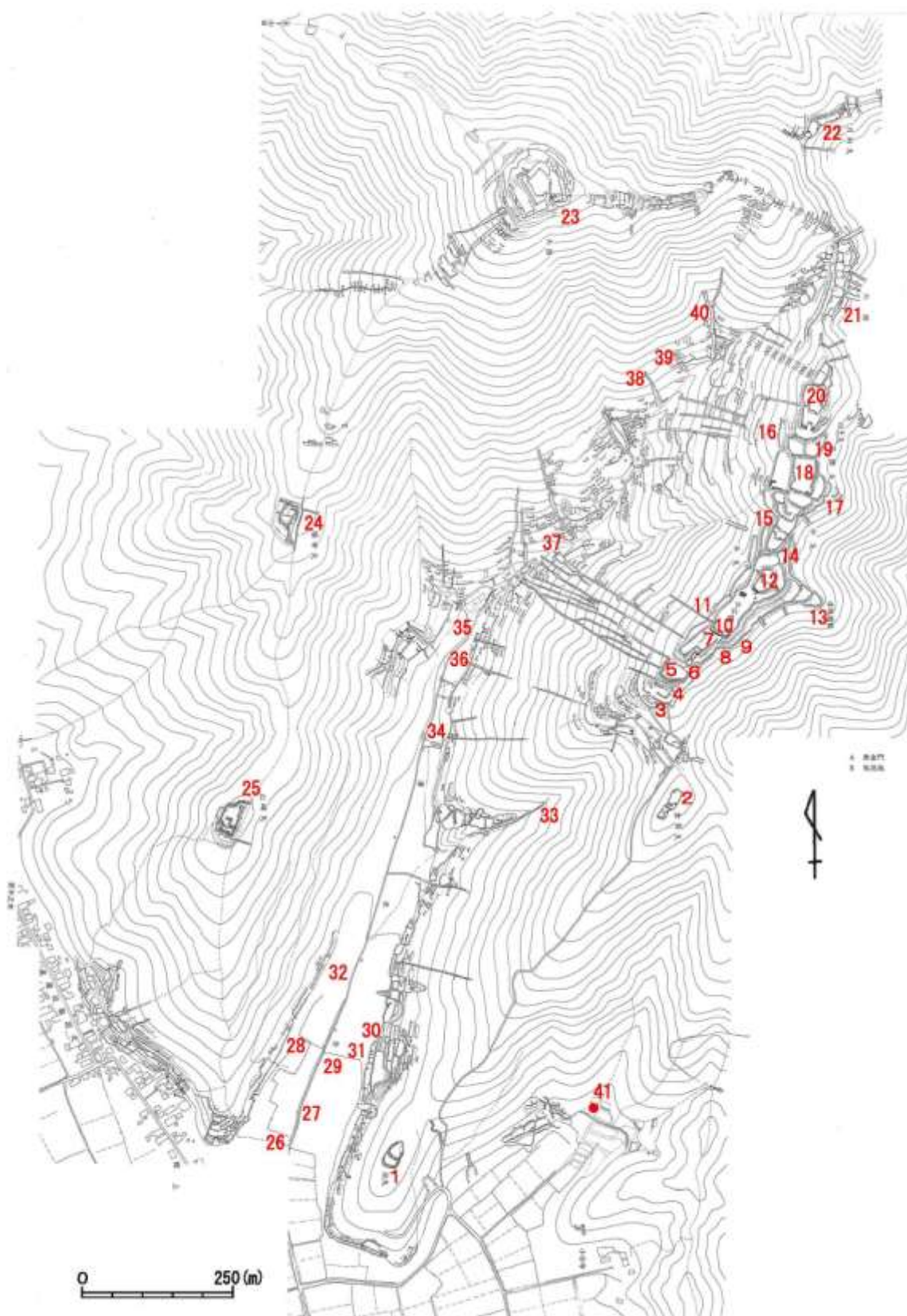
No.	遺構名称	遺 構 等 の 概 要
21	六坊跡	山王丸を下って大嶽へ至る鞍部にあって、尾根筋を削平し7箇所区画された郭で、随所に横矢が設けられている。清水谷から登って来た路は、この六坊を通して山王丸の背後に出ようになっている。 久政が六ヶ寺に命じて陣僧の出坊を建てたところからこの名がある。このことは、浄信寺(旧木之本町)文書の久政名による下知状によって知ることができるが、浅井久政の文書に「當城搦手」と書かれており、久政は軍務や政務を司っていた6つの寺院が江北各所に散らばっていて不便であったため、ここに集めたと言われている。小谷城跡絵図に、ここから月所丸を経て山続きの道が「越前山続忍道」と書かれている。
22	月所丸跡	月所丸跡から続く尾根筋に設けられた小谷城の搦め手、背後からの攻撃から守るための曲輪である。尾根筋平坦部の中ほどを土塁により区切り、2段の曲輪を形づくっている。東北先端部には「コの字状」に土塁を設けるとともに、その外側には、尾根を遮断する2条の堀切、その他2ヵ所に堅堀が設けられ堅く防御されている。 昭和46年に地元の研究者であった故中村一郎氏によって確認された郭であり、「月所丸」の名称は地名から中村氏が仮に付けたものである。
23	大嶽城跡	小谷山の最高所標高495mに位置する城郭遺構で、「長享年後畿内兵乱記」に「大永五年。定頼公浅井城大津見(具)江発向。九月浅井亮政没落。」とある。 重厚な構えで、最高部平坦地を二段に形づくり周囲を大形土塁が取り巻くとともに、北東部に犬走り、北西部から南西部にかけて曲輪を設ける。その外側には、段状に切岸、北西部には尾根を遮断する2条の堀切と堅堀が主郭を固めている。また、南西部には尾根筋に並行した堅堀と、尾根筋を遮断する小曲輪と切岸が認められる。 この城砦は、織田信長の浅井進攻を聞き長政が越前の朝倉義景の援軍を得てこの大嶽を守備したが、焼尾砦を守備していた旧臣浅見対馬守の変節により落城した。
24	福寿丸跡	大嶽城より北西に下る尾根の中程、標高288.8mに存在する。遺構は、南北50m東西44mの方形をなし土塁により囲まれている。遺構は、尾根筋の小ピークを削平し周囲を土塁により囲っている。その形状は、北東コーナー部に「L字状食い違い土塁」を設け虎口を設けている。その前面には空堀と切岸により防御されている。これらの形状は、朝倉氏による構築が推測される。 名称については、浅井氏の一族福寿庵惟安首座の名をとったものといわれる。
25	山崎丸跡	福寿丸からさらに下る尾根筋の小ピークに存在する郭である。頂部を削平し形成されているが、主郭の南側に「L字状」の土塁を設け虎口を形づくっている。主郭の南側には虎口とつながる腰曲輪が存在するとともに、随所に切岸、犬走り等の施設が認められる。本丸等の主要遺構と構造が違い、土塁を高く築くとともにL字状土塁により枡形状の虎口を設けるなど、複雑な構造になっており、朝倉氏により築かれたと考えられる。 山崎丸の名称は、信長が横山城に着陣したとき、越前より来援した山崎吉家が守備していたことに由来する。
—	焼尾丸跡 第13図参照	大嶽城から下山田へ向う尾根にある。細長い削平地だが、防御施設等は存在しない。信長公記によれば、天正元年8月12日、焼尾丸を守っていた浅見対馬守が、信長方に寝返ったことにより大嶽城が落とされた。 東浅井郡志の測量図には一ノ丸、二ノ丸、三ノ丸とある。なお、小谷城跡絵図等によると大嶽の南側にも「焼尾」の地名が残る。

No.	遺構名称	遺 構 等 の 概 要
—	平尾 第 13 図参照	昭和 12 年に史跡指定された。尾根の先端に設けられた曲輪。
—	脇坂谷 脇坂氏屋敷跡 第 13 図参照	浅井氏の家臣脇坂氏一族の本拠。北脇坂氏と南脇坂氏に別れ北脇坂氏が惣領であった。後に大名になった脇坂甚内安治はここで生まれた。小谷城落城後、羽柴秀吉に仕え長浜城に出仕した。嶋記録文書に「・・・甚内も仕合能候而、小者三人ツレテアルキ候ナト申候ツルヨシ」とあり、長浜城での活躍ぶりがうかがえる。賤ヶ岳の合戦で戦功を上げ七本槍に数えられた。「安治産湯の池」がある。
26	堀跡	清水谷を守るため閉鎖するようにつくられた幅約 20m の堀。信長公記によると元亀 3 年 7 月 21 日に「浅井の居城小谷に迫り、ひばり山・虎御前へ兵を上げられた。佐久間右衛門尉・柴田修理亮・木下藤吉郎・丹羽五郎左衛門・蜂屋兵庫頭に命じて、町を打ち壊して少しの抵抗もさせず突き進んで、水の手まで敵を追いつめ、数十人を打ちとった」とあり清水谷の奥深くまで攻め込まれたことがわかる。
27	清水道	清水谷中央の道で北国脇往還道と清水谷の堀外で交わる。明治時代の地籍図に道の両側に土塁の痕跡が見られる。
28	知善院跡	清水谷の入り口に位置し、西側は谷の斜面に南側は堀跡に接している。清水谷を守る上で重要な施設である。周囲を溝で区画している。堀跡近くで庭園跡と考えられる方形の池が検出された。池跡より柿経と共に元亀 3 年 7 月 14 日の年号の書かれた笹塔婆が出土した。 知善院は、小谷城落城後秀吉によって長浜に移されたと伝えられ、現在の長浜市元浜町に所在する「知善院」に相当すると考えられる。
—	大学ヤシキ跡	小谷城址保勝会所蔵の小谷城跡絵図に、知善院跡と遠藤屋敷跡の間に「大学ヤシキ浅見大学俊定」と書かれている。位置は特定できない。
29	追手道	清水谷は小谷城の大手と考えられる。堀跡から谷へ約 100m 入ったところから出丸跡に向かって道があり地元で「オッテミチ」と呼ばれている。ここから出丸跡の後ろを経て尾根上登山道につながる。ここから出丸跡への道がある。旧湖北町所蔵の小谷城跡絵図に追手道と書かれている。 清水道から山城への大手道については虎ヶ谷道もあり検討が必要である。
30	磯野丹波屋敷跡	浅井氏の重臣で姉川の合戦に活躍した磯野丹波守員昌の屋敷と伝えられている。追手道沿いに位置する。 東浅井郡志の測量図に書かれている。
31	神明社跡	小谷城跡絵図に本神明と書かれている。磯野丹波守の屋敷内にあり地元の人によるとこの場所は「あらたかなところで、不浄な事をすると罰が当たる」と伝えられている。
—	天徳寺跡	湖北町所蔵の小谷城跡絵図に神明社跡付近と、また小谷城址保勝会所蔵の小谷城跡絵図には追手道沿いの山裾に書かれているが、その位置は確認できない。
32	遠藤屋敷跡	浅井長政の重臣遠藤喜右衛門直経(?～1570)の屋敷跡と伝えられている。清水道沿いにあり道側に土塁の痕跡がある。 遠藤喜右衛門直経は、「浅井三代記」によると長政とお市の方の結婚で活躍したとある。また、大依山の守備にあたるなど浅井氏の勇将として活躍。元亀元年(1570)6 月 28 日の姉川の合戦では、浅井方の敗北が濃厚となったとき、信長の首を取るべく単身信長の陣に乗り込み、信長方の竹中久作に討ち取られた。 (信長公記)

No.	遺構名称	遺 構 等 の 概 要
33	虎ヶ谷道	虎ヶ谷道は清水道から番所跡への道である。虎ヶ谷道の北および曲輪側に約40m四方の区画があり周囲に土塁をめぐらす曲輪群がある。また、虎ヶ谷道の両側には曲輪が多く配置されて他の谷に比べて防御を強くしている。小谷城の構造上大手の可能性はある。
34	徳昌寺跡	浅井氏の菩提寺で、落城後秀吉によって長浜に移された。 現在、長浜市平方の徳勝寺がそれで浅井三代の墓がある。 清水谷の奥、清水道の御屋敷の前面に位置する。
35	観音堂跡	徳昌寺跡の西、福寿丸跡の下斜面に有り、三段の曲輪からなる。 長浜市所蔵の小谷城跡絵図に「観音堂跡此所能水有」と有るところから湧水地であった事がうかがえる。
36	御屋敷跡	小谷城址保勝会所蔵の小谷城跡絵図「御屋敷」と書かれている。清水谷平地の最も奥に位置している。
37	井筒跡	長浜市所蔵の小谷城跡絵図に「井筒」と書かれている。 絵図には石垣が書かれている。御屋敷跡の北、谷道沿いにあり、尾根からいうと桜馬場跡の下にあたる。南北約10m東西約15mの井戸跡である。
38	蛙岩	谷道にある高さ約5mの大きな岩。 蛙の形をしているところからその名が付いた。
39	三田村屋敷跡	浅井氏の重臣三田村佐渡守の屋敷跡。谷道沿いの西側に位置する。谷側に石垣を設けている。
40	大野木屋敷跡	浅井氏の重臣大野木土佐守の屋敷跡。三田村屋敷跡の上方谷道沿いの西側に位置する。西側および谷側に石垣を2段に設けている。
41	北谷曲輪	北谷には、多くの曲輪がある。このうち、小谷寺は元はこの地域にあった。小谷落城後、秀吉により現在の地に移転されたという。小谷寺では、元屋敷と呼んでいる。 谷の中央に道があり、その両側にも曲輪が広がる。ここから笏谷石の鬼瓦が出土している。



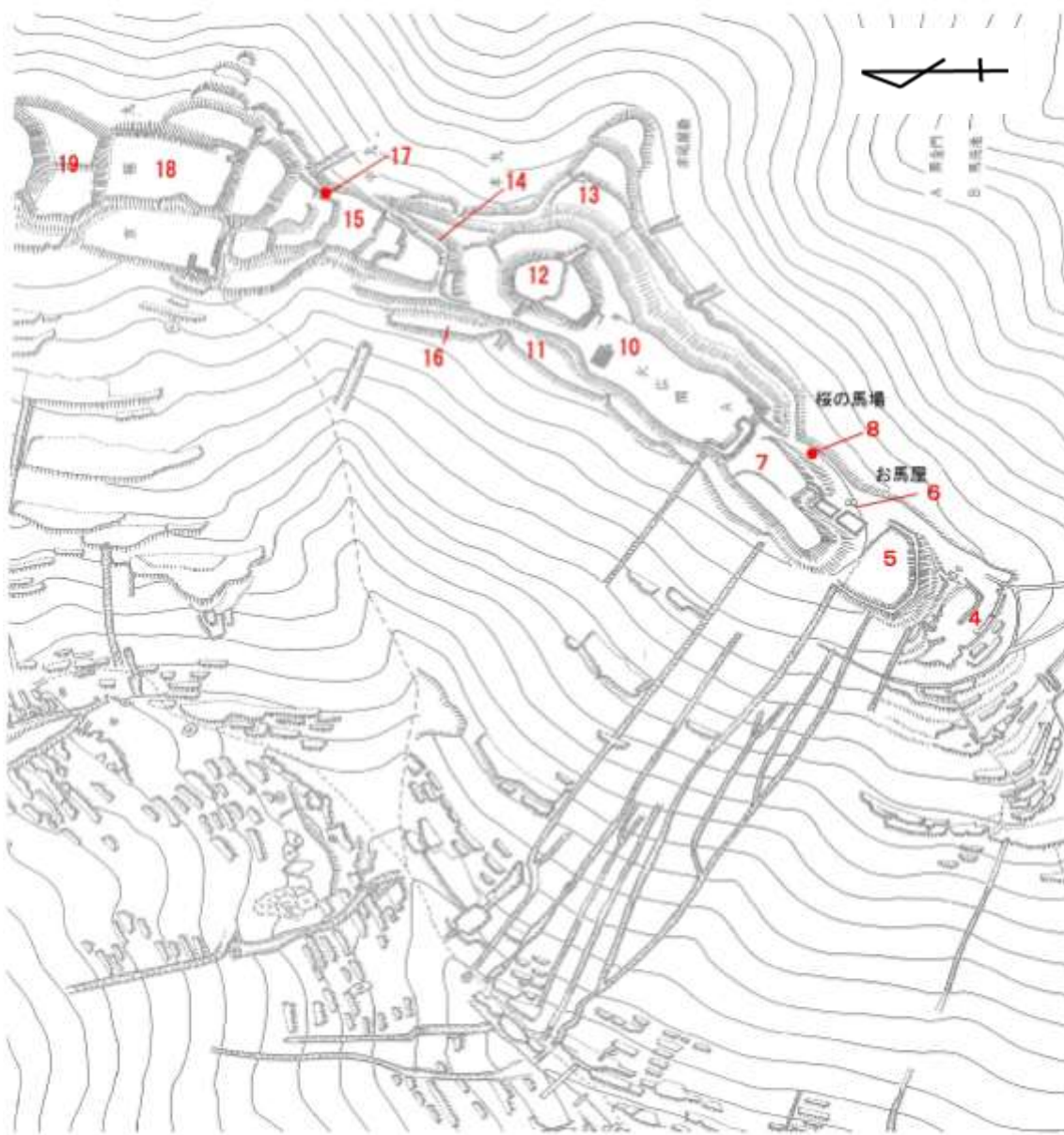
第 13 図 焼尾丸・平尾・脇坂谷・脇坂氏屋敷跡の位置図



第 14 図 史跡小谷城跡遺構概要図

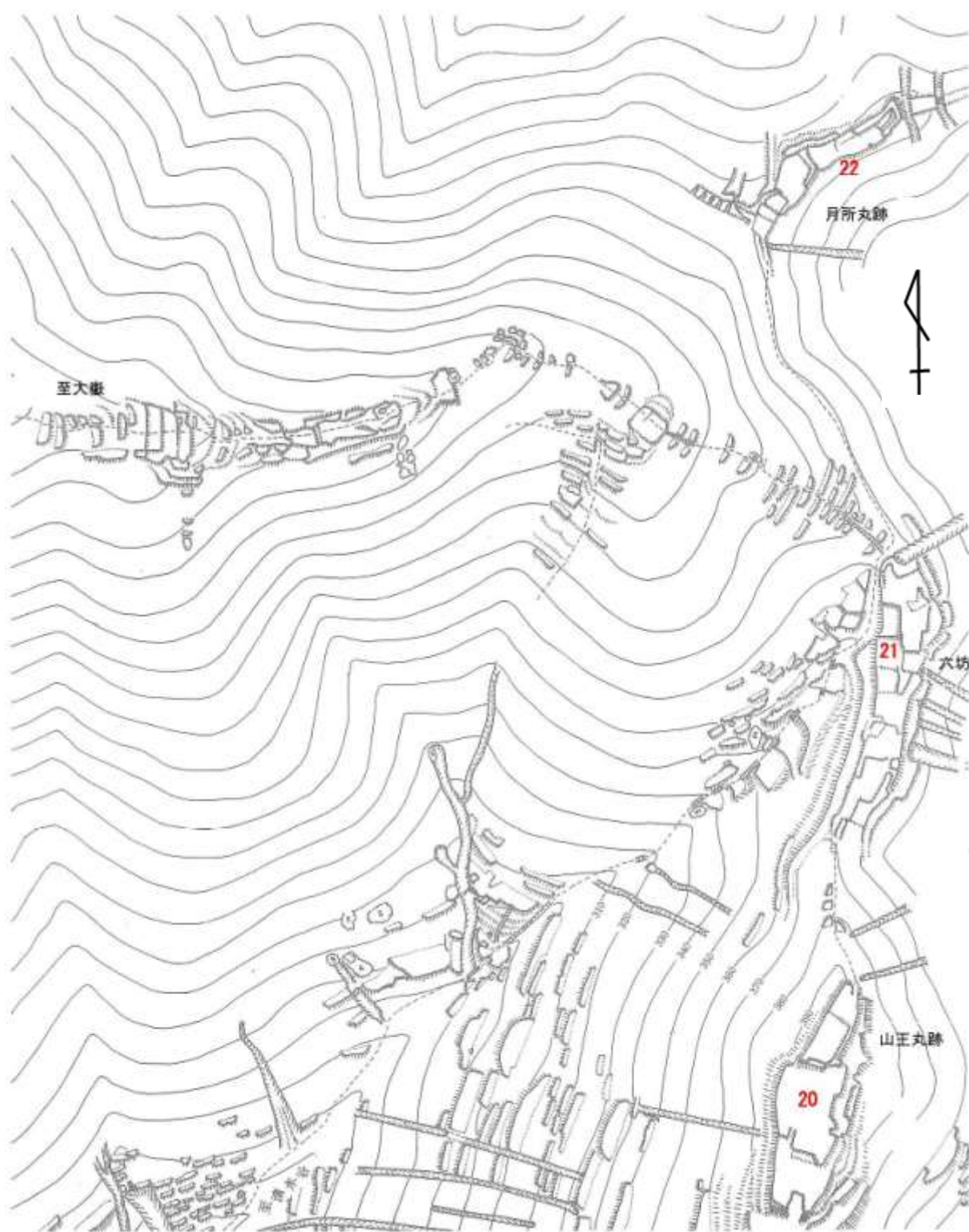
出典：『滋賀県中世城郭分布調査 7（伊香郡・東浅井郡の城）』平成 2 年 3 月

滋賀県教育委員会（一部加筆）



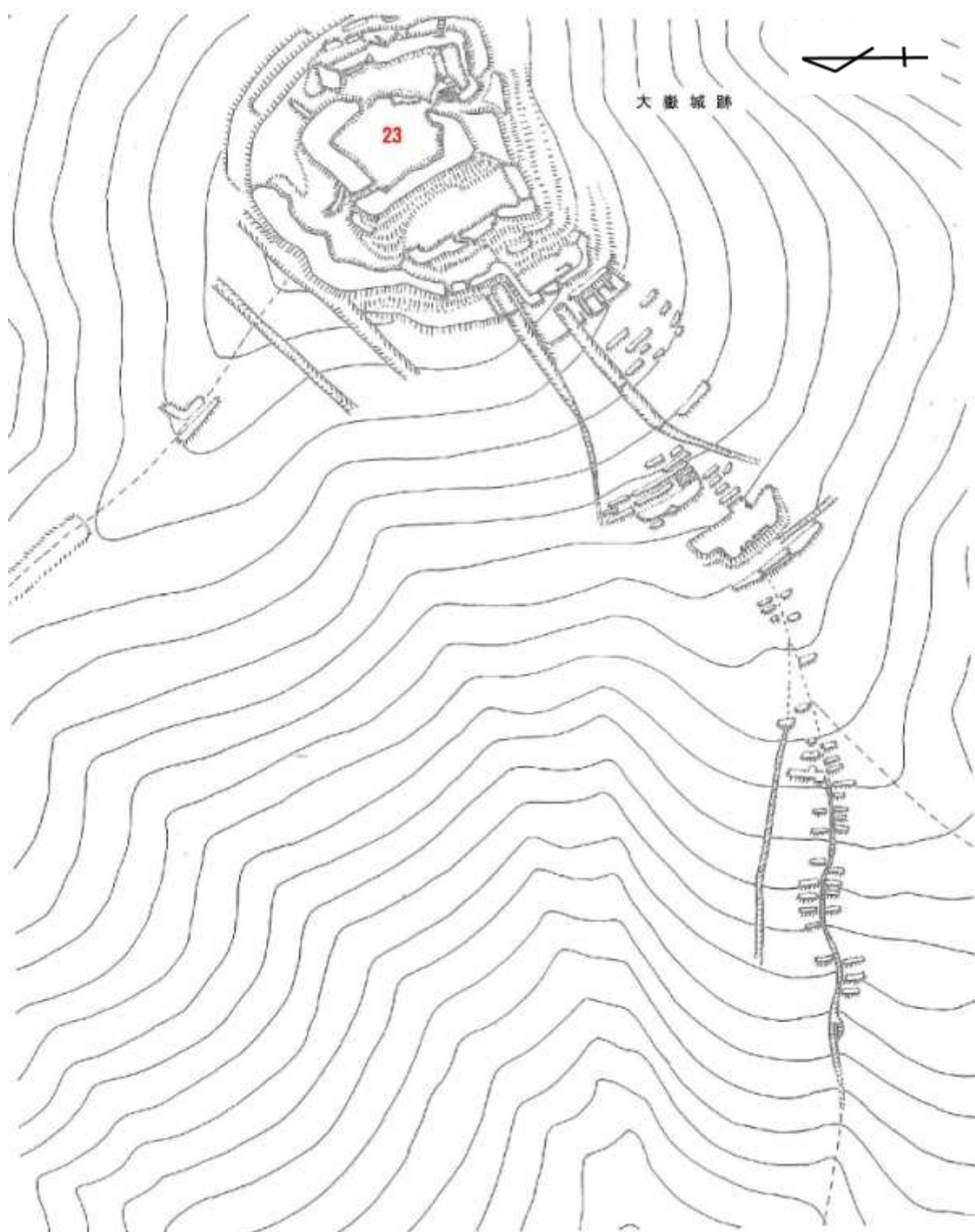
第 15 図 本丸・清水谷地区遺構概要図

出典：『滋賀県中世城郭分布調査 7（伊香郡・東浅井郡の城）』平成 2 年 3 月 滋賀県教育委員会



第 16 図 山王丸周辺遺構概要図

出典：『滋賀県中世城郭分布調査 7（伊香郡・東浅井郡の城）』平成 2 年 3 月 滋賀県教育委員会



第 17 図 大嶽城周辺遺構概要図

出典：『滋賀県中世城郭分布調査 7（伊香郡・東浅井郡の城）』平成 2 年 3 月 滋賀県教育委員会



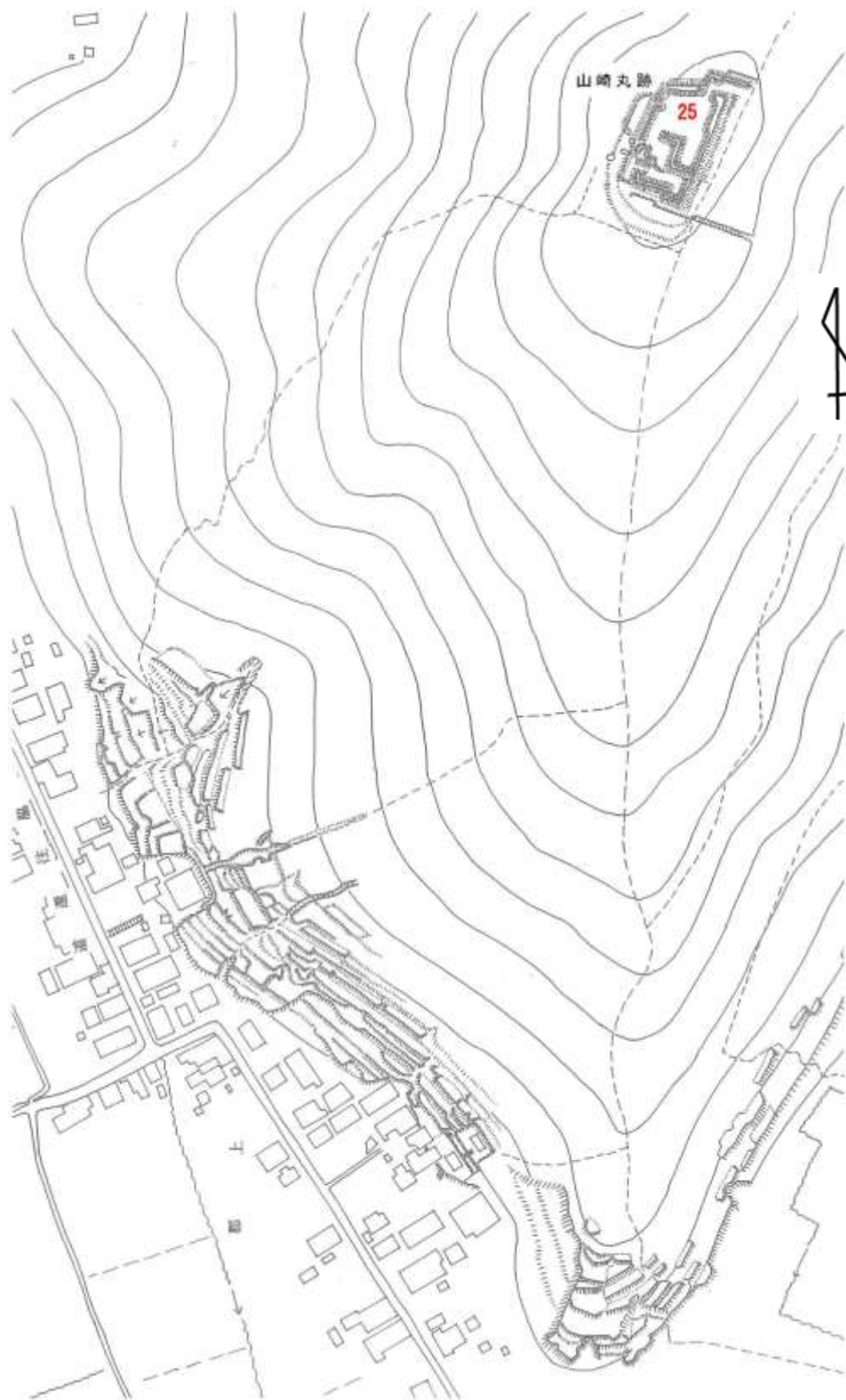
第 18 図 出丸・清水谷地区遺構概要図

出典：『滋賀県中世城郭分布調査 7（伊香郡・東浅井郡の城）』平成 2 年 3 月 滋賀県教育委員会



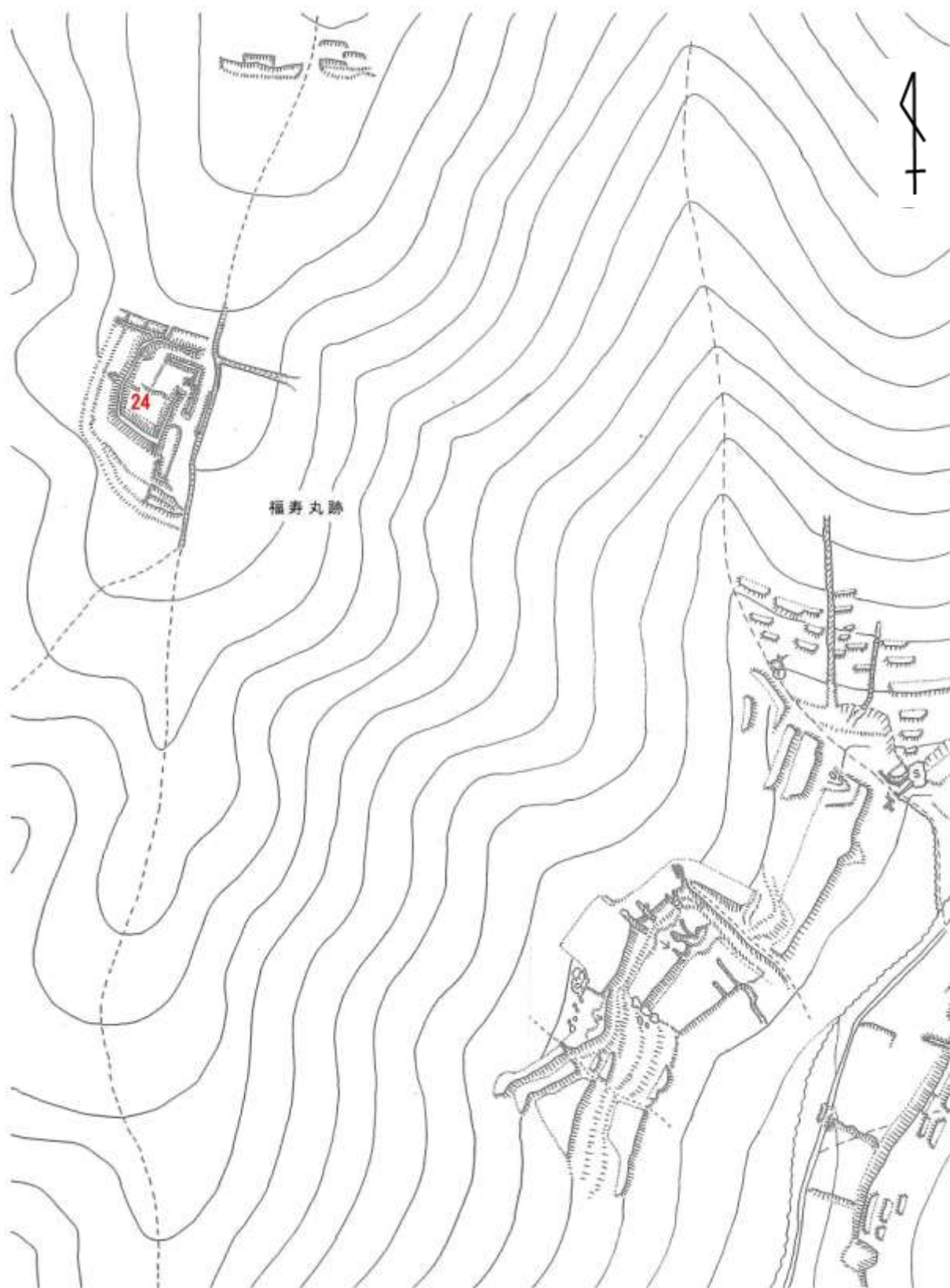
第 19 図 金吾丸・清水谷地区遺構概要図

出典：『滋賀県中世城郭分布調査 7（伊香郡・東浅井郡の城）』平成 2 年 3 月 滋賀県教育委員会



第 20 図 山崎丸周辺遺構概要図

出典：『滋賀県中世城郭分布調査 7（伊香郡・東浅井郡の城）』平成 2 年 3 月 滋賀県教育委員会



第 21 図 福寿丸周辺遺構概要図

出典：『滋賀県中世城郭分布調査 7（伊香郡・東浅井郡の城）』平成 2 年 3 月 滋賀県教育委員会



写真6 本丸跡石垣



写真7 山王丸跡大石垣



写真8 大広間跡



写真 9 大広間跡（蔵跡）



写真 10 赤尾屋敷跡



写真 11 馬洗池跡



写真 12 桜馬場跡



写真 13 黒金門跡



写真 14 御屋敷跡

(3) 関連遺跡

湖北地方の中世における在地土豪のあり方の大きな特徴として、平地に自らの拠点となる居館を築くことが挙げられる。滋賀県内に所在する中世の城郭については、昭和 57 年より 8 ヶ年をかけ、滋賀県中世城郭分布調査委員会と滋賀県教育委員会が中心となり分布調査を行っており、調査結果をまとめた報告書『滋賀県中世城郭分布調査 7』（伊香郡・東浅井郡）によると、100 以上の居館があったことが報告されている。

一般的に在地土豪たちは防御的機能から考えて、自らの拠点となる城館を山地に築くが、高い生産力をもっていた湖北地方の場合、農民層が潜在的に領主に匹敵する力を秘めており、村落内に防御と居住の機能が一体化した居館を築く必要があったと考えられる。浅井氏はこれらの在地土豪を掌握しその勢力を拡大していったと考えられ、そのなかでも特に関連が深いと考えられるものについて以下に抽出することとする。

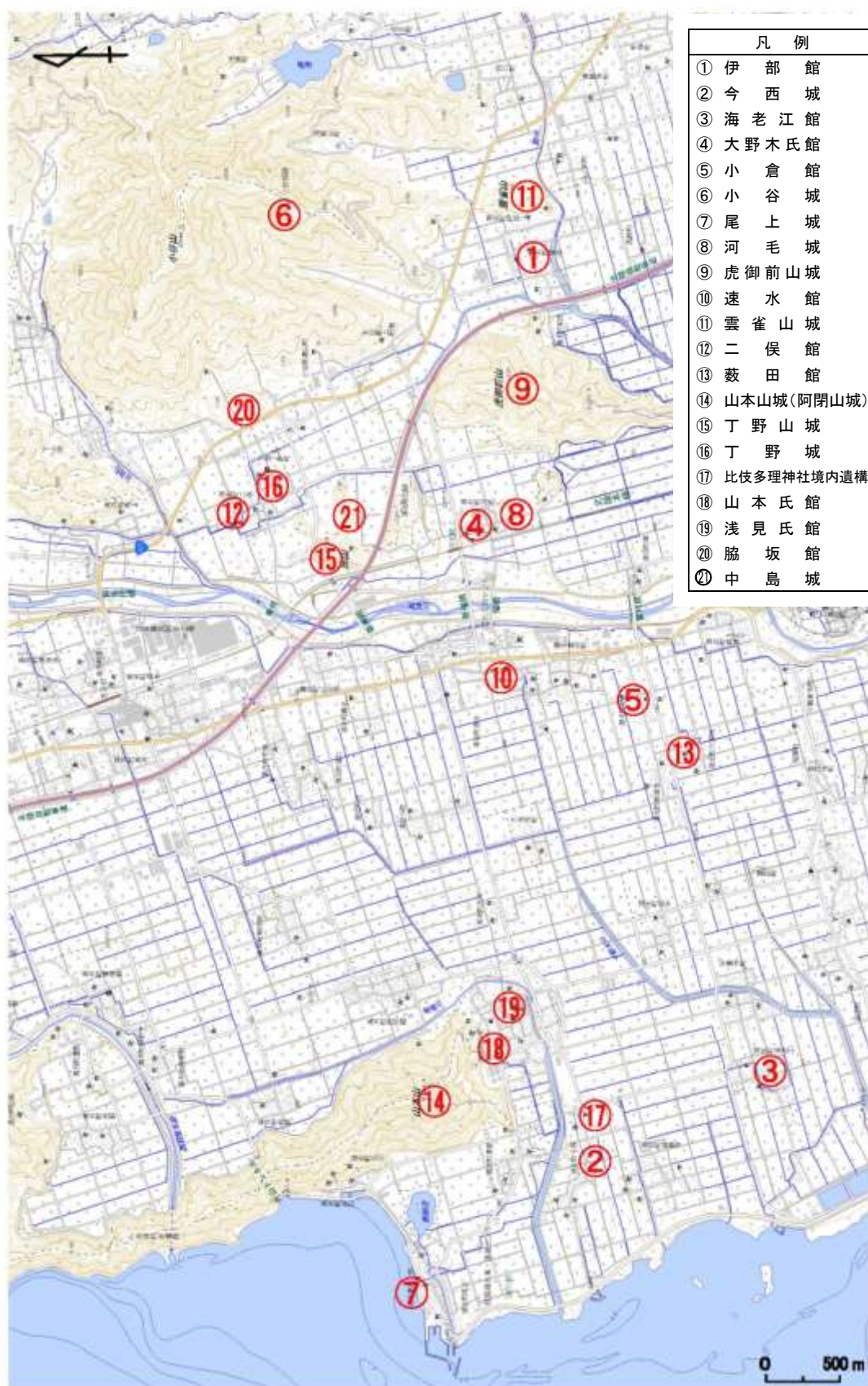
表 8 小谷城および関連遺跡（第 22 図参照）

	名 称	遺跡名	内 容
1	伊部館		小谷城下の一部であったと思われる伊部の小字鍛冶屋田の西北部の一筆。「御屋敷跡」と呼ばれ、浅井氏の家臣伊部清兵衛の屋敷跡であるとされる。現在ではならして田としてあるが、昔は微高地であったという。平民が住むと家がつぶれてしまう。とされていたという。
2	今西城		小字「熊谷屋敷」があり、約一町四方の方形の地割が認められ、また、周辺には堀跡と思われる細長い田が存在する。大部分は畑地で、東北の一画が道路で遮断され田となっているが、地割は連続している。 『淡海温故録』には、「江北ノ山熊谷ト云フハ、塩津・今西・南浜也、今西野弥次郎直光、後内蔵介ト改ム、息忠兵衛代々働嘗アリ」とあり、塩津の熊谷氏の一族の居館跡である可能性が考えられる。 この他今西には小字「弓削屋敷」があり、また比伎多理神社境内には周囲に土塁と堀を持つ。
3	海老江館		資料・遺構とも詳細不明。
4	大野木氏館		大野木土佐守の居館。土佐堂馬場と呼ばれる。詳細不明。
5	小倉館		小倉は高時川右岸、国道 8 号線の西に位置する集落である。渡辺了勘兵衛の屋敷があったことが「東浅井郡志」に記される。集落の北東に勘兵衛屋敷と称する地があるが、現在は畑となり、遺構は残っていない。
6	小谷城	小谷城跡 小谷城遺跡	(大嶽・郡上・焼尾等の諸城砦を含む) (別途記載 30～34 ページ)
7	尾上城 (浅見城)	尾上城遺跡	戦国期に一時湖北の国人の盟主となった浅見氏の居城。城跡は遺構を地表にとどめていないが、近世の有力者であった「滝本藤太夫」の屋敷跡付近がその跡地と言われ、小江神社の西には「十二石(じゅうにいし)」または「城ヶ石(じょうがいし)」と呼ばれる礎石と思われる石が 12 個並んでいたという。この他、現在漁業会館の建つ付近は「久六瀬」と呼ばれる浅瀬だったが、会館建設の際には地下 20cm ほどの所に石垣が並び、土器などが出土したという。(竹本政一氏より御教示を得た。)

	名 称	遺跡名	内 容
8	河毛城		虎御前山の西に位置し、河毛三河守清充の屋敷。
9	虎御前山城	虎御前山城遺跡	(別途記載 51 ページ)
10	速水館 (西の宮館)		速水は、近世には旧北国街道に沿った宿場町として栄えた。速水氏の居館。六角氏～浅井氏に仕え、甚左衛門は秀吉に仕えた。また、伊豆神社旧址は集落の西、圃場整備の済んだ田の中にあるが、詳細は不明である。
11	雲雀山砦		(雲雀山砦遺跡)
12	二俣館	二俣遺跡	(奈良～中世複合遺跡)
13	藪田館		大安寺は貞観 13 年大和大安寺の僧正行教が石清水八幡宮をこの地に勧請し、七堂伽藍僧坊 16 字の大寺があったという。光徳寺の南に藪田隆士家があるが、代々権右衛門を名のり江戸時代には、湖北三代庄屋の一つであったという。藪田館との関係・遺構など詳細は不明であり、今後の研究に依らねばならない。
14	山本山城	山本山城遺跡	(別途記載 52 ページ)
15	丁野山 (岡山) 城	丁野山城遺跡	(別途記載 53 ページ)
16	丁野城	丁野館遺跡	中島惣左衛門の居館。集落の南東に中島家があるが遺構は存在せず。地籍図によると観音寺の南側道を隔ててコの字の土塁と堀が認められ、現中島家と重複する。このことから中島惣左衛門の居館を現地に比定することが可能である。しかし、さらにこの南に続いて、一辺 60cm 四方の土塁の跡が地籍図にうかがわれる。明治段階の土塁は四辺の 3/4 が残り、堀は 2/4 が認められる。先の中島家を囲郭した土塁よりひとまわり大きく、誰れの居館か比定できないが、これも中島氏の居館であろうか。
17	比伎多理神社の 境内遺構		今西(東浅井郡湖北町)の氏神式内比伎多理神社の周囲には、土塁・堀(水路も含む)等が残存するのが認められ、又、土塁・堀等に囲われた内部にも、池・礎石等その他の遺構が残っている。尚、地籍ではこのあたりが浅井寺で、礎石は同寺のものとみられ、浅井寺と比伎多理神社とが如何様な形で共存してあったのか、それとも比伎多理神社が此処に遷座なされたのか、土地の識者の伝承をききただしたかった。とにもかくにも東側から南側の土塁は人目を引きつけるものがあつたので、周囲の人家の少いのをさいわいにして一応図にしてみたものである。今西の南隣の学区延勝寺の飯開神社でも、比伎多理神社より規模がやや狭いようであるが、相似に近い遺構が認められた。

	名 称	遺跡名	内 容
18	山本氏館	山本氏館遺跡	字朝日野（朝日小学校敷地）の南に接する字北堀には、一辺 75m 四方の方格の区画が残り四方に水路が巡る。現地には高さ 1.5m の土塁が一部残存するが、地籍図は堀、土塁が四周に巡っていたことを示す。中世山本氏の城館と伝える。なお、山本氏は、山本義経の代、1180 年（治承 4 年）に平知盛・資盛によって攻められた記録（『玉葉』）がある。当城館の山本氏はその後裔と伝えられている。
19	浅見氏館		山本氏館と伝えられる字北堀の南東に接して字辻西があるが、この中央に一辺 30m 四方の水路の巡る方形区画が残る。一部土塁も残るこの区画を中心に、浅見氏が居住していたところと伝えられている。
20	脇坂館		浅井氏の家臣脇坂一族の本拠。北脇坂と南脇坂に分かれ北脇坂が惣領であった。後に大名になった脇坂安治はここで生まれ、小谷城落城後羽柴秀吉に仕え長浜城に出仕した。『嶋記録文書』に「…甚内モ仕合能候而、小者三人ツレテアルキ候ナト申候ツルヨシ」とあり、長浜城での活躍ぶりがうかがえる。賤ヶ岳の合戦で戦功を上げ、七本槍に数えられた。「安治産湯の池」がある。（山崎清和氏教示）
21	中島城		（別途記載 54 ページ）

出典：転載 『滋賀県中世城郭分布調査 7』（伊香郡・東浅井郡の城） 平成 2 年 3 月 に加筆 滋賀県教育委員会



第 22 図 小谷城および関連遺跡

虎御前山城

虎御前山(長尾山、虎姫山)は、小谷城跡のある郡上集落の南西 250m 地点より、南北 4.3km にわたって伸びる独立丘陵のうち北側の約 4 分の 3 を占める。なお、南端に付属する尾根筋については、別に八相山(中野山)と称し、織田軍の多賀貞能や蜂屋頼隆の陣跡と伝える遺構が存在する。

元亀元年(1570)6 月、姉川の合戦において浅井軍を撃破した織田信長は、その後は横山に前進基地を置いて浅井氏の攻略を図ってきたが、元亀 3 年(1572)7 月以後は小谷城の眼前にまで包囲網を縮小し、虎御前山・八相山・宮部に城砦を構えた。

『信長公記』によると、7 月 27 日より築城が開始され 8 月中には完成をみたようで、「虎御前山御取出御普請程なく出来訖んぬ 御巧を以て当山の景色興ある仕立生便敷御要害見聞に及ばざるの由にて各耳目を驚かされ候御座敷より北を御覧せられ候へば浅井朝倉高山大づくへ取り上り入城し難堪の峠に及ぶ…(中略)…又丈夫なる御普請申し尽しがたき次第なり虎御前山より横山までの間三里なり程遠く候間其の撃ぎとして八相山宮部郷両所に御要害仰せつけらる…(中略)…虎御前山には羽柴藤吉郎を定番として入れおかる」とあることから、かなり大規模な普請であったことや城番に羽柴藤吉郎が任命されたこと等が分かる。

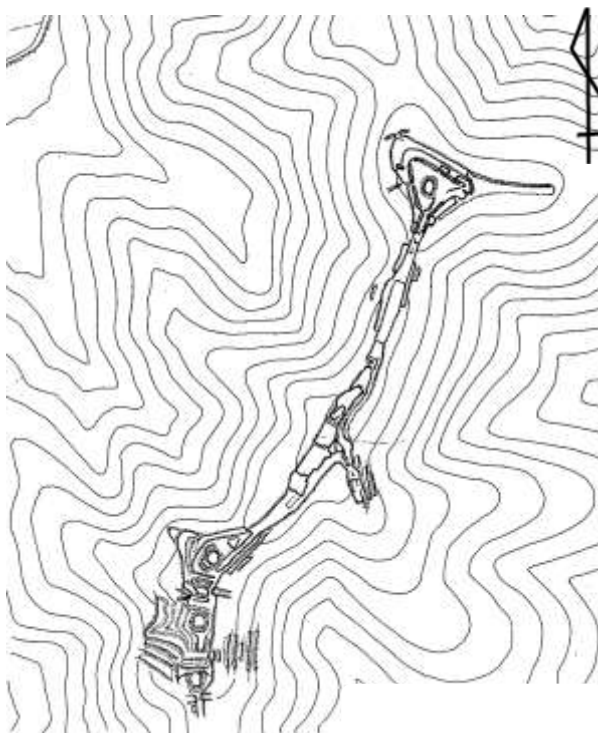
その後は、信長の本営も横山城より当城に移され、天正元年(1573)9 月に朝倉・浅井両氏を滅ぼすまでの間、織田軍の前線基地として利用された。

城の遺構は、虎御前山の最高所(標高 225.5m)、小谷城の出丸と北国脇往還を挟んで対峙するピーク上に構築された曲輪(伝・秀吉または勝家の陣跡)を北側の最前線として、南西に伸びる尾根筋を中心に展開する。城郭は、北の曲輪(北の構え)、南の曲輪(南の構え)と双方をつなぐ細長い曲輪群により構成されている。

北の構えは、地形に応じた三角形のプランの曲輪と 2～3 段の帯状腰曲輪から成り、中心部は頂部を楕円形に削平した櫓台状の小丘が占める。三角形の曲輪は低土塁が断続的に圍繞する。

北の構えから南へ約 130m の間は、細い尾根を削平した細長い廊下状の曲輪が連続し、最頂部の曲輪に達する。この最頂部の曲輪は「先兵陣地跡」とされるが、一帯が当城跡の中心に位置し、堅固な「北の構え」と「南の曲輪」に護られている状況から、城の中核部に相当すると考えられる。特に、この地点は、虎御前山の最高所に位置し防御性が高いことから、信長の本陣があった可能性が高い。

南の構えは、堅固な縄張りの南北 2 つの曲輪(北曲輪・南曲輪)により護られている。このうち北曲輪の頂部には「織田信長陣跡」の碑が立っている。しかし、織田信長の本陣としては先述の見解をとりたい。北曲輪から堀切を挟んで堅固な南曲輪が存在する。この頂部には「堀秀政陣跡」の碑が立てられている。



第 23 図 虎御前山城遺構図

山本山城

賤ヶ岳より湖岸にそって南北に細長く伸びる山嶺の南端、標高 324m のピークに主郭(通称・本丸)を設け東・南・北の三方に遺構が広がる山本山城が存在する。

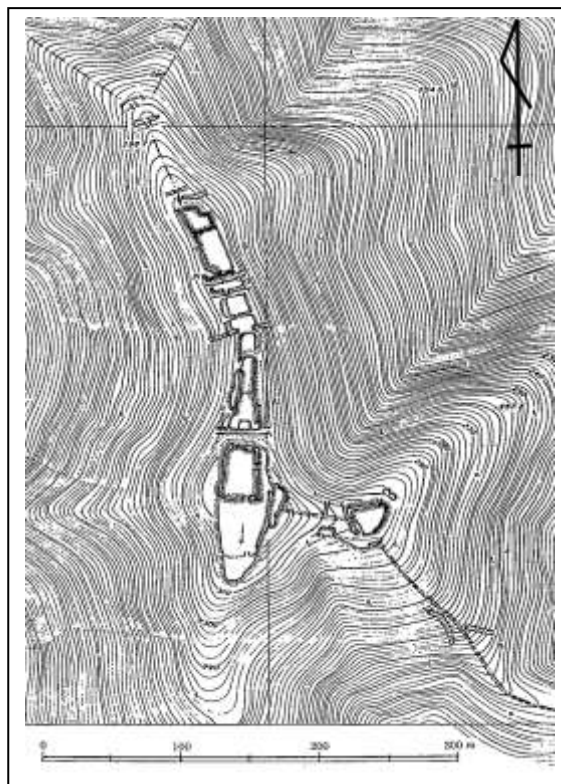
この城の創建は、源頼義の三男、新羅三郎義光の系譜に属する山本義経あるいは父、義定の頃と伝えられ、県内では最古期に属するものと思われる。

城の攻防について眺めると、治承 4 年(1180)、義経は平氏打倒に加担したため、平知盛によって山本山南麓の居館等を焼打たれた。その後、木曾義仲と行動を共にしていた義経は、寿永 3 年(1184)の栗津ヶ浜での合戦以後消息を絶ち、二度とこの城に戻ることはなかったようである。

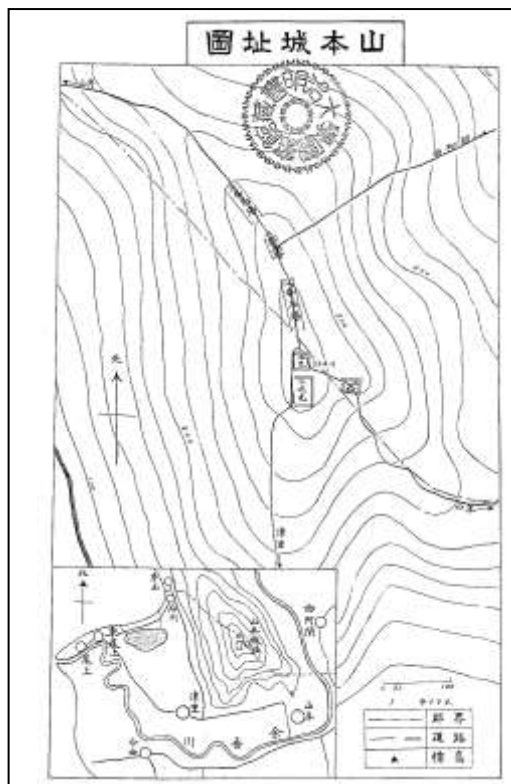
戦国時代には、守護大名京極氏の支城となり被官の阿閉氏が本拠としていたが、永正年間頃には当城より 3 km 西方にあった尾上城の浅見氏の詰め城として用いられた。永正 14 年(1517)浅見対馬守は、浅井亮政によって城を追われ高島郡の新庄に逃れたが、翌年には当城を修繕するとともに小谷城攻撃をはかった(『諸国廃城考』)。その後は、浅見氏も浅井氏の勢力下に組み入れられ、長政の時代には再び阿閉氏がこの城に配される。元亀 3 年(1572)に織田軍の攻撃を受けた阿閉氏は降伏したがその状況は、「阿閉淡路守(貞征)立て籠もる居城山本山へ木下藤吉郎差し遣はされ麓を放火候。然る間城中の足軽ども百騎ばかり罷り出で相支へ候」(『信長公記』)とある。

城の遺構は、最高所の本丸は四方を高土塁で囲繞され、内部は南北ほぼ長方形となっており、南東、北西、東側の 3 か所に虎口が開けられている。南側の曲輪は、自然地形を利用した緩斜面である。また、本丸の東側は、土塁で護られた不定形な曲輪が存在する。しかし、双方とも近年の破壊を受け原形をとどめないようである。本丸の北側は、尾根筋を削平と土塁により幾つかの曲輪が設けられ、その先は、堀切により護られている。

出典：『滋賀県中世城郭分布調査 7』(伊香郡・東浅井郡の城) 平成 2 年 3 月 滋賀県教育委員会 編



第 24 図 山本山城略測図



第 25 図 山本山城址図

丁野山(岡山)城跡

小谷山の西方約1 kmの指呼の距離にある丁野山(岡山)の頂上部に単郭式の丁野城が築かれているが、その眼下には高時川が南下する天然の要害の立地である。また、北・東・南に広がる尾根筋の各所に砦が築かれていたが、東尾根の山稜頂部には、「中島宗左衛門の砦」(第26図)とする中島城(後述)が知られている。

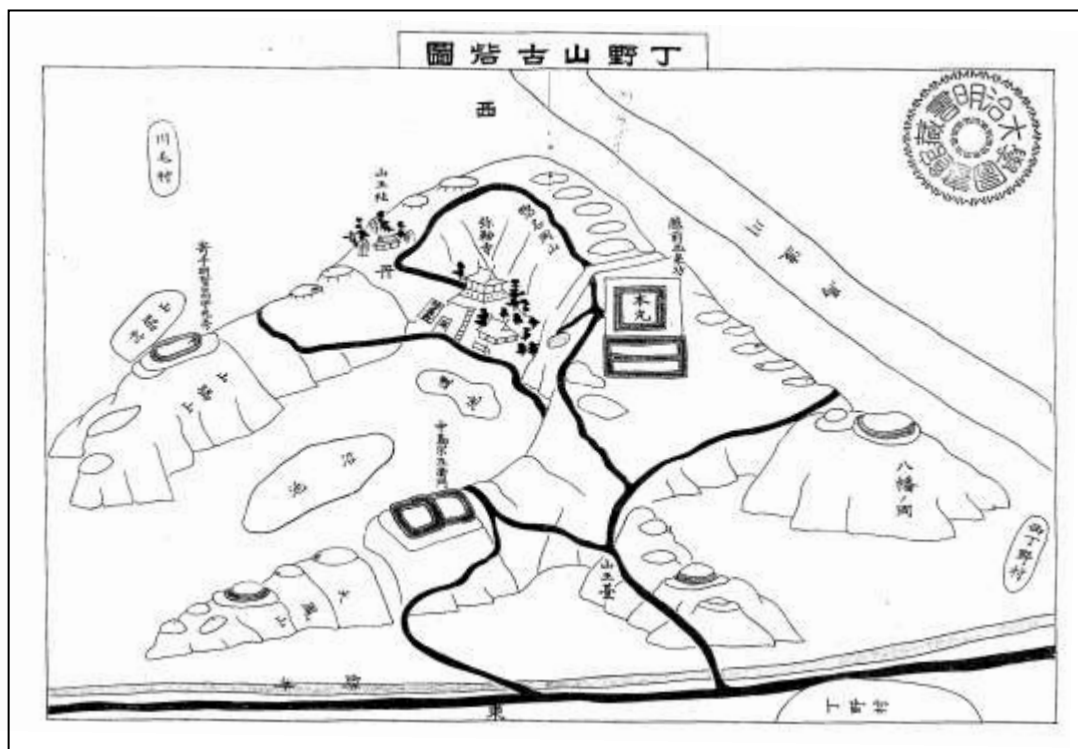
丁野山城の状況を概略すると、方形の曲輪(主曲輪)を取り巻く土塁と帯曲輪、さらに、その南と北を堀切や堅堀で護られる単郭式の城砦である。しかし、この城砦の縄張は、湖北には類例の少ないものである。

当城砦跡の由来について、寒川辰清による『近江輿地志略』『柴山古城跡』には、「丁野村の西にあり、相伝是浅井氏、織田信長と戦の時、越前朝倉の家士堀甚助、久保田堪十郎、平泉寺の衆徒玉泉坊と浅井家の援兵として立て籠りし城也。」とある。丁野村の西にある山は、まさしくこの岡山を指し、ここが江戸時代には柴山と呼ばれていたことがわかる。後の『東浅井郡志』第2巻には、丁野山古砦図が併載されているが、それには頂上を越前玉泉坊としている。また、同『郡志』第7節「丁野山の築砦」には、この丁野山(岡山)は地元の人々によって城山と呼ばれ、「義景堀江甚介、平泉寺西林坊等をして、中島直親と共に之を守らしむ」(惣見記巻十二)とみえている。

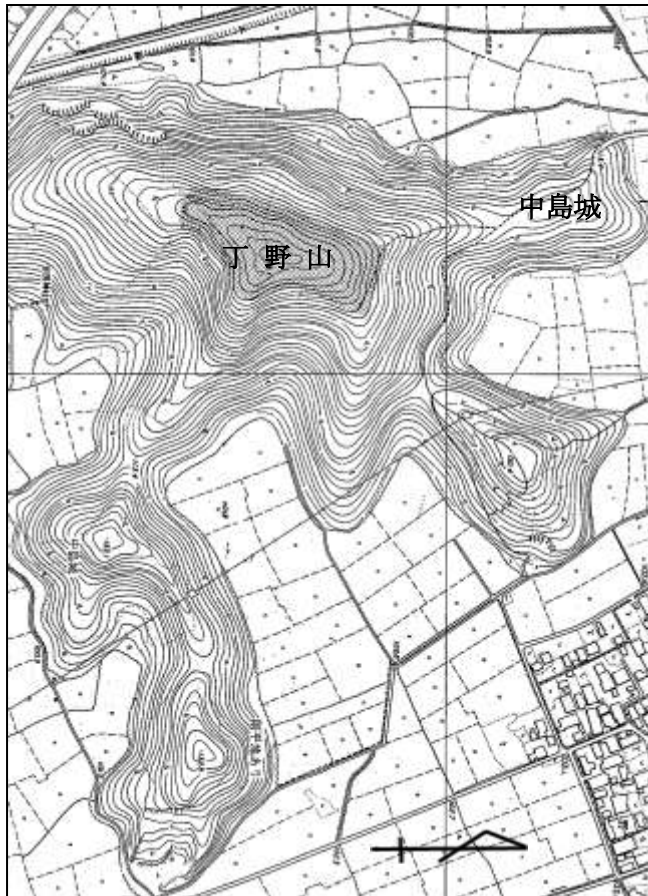
となれば当城跡は、元亀3年(1572)頃に築かれたものであることになる。それまでの砦と重複して築成されたとしても、狭い尾根上ゆえに旧状は全く留めていないとみられる。そして、天正元年末(1573)ないしその後、この城もまた修、改築されることはなかったといえる。すなわち、この丁野山城は、1572年頃の砦の標識遺跡とみなすことができるのである。

特に、方形単郭式の曲輪を土塁が取り巻き、さらに、南北を堅堀・堀切が遮断する堅固な縄張の状況は、築城を研究する上で重要な城砦であるといえよう。

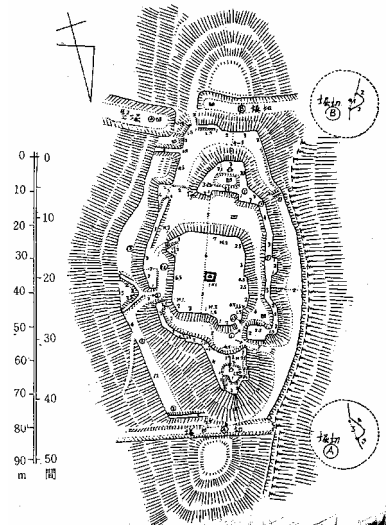
参考文献：『滋賀県中世城郭分布調査7』（伊香郡・東浅井郡の城）平成2年3月 滋賀県教育委員会 編



第26図 丁野山古砦図



第 27 図 丁野山城位置図



第 28 図 丁野山城縄張図

中島城

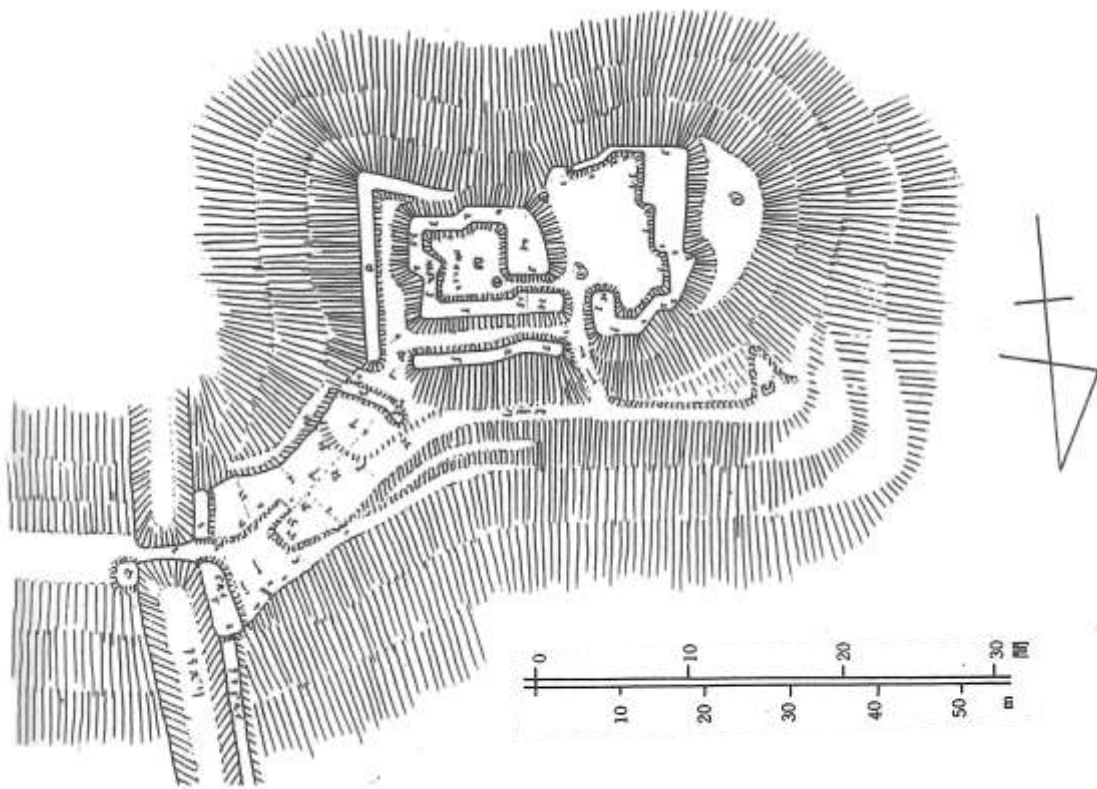
中島城は、丁野山城から東にのびる尾根の先端部に築かれた城砦である。城の縄張りは、四方を土塁で囲んだ曲輪と、その周囲を取り巻く土塁により中心部が形づくられ、更に北西に向かう尾根筋を削平した曲輪と、その先は竖堀により護られている。単郭式の城砦でありながらも、2重の土塁で中心部を護る形や、虎口の配置は、湖北には例類少ない縄張である。

堅固な縄張は、小谷城の前線陣地として存在したもので、丁野山城と中島城が一体となった城郭の姿が想定される。

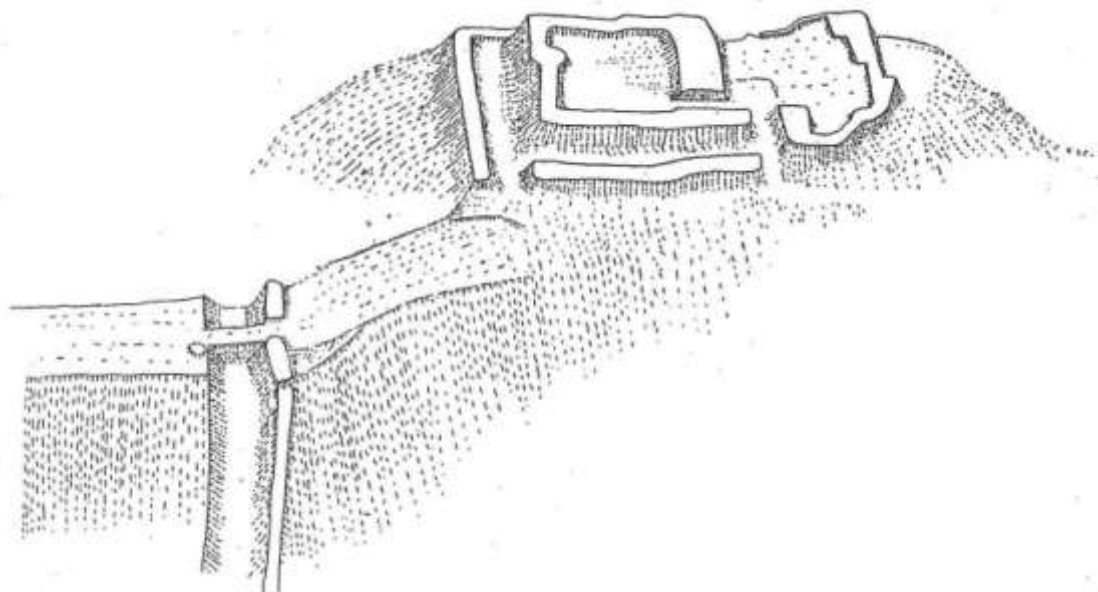
この城砦の由来については、『浅井郡志』の「丁野山古砦図」(P53、第 26 図)では、山頂の越前玉泉坊の東に「中島宗左衛門」と記す2つの郭からなる城砦を図示している。また、同書本文中(486 頁)には、「この丁野山(岡山)は地元の人々によって城跡と呼ばれ、義景堀江甚介・平泉寺西林坊をして、中島直親と共に之を守らしむ(惣見記巻十二)」とみえている。この中島氏の居館について、『滋賀県中世城郭分布調査 7』(伊香郡・浅井郡の地)では丁野集落内に想定している。

文 献 『滋賀県中世城郭分布調査 7 伊香郡・浅井郡の城』平成 2 年 滋賀県教育委員会 編

先行研究 長谷川銀蔵・博美「丁野山城(砦)その他」『近江の城』第 6 号(昭和 59 年(財)滋賀総合研究所)



第 29 図 中島城略測図



第 30 図 中島城俯瞰略図

(4) 絵図に見る小谷城

小谷城跡絵図は、小谷城址保勝会所蔵図、長浜市所蔵図、彦根城博物館所蔵図や個人蔵図等多く紹介されている。

これらの絵図は、山容を具体的に描きそれに地名や事象を記入しているため直接的に多くのデータを得ることができ、城郭を研究する上で有効な資料となる。しかし、絵図は当初に描いたものからそれを二・三次的に写したものまであり、それを同一に扱うことは資料そのものの価値を損なうことになりかねない。絵図の描かれた、又は写された時代や当時の状況・背景を検討した上でその価値を評価しなければならない。

表9 小谷城跡絵図概要

番号	名 称	説 明
第 31 図	小谷城跡絵図 (小谷城址保勝会所蔵)	縦 76.0 cm、横 143.6 cm。墨線で輪郭を取り、山容を淡い緑、丸跡を薄茶色、道を朱色、川を水色に色彩豊かに着色する。ただ、保勝会所蔵絵図では、ほかに描かれていない北国脇往還の枝道や北端の焼尾丸跡が描かれる。その反面、石垣の目地の描写や山容の一部を略しており、丁寧に仕上げているものの作成された時期は比較的新しいものと思われる。なお、保勝会所蔵絵図の特徴の一つは、絵図の余白各所に諸文献を引用したさまざまな注記を加えている点である。その注記は墨字と朱字からなり、両字とも明治時代に旧所蔵者南部晋氏が書き込んだことが明らかとなっている。(出典1)
第 32 図	小谷城跡絵図 (細江本) (長浜市所蔵)	この絵図は、小谷城跡を西から鳥瞰図的に描いており、小谷城址保勝会所蔵「長浜市指定文化財小谷城跡絵図」と同様の構図である。 丁寧に描かれており、左隅に「弘化四年丁未六月中旬 應需長江雅辰寫之」と書かれていることから、絵師の手により描かれたことが知られる。弘化4年(1847)6月の年号があり、本小谷城跡絵図が写された年代が明確であることから、小谷城跡絵図の変遷を知る上でも貴重な資料である。時代：江戸時代(出典1)
第 33 図	小谷城跡絵図 (西嶋本) (長浜市所蔵)	弘化4年(1847)に描かれた小谷城跡絵図(細江本)と比べて、かなり古い時期に作成されたと考えられる。 清水谷を中心に虎御前山方向から描いた絵図である。「御屋敷」が描かれていないことから、伝承されていない頃の製作と考えられる。井筒や曲輪、石垣、土塁、堀を正確に描き、本丸について「天守共 鐘丸共」と注記するなど描かれた当時の情報を記している。また、大嶽から清水谷への道や「搦手道」、堅堀など現在では確認できない遺構が描かれており、小谷城跡の研究をする上で重要な絵図である。 時代：江戸時代、種類：絵図、品質・形状：紙本著色(出典1)

番号	名 称	説 明
第 34 図 第 35 図	小谷城跡絵図 (長浜市所蔵)	紙本著色。横 130.0 c m 縦 211.0 c m。 墨で輪郭をとり山容を墨の濃淡で表し曲輪は黄色で着色をしている。構図は、清水谷を正面に南斜め上空、つまり虎御前山上空から北を視点として展開図書風に描いている。 小谷山の西にある丁野山・山脇山が、東は田川村、木尾山が描かれている。北国脇往還と清水谷中央の道通称「清水道」は描かれていない。本丸が位置する尾根は鳥瞰図として描かれているが、清水谷を囲むもう一方の尾根上の山崎丸・福寿丸は縄張り図(平面的)の描き方になっている。本丸が位置する尾根の描写は曲輪の形や数、山王丸等の石垣が正確に描き込まれている。 特に本丸裏、中の丸入り口の石垣は見落とすところであるがよく描かれている。 本丸付近に付箋が二枚貼られている。一枚には「御在城永正拾三年与天正元年迄五拾八年二成」と、またもう一枚には「天正元年与元文六年迄百六十九年二成」とあり此の絵図の作成された(複写)時期が元文六年(1741)であることがわかる。(なお、二月二七日に「寛保」に改元されている)、金吾丸には「朝倉金吾越前与加勢之時此所二中四目逗留と申伝う」と当時の伝承を書き込んでいる。出丸から金吾丸にかけて「新道只今新通申候」とある。 小丸には、「父下野守元亀四年八月廿九日死」の付箋がある。大嶽は「大嵩」と書かれている。土塁等を描かず平面的な描き方をしているが「大どて」と書かれている。「越前勢籠り小屋場」「大嶽不残櫓台と申候何も林二而御座候」の書き込みと「越前勢大将三人刑部少彦六西方院」の付箋がある。 清水谷中央の道は描かれていないが書き込みに「此谷左右田畑有中ニ山道有谷川御座候」とあり道の存在を示している。谷奥に比較的大きく曲輪を描いているが名称は記されていない。山崎丸・福寿丸は前述したように縄張り図が正確に描かれている。 小谷城の西に描かれた丁野山(岡山)山脇山は小谷城を描いた視点とは異なり西方向から描かれている。(出典2)

出典： 1 谷口 徹「小谷城の絵図」『彦根城博物館研究紀要』 第9号 平成10年(一部修正)
2 山崎清和「小谷城跡絵図について」『研究紀要』第3号 平成15年(一部修正)
東浅井郡教育委員会連絡協議会社会教育部会文化財保護連絡協議会



第31図 小谷城跡絵図（小谷城址保勝会所蔵・長浜市指定文化財）



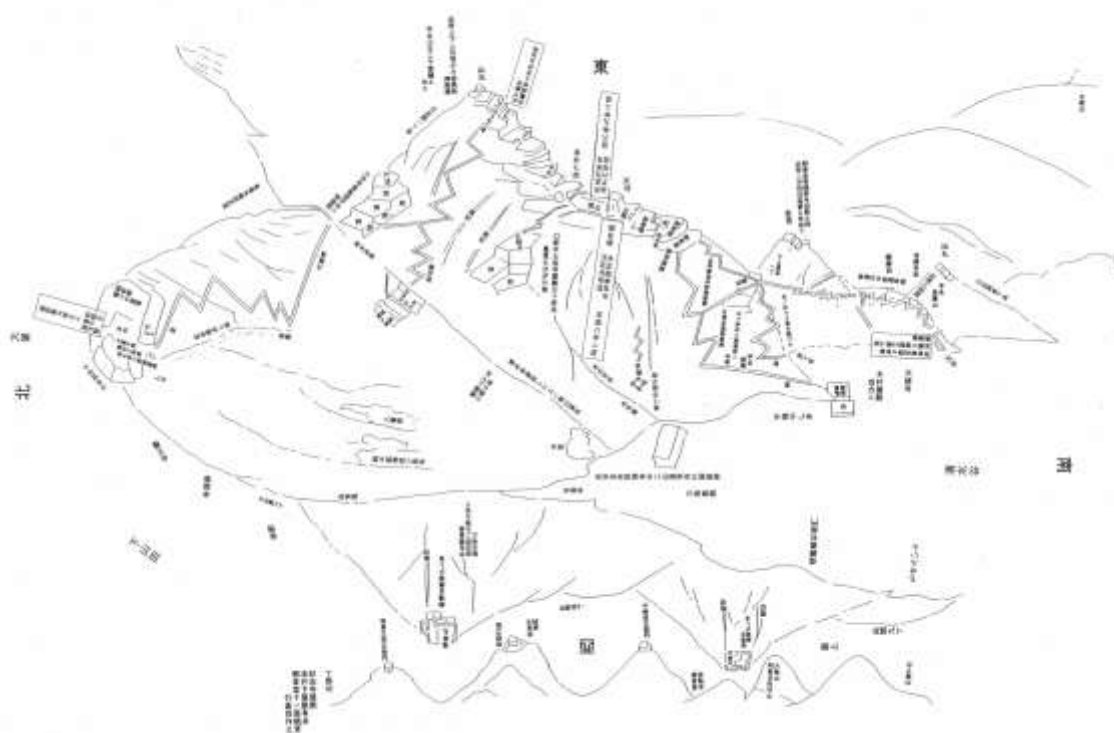
第32図 小谷城跡絵図（細江本）（長浜市所蔵）



第33図 小谷城跡絵図（西嶋本）（長浜市所蔵）



第34図 小谷城跡絵図（長浜市所蔵）



第35図 小谷城跡絵図（同模式図）（長浜市所蔵）

第3節 史跡の保存と発掘整備状況

(1) 小谷城跡保存の経過

小谷山が 1573 年の廃城後に、どのような経緯をたどったかを示す明瞭な記述は知られていないが、昭和 2 年発行『滋賀県史』の文政 6 年（1823）「近江石高二依ル諸領地」では、小谷村 7 地区（郡上・上山田・下山田・丁野・伊部・尊勝寺・須賀谷）はいずれも彦根藩領となっており、当該地区の入会地として存在したと考えられる。明治初年の地租改正に際し明治政府が山林・原野の所有権を官有と民有に区分したことにより、従来の入会地の多くが官有地に編入された。この政策により、入会地だった小谷山は明治期には官有（国有）林とされ、この地権の転換は大きな問題となった。その一連の過程を『滋賀県市町村沿革史』では次のように述べている。

「小谷山の部落有林統一問題」

小谷山の山林四三三町余は、もともと郡上・上山田・下山田・丁野・伊部と浅井町の尊勝寺・須賀谷の合計七部落に所属し、古くから「各部落ニ台帳ヲ備ヘ各自ノ所有ヲ明カニシ、部落保護係ニ於テ売買譲渡ヲ公認シ」てきたものであったが、明治初年官民有区分が行なわれて「三官七民の部分林」となったので、七カ字の住民は三〇年八月、農商務省令第一三号により右山林の民有引戻を申請した。しかし、この時には申請は却下され、四〇年になってやつと不要存林として七カ字に特売するとの通告があったため、経費を以前の「所有者ヨリ出金」させて、翌年七カ字名義で払下げを受けた。ところが、いざ実際に払下げが行なわれてみると、経費を負担した「各自所有者ニ分割所有権ヲ移転スベキナリトノ議囂々トシテ起」こり、払下げ林野の処置が問題となった。現地で解決がつかないため監督官庁への申請の結果、「既ニ部落名義ノ土地ナルヲ以テ自由ニ処分ノ議詮議不相成、此ノ際寧ロ進ンデ相当案ヲ樹テ、全部ノ部落有財産ト共ニ整理スルヲ至当ナリトノ指示」があったので、大正五年村会の決議を経て整理に着手し、全体の約一割の四〇町歩だけを村有林に提供し、残りはすべて実質的には個人に分割して、翌年統一整理を終わった。もっとも、この山は飲料水やかんがい用水の源泉である関係から、分割と同時に荒廃防止と愛林保護のため小谷山造林保護森林組合が設立され、監守人も常置されて林相の向上が考慮されている。

出典：『滋賀県市町村沿革史』昭和 35 年

このような経緯を経て、小谷城跡を含む一帯が村や民間に払い下げられたのである。

大正 4 年（1915）『小谷村部落有財産統一整理案』（滋賀県蔵）には、官有地の払い下げを受けることを機に、小谷山の一部の所有権を小谷・湯田・田根の 3 カ村にまとめることとなったとしている。

県政史料室の企画展「古城址の近代」（平成 22 年 12 月から平成 23 年 2 月開催）では、その理由を「小谷山林内ニ於ケル浅井氏城址及ビ之レニ関連セル古蹟ハ、史蹟勝地トシテ将来之ヲ維持保存スル為メ」と記されているためとされ、土地の払い下げと同時に、小谷城の保全活動が開始されたのである。

大正 5 年小谷山が民間に払い下げられるにあたり、地元有志が尾根に連なる一帯を、登山道保存の意味から村有地として保勝区域にした。

大正 13 年、小谷城跡の保存と顕彰を目的として、小谷山に郷を持つ集落が中心となり小谷城址保勝会が設立され、会長には東浅井郡長の高谷九一郎が就き事務局を小谷村役場に置いて小谷城址の保存に着手し、大正 15 年の春、小谷城址保勝会の事業として小谷城跡最初の測量が行われた。ただし、その測量図は現存しない。

その後、国・県に小谷城跡の調査を要望、昭和 11 年に初めて調査が行われた。この調査結果をもとに各方面に働きかけ史跡の指定を申請し、昭和 12 年 4 月 17 日に国の史跡指定を受けるに至っている。史跡指定面積は 930,649 m²である。

その後、「史跡小谷城跡環境整備事業」（同報告書 昭和 51 年 3 月 湖北町教育委員会）が昭和 45 年から 50 年まで実施され、小谷城跡の番屋跡から山王丸跡までの各遺構の必要個所の発掘調査およびその整備を行った。

また、小谷城址保勝会は、絹本著色浅井長政像（現在滋賀県指定文化財）、小谷城跡絵図（現在長浜市指定文化財）を購入した。現在、小谷城戦国歴史資料館に保存展示している。

追加指定の動き

昭和 56 年に清水谷地区の追加指定について、滋賀県教育委員会が地元集落・地権者説明会を行ったが、1 回のみでその後に働きかけがなかったため立ち消えとなった。

昭和 57 年清水谷地区に湖北町児童館が建設された。この建設は文化財保護法の手続きを経ず、発掘調査も実施されなかった。このため滋賀県教育委員会から、清水谷地区の史跡追加指定の同意書を土地所有者からとりまとめ、史跡追加指定の申請を早急に行うよう指導を受けた。

昭和 58 年より昭和 60 年にかけて清水谷地区の史跡追加指定について、湖北町教育委員会が地元区・土地所有者に説明会を開くなど働きかけを行ったが、昭和 56 年の滋賀県教育委員会による地元集落・地権者説明会での史跡追加指定の範囲が「現在の湖北町児童館より谷奥」であったのに対し、湖北町教育委員会が新たに示した範囲が「清水谷入り口より谷奥」と広がったため、地元集落および地権者の了解が得られなかった。この範囲の根拠は、明治時代の地籍図に谷をふさぐように帯状に出水地があることから堀跡を想定して行ったものであった。

昭和 60 年住宅建設に伴う発掘調査で、清水谷を閉鎖する堀跡の一部および城下町の建物を検出した。

また、史跡小谷城跡の保存と活用について検討を行い、平成 3 年 3 月に「小谷城跡野外博物館基本構想」（120 ページ参照）を作成した。

平成 7 年史跡追加指定

平成 4 年度より湖北町・湖北町教育委員会は「小谷城跡野外博物館基本構想」により事業を進めるため地元説明会を開いた。再度清水谷地区の指定について地元集落・地権者に働きかけを行い、何度かの説明会や個人への働きかけを積極的に行った。平成 4 年 11 月 19 日、30 日、12 月 16 日に地元郡上区役員会で説明を行い了承を得て、26 日郡上区総会で区民と土地所有者に説明を行った。また、郡上区に在住していない土地所有者にも説明し史跡追加指定の同意を求めた。平成 5 年 3 月に同意書を取りまとめ史跡追加指定の申請を行った。平成 7 年 2 月 14 日付けで史跡追加指定を受けるに至った。史跡追加指定面積は 546,739 m²である。

小谷城址保勝会

小谷城跡の保護団体として小谷城址保勝会がある。本会は大正 13 年 8 月に設立され、戦時下にいったん活動は休止状態となるものの、昭和 42 年に再建発足し現在に至っている。現在、会員数は小谷山地権者を中心に 634 世帯を数えている。

設立以来小谷城跡の保存に尽力し、昭和 12 年史跡指定を申請するなど史跡指定に中心的な役割を果たし、平成 7 年の史跡追加指定に際しては、指定同意書の取りまとめに協力した。また、年間延べ 300 人が史跡の清掃奉仕を行うなど、小谷城跡の史跡指定・保存に重要な役割を果たしている。

また、絹本著色浅井長政像(滋賀県指定文化財)・紙本著色小谷城跡絵図(長浜市指定文化財)など文化財の収集や小谷城ふるさと祭り、講演会の開催、資料の発行など保護啓発活動もおこなっている。

これらの功績から、昭和 55 年滋賀県知事より表彰、平成 4 年「身近なみどりコンクール賞」を受賞、平成 5 年文化庁長官より文化財愛護推進の感謝状、平成 12 年 11 月文部大臣より表彰を受けた。小谷城跡保存の核となっている団体である。

【小谷城址保勝会の活動足跡】

出版事業・『保勝会報』1967 年 7 月創刊 - 2007 年 3 月 60 号発刊

・『史跡 小谷城跡・浅井氏三代の城郭と城下町-』湖北町教育委員会・小谷城址保勝会, 1988 年 10 月刊, B5, 88 頁

・2012 年 3 月 2 日 「生涯学習荣誉市民」として長浜市より表彰を受ける。

▽小谷城址保勝会（木村重治代表、小谷丁野町）

「長年、小谷城跡の保護活動を続け、2011 年に開催された浅井三姉妹博覧会の成功にも貢献。」

表 10 史跡小谷城跡保存と史跡指定の経過表

年号	西暦	小谷城跡と保存対策
大正 4	1915	「小谷村部落有財産統一整理案」(注 1) なる
大正 5	1916	払い下げ整理完了
大正 10	1921	内務省史蹟考査官水木要太郎氏・滋賀師範沢田教諭調査
大正 11	1922	滋賀県史蹟名勝指定
大正 13	1924	8 月小谷城址保勝会設立 内務省史蹟天然記念物調査官柴田常恵氏 実施調査
大正 14	1925	滋賀県土木技手 中野盆蔵氏に依頼し城跡を測量
大正 15	1926	中野技手 補充測量
昭和 4	1929	小谷城趾碑建立
昭和 6	1931	東京 JTB の求めに応じて「小谷城址案内図」を制作・提出(注 2)
昭和 12	1937	国指定 三三九筆 九十四町七段五畝二歩
昭和 41	1966	湖北町給与者友ノ会小谷小 PTA 城跡清掃奉仕 小谷城址保勝会再建 (会員 650 名)
昭和 42	1967	7 月「保勝会報」創刊号発行される。
昭和 43	1968	県教委文化財保護課高橋係長指導来山 8 月小谷山伊部林道起工 (延長 3km、3 年計画) 県より「環境整備費」の補助を受け、石標建立計画 小谷城址絵図、西嶋久雄氏宅(郡上)より見つかる。
昭和 44	1969	「知善院址」「徳勝寺址」「観音寺址」「遠藤屋敷址」「御屋敷址」の標石設置 文化庁 安原啓示調査官 来山 文化庁 平野邦雄主任調査官 来山 県観光物産課成宮課長・梶主査 小谷城跡観光診断。「小谷城址保全開発構想」なる。
昭和 45	1970	城跡遺構再測量。国の補助を得て環境整備事業開始、昭和 50 年度終了。 林道整備が行われる。 保勝会整備作業奉仕 番所跡から黒金門跡までの整備
昭和 46	1971	大広間跡の整備
昭和 47	1972	浅井氏四百年祭執行 山上に供養塔を建立 保勝会整備作業奉仕 大広間跡に芝生の植栽整備
昭和 48	1973	本丸跡と本丸跡下の平坦地、および桜馬場下の平坦地の整備
昭和 49	1974	浅井氏守護神小谷神社鞘堂新築移転 清水谷埋立てられる。 湖北総合開発の水路掘削によって根小屋跡 (清水谷) が壊される (保勝会報 17 号) 県より清水谷史跡追加指定の意向伝達 保勝会整備作業奉仕 中丸跡・京極丸跡および小丸跡の整備
昭和 50	1975	49 年に引続き清水谷の保存を訴える (保勝会報 19 号) 山王丸跡・御馬屋跡・御茶屋跡・馬洗池の整備
昭和 51	1976	清水谷の保存対策を再度喚起 浅井家顕彰会と共催で「浅井家三代資料展」を県立長浜文化芸術会館で開催。 環境整備後の城跡清掃を夏秋 2 回実施、以降継続する。

年号	西暦	小谷城跡と保存対策
昭和 52	1977	県教委、毛利技師来山。追加指定に動く。 湖北町教委清水教育長、郡上区で清水谷保存の説明会 自主制作映画「湖北の悲将」（８ミリ）湖北町内山口智氏制作が完成
昭和 53	1978	湖北総合開発出丸水路に伴う清水谷発掘調査(部分)の実施（県文化財保護協会） 県教委清水谷の再測量 文化庁北村文治主任調査官視察
昭和 54	1979	「史跡小谷城址」の看板設置（文字盤 2,000mm 四方、高さ 3.5m） 「脇坂甚内安治屋敷址」標柱建立 武村知事視察
昭和 55	1980	小谷城址保勝会知事表彰
昭和 56	1981	小谷山・西池周辺生活環境保全林整備事業始まる。
昭和 57	1982	児童館清水谷に建設 小谷城跡遺構分布調査始まる。（県教委）
昭和 58	1983	湖北町公民館でシンポジウム「戦国大名浅井氏と小谷城」湖北町教委と保勝会主催 で開催 300 名の参加。
昭和 59	1984	清水谷入り口周辺発掘調査。堀跡建物跡検出。 伊部林道舗装工事着手。（延長 2,000m、幅員 3 m）
昭和 62	1987	小谷城祭りに連動してシンポジウム「戦後大名浅井氏と小谷城」開催。
平成 2	1990	『滋賀県中世城郭分布調査 7』（伊香郡・東浅井郡の城）発刊される。 小谷城野外博物館構想検討される。
平成 4	1992	朝倉氏遺跡保存協会と小谷城址保勝会が連携を開始
平成 6	1994	史跡小谷城跡（清水谷地区）環境整備事業および関連発掘調査開始
平成 7	1995	史跡追加指定（清水谷地区）
平成 12	2000	10 月保勝会は文化財保護法制定 50 周年文部大臣賞受賞
平成 14	2002	湖北地区田園空間博物館整備事業 （滋賀県湖北地域振興局、土地改良事業団体連合会）
平成 19	2007	旧児童館を改修「小谷城戦国歴史資料館」を開館
平成 22	2010	江・浅井三姉妹博覧会連携会場として小谷城戦国歴史資料館を改修・開館。 第 1 展示室テーマ：「浅井三代」（浅井三代と三姉妹の系図や年表など）。 第 2 展示室テーマ：「浅井三代のいた小谷城」小谷山登山道案内図や小谷城の曲輪復元図など。出土遺物や絵図などを展示。建物の外装も土壁風に塗り替え、敷地全体を城郭に模した柵で囲み門を設けた。
平成 24	2012	「小谷城戦国歴史資料館」指定管理者 小谷城址保勝会ー平成 27 年まで

出典：『戦国大名浅井氏と小谷城』（中村一郎先生遺稿集）小谷城址保勝会刊行昭和 63 年に加筆

注 1 『小谷村部落有財産統一整理案』（原本）は滋賀県蔵

注 2 所蔵先は注 1 に同じ

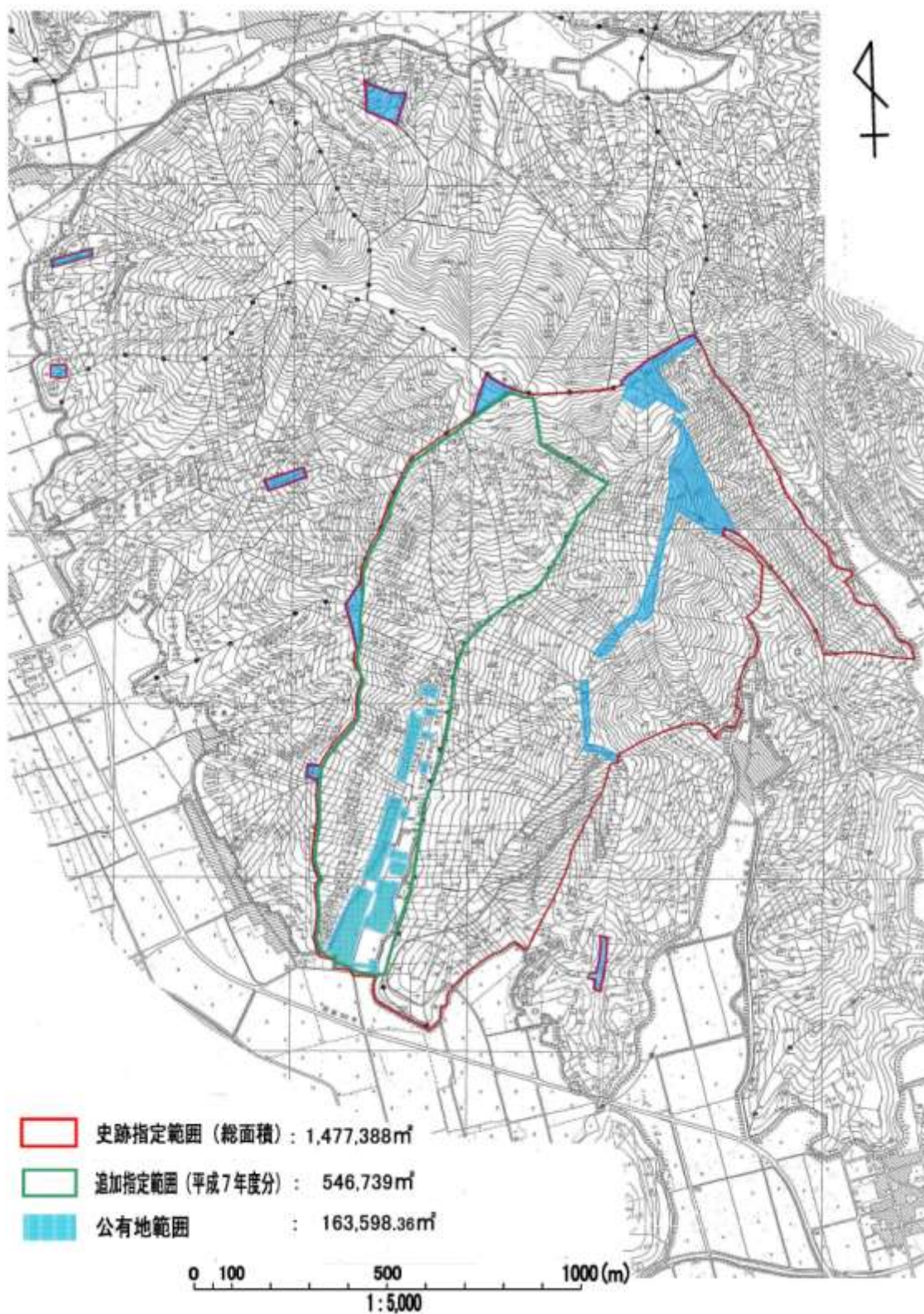
(2) 史跡指定 (原文まま)

第1次指定 (昭和12年) (930,649 m²)

○文部省告示第二百十二号 史跡名勝天然記念物保存法第一条ニ依リ左 ノ通指定ス 昭和十二年四月十七日 文部大臣 林 銑十郎			
第一類	史蹟	地名	地 域
小谷城跡	滋賀県東浅井郡 小谷村大字伊部 字小谷山	六四二番ノ十〇、自六 四二番ノ四六至六四 二番ノ九六、六四四 番ノ一、自六四四ノ三 至六四四番ノ一二一、 自六四五番ノ二至六 四五番ノ三〇 五七三番ノ三三、五 七三番ノ八二、五七 八番内実測一段歩 二二二番ノ四九、二二 三番ノ一三三、二二 三番ノ二、二三三 番ノ一六七 一六〇六番ノ八三、一 六〇六番ノ一〇七、一 六〇六番ノ一〇九 七〇二番ノ一〇三、 八八四番、八八五番 ノ二、自八八六番ノ一 至八八六番ノ七五、 八八七番、八八八番 自八一番ノ二至八一 番ノ四八	
同大字上山田字 小谷山			
同大字下山田字 小谷山			
同湯田村大字尊 勝寺字小谷山			
同田根村大字須 賀谷字小谷山			

小谷城址	所在地	所在地
小谷城址	滋賀県東浅井郡小谷村大字伊部字小谷山高小谷山 大字郡上字小谷山大字丁野字小谷山大字上山田字小谷 山大字下山田字小谷山、湯田村大字尊勝寺字小谷山 大字消し大字須賀谷字小谷山、田根村大字須賀谷字 小谷山、高小谷山	指定地積 民有 三百三十九筆 九十四町七段五畝二歩
説明	浅井氏・居城ニシテ小谷山上ニアリ遙ニ姉川ヲ俯 瞰シ湖北一帯ノ要害タリ元龜三年織田信長之 ヲ攻メ浅井氏遂ニ亡ブ本丸、中ノ丸、山王丸、赤尾屋 敷等ノ石垣猶ホ存シ山腹ニ空濠ノ趾アリ 旧 規ヲ觀ルニ足ル	指定の事由 保存要目史蹟ノ部第四ニ依ル 保存ノ要件 公益上必要已ムヲ得ザル場合ノ外現状ノ變更ハ之 ヲ許可セザル キトテ要ネ モノナリ

[illegible]



第 36 図 史跡指定地および公有地の範囲図



第 37 図 清水谷地区公有化の範囲図

(3) 史跡指定地の現状

土地の公有化

史跡小谷城跡は、大正5年に、番所跡、御茶屋跡、御馬屋敷跡、桜馬場跡、大広間跡、本丸跡、六坊跡、大嶽城跡、山崎丸跡、福寿丸跡等が寄付され旧小谷村・旧田根村・旧湯田村の村有地となった。清水谷地区は、ほとんど民地であったが、史跡追加指定に伴い平成6年度より公有化を図っている。

表 11 土地公有化の経緯

事業年度	地区名	区別	事業面積
大正5年	(小谷山本丸跡地)	寄付	116,155.45 m ²
平成5年度	(清水谷地区)	買収	3,153.00 m ²
平成6年度	(〃)	買収	4,241.00 m ²
平成7年度	(〃)	買収	9,251.00 m ²
平成8年度	(〃)	買収	12,643.91 m ²
平成9年度	(〃)	買収	9,419.00 m ²
平成10年度	(〃)	買収	4,953.00 m ²
平成11年度	(〃)	買収	2,528.00 m ²
平成14年度	(〃)	買収	1,057.00 m ²
平成21年度	(〃)	買収	197.00 m ²
合 計			163,598.36 m ²
寄付			116,155.45 m ²
買収			47,442.91 m ²

土地所有区分

現在の土地所有区分は、下表の通りである。

表12 所有面積

史跡指定面積	1,477,388.00 m ²
国有地	1,204.78 m ²
長浜市	291,677.06 m ²
湖北土地改良区	56.42 m ²
寺社有地	495.00 m ²
民有地	1,183,954.74 m ²

(4) 史跡の現状と工作物等の設置状況

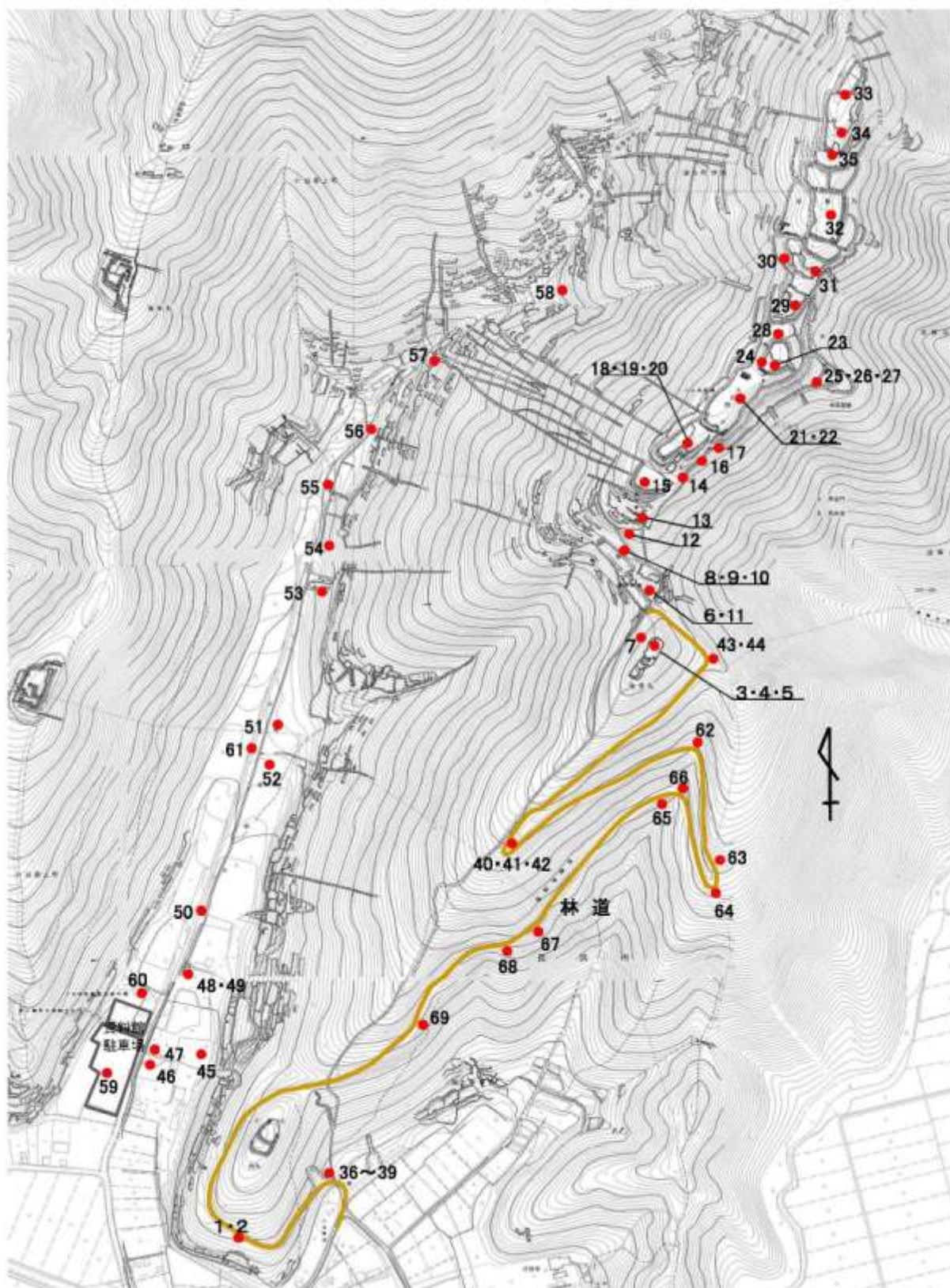
史跡の本質的価値を構成する、小谷山尾根上に展開する城郭遺構等の現状および現況工作物等の設置状況について、次の表で示す。

表 13 城郭遺構の現状および工作物等の設置状況

No.	遺構等の名称	遺構の現状	遺構と周辺の現況 工作物等の設置状況
1・2	出丸跡	遺構は現状をよくとどめている。 全体的に自然低木により藪化している。	小谷城址大看板 出丸への階段
3～5	金吾丸跡	遺構の存在を示す標柱や見学用のベンチ等が設置されている。 全体的に自然低木により藪化し、土塁遺構が判然としない。	金吾丸階段・ベンチ 標柱
6～11	番所周辺付近	見学ルートを示す標柱等が設置されている。	看板・標柱・防御柵等
12	番所跡	石標柱により位置が示され、説明板等も設置されている。 曲輪面に人頭大以下の石が散見される。また、大手道と曲輪を区画する石塁の崩落が確認される。	石標柱・説明板 遺構図版
13	御茶屋跡	遺構を見ることはできないが、標柱により位置が示され、説明板等も設置されている。周辺には、人頭大の石が散見される。	標柱・説明板・遺構図
14	御馬屋跡	遺構を見ることはできないが、標柱により位置が示され、説明板等も設置されている。	標柱・説明板・遺構図
15	馬洗い池跡	遺構は現状をよくとどめているが、遺構に伴うと思われる石材が散見される。説明板等も設置されている。	標柱・説明板
18～20	桜馬場跡	維持管理がなされており、遺構もよく見える。 全体に、イノシシによる攪乱がみられる。	供養塔、標柱・説明板・ 遺構図・大河ドラマ記念 板などの工作物
16	首据石	石は現存しており、説明板等も設置されている。	説明板・石標柱
17	黒金門跡	石段の両脇に、門跡の石垣と考えられる巨石が散乱している。	石標柱 説明板
21・22	大広間跡	曲輪全体に、人頭大の石が散乱しており、礎石遺構などの判断が難しい状況である。 曲輪全体にイノシシによる攪乱が見受けられる。	説明板・遺構図
—	帯曲輪跡	切岸が軟弱である。	—
23・24	本丸跡	虎口への階段が土囊積みである。 本丸跡裾部には、上部からの崩落土砂の堆積が見られ、遺構の埋没が進んでいる。	本丸下の説明板 本丸の説明板 本丸下の測量石柱
25～27	赤尾屋敷跡	石標柱により遺構の位置が示されており、説明板も設置されている。	分岐点の標柱・説明板・ 道案内・石標柱・遺構 図・長政自刃説明板
28	大堀切跡	石標柱により位置が示され、説明板等も設置されている。	石標柱・説明板

No.	遺構等の名称	遺構の現状	遺構と周辺の現況 工作物等の設置状況
29	中丸跡	石標柱により遺構の存在が示され、説明板等も設置されている。一部にイノシシの攪乱が見受けられる。	石標柱・説明板
30	御局屋敷跡	遺構想定地付近に説明板が設置されている。付近には立木が繁茂している。	説明板・活動掲示板
31	刀洗池跡	石標柱により位置が示されている。 全体的に、落ち葉や土砂が堆積がみられる。	石標柱
32	京極丸跡	石標柱により遺構の存在が示され、説明板等も設置されている。	石標柱・説明板・ 遺構図版
—	小丸跡	説明板等が設置されている。	説明板等が設置 (写真無し)
33～35	山王丸跡	標柱により遺構の存在が示され、説明板等も設置されている。石垣の崩落が見られる。	標柱・説明板・案内板
—	六坊跡	立木が多い。山王丸から下る斜面は急峻であり、何らかの整備が必要である。	—
—	月所丸跡	散策路や曲輪には立木が多い。眺望の利く地点であり、伐採の必要がある。	—
—	福寿丸跡	低木が繁茂している。	—
—	山崎丸跡	低木が繁茂している。	—
—	大嶽城跡	曲輪内部には、礎石や屋根のオサエとして用いられたと思われる人頭大の石が散乱しているとともに、低木が繁茂している。また、周囲の立木も眺望を遮っている。土塁上には「つつじ」が植栽されているが、全体的に景観整備の必要がある。なお、遺構の一部は、史跡指定外に広がる。	—
—	焼尾丸跡	曲輪内および周囲には樹木が繁茂しており、整備が必要か。	—
36～39	林道入口	入り口付近に案内板や説明板の他、見学者のための休憩場等も設置されている。	消火栓・電柱・休憩場・ 看板・記念碑・案内板・ 説明板他
40～42	林道展望所	—	擬木柵・大手道道標・ ベンチ・標柱
43・44	林道上駐車場	—	トイレ・休憩所・看板・ 擬木柵
45	磯野氏屋敷跡	遺構想定地付近に説明碑が設置されている。	説明碑・標柱
46・47	追手道周辺	入り口付近に案内板等の他、見学者のための簡易トイレも設置されている。	田園空間博物館説明石碑 案内板・簡易トイレ
48・49	農業用水分水工	—	—
50	木村屋敷跡	遺構想定地付近に説明碑が設置されている。	田園空間説明碑
51	山城屋敷	遺構想定地付近に説明碑が設置されている。	田園空間説明碑

No.	遺構等の名称	遺構の現状	遺構と周辺の現況 工作物等の設置状況
52	虎ヶ谷道分岐	入口に説明板が設置されている。 道は維持管理されている。	道標・案内板・ 警告掲示板 (雑然としている。)
53	農業用水分水 施設	地区内の一部に、揚水逆流施設が存在する。	県営施設
54	徳勝寺	—	田園空間説明碑・石標柱
55	砂防落差工	—	谷川上流
56	清水谷道	説明碑が設置されている。	清水谷道碑
57・58	竪堀と その周辺	位置を示すための標柱が設置されている。	竪堀標柱・水の手標柱
59	知善院跡	発掘調査により規模や位置が明らかになっている。 付近には、説明碑が設置されている。	知善院跡説明碑
60	資料館	既存の小谷城戦国歴史資料館と駐車場・案内板等の 便益施設が設置されている。	資料館・史跡案内板等
61	暗渠 パイプライン	中村氏屋敷跡付近の水路に、暗渠配水のパイプライン 出口が存在する。	暗渠配水出口
62～69	林道一帯	—	ガードレール・カーブミ ラー



第 38 図 工作物等位置図



1 小谷城跡看板



2 出丸跡階段登り口



3 金吾丸階段



4 金吾丸ベンチ



5 金吾丸道標



6 道標:本丸まで0.4km



7 金吾丸登り口付近



8 道標:本丸まで320m



9 道標:本丸まで280m



10 道標遠景:本丸まで280m



11 道標:大手道



12 番所跡・石標柱・遺構図他



13 御茶屋跡・石標柱他



14 御馬屋跡遺構図



15 馬洗池御馬屋説明板

写真 15 現況工作物の設置状況



16 首据石標柱・説明板



17 黒金門跡標柱・説明板



18 桜馬場供養塔



19 桜馬場遺構図



20 桜馬場 大河ドラマ説明板



21 本丸下石垣説明板



22 大広間遺構図



23 本丸跡説明板



24 本丸下 昔の測量用石柱



25 赤尾屋敷跡入口石標柱・説明板



26 赤尾屋敷跡石標柱・遺構図



27 浅井長政自刃の地説明板



28 大堀切説明板



29 中丸跡石標柱説明板



30 御局屋敷跡説明板・道標

写真 16 現況工作物の設置状況



31 刀洗池石標柱



32 京極丸工作物



33 山王丸跡説明板



34 山王丸跡道標



35 山王丸下石積看板



36 消火栓



37 小谷城案内看板



38 小谷神社跡地の石碑



39 休息施設



40 道標・展望台



41 大手道・展望台周辺



42 展望台



43 林道上駐車場



44 林道上注意看板



45 磯野屋敷跡説明碑

写真 17 現況工作物の設置状況



46 田園空間案内図: 大手道



47 公衆トイレ



48 農業用水分水塔



49 農業用水分水工



50 木村屋敷跡説明碑



51 田園空間案内図: 山城屋敷



52 虎ヶ谷入口の状況



53 農業用水分水施設



54 徳勝寺跡説明碑



55 砂防落差工



56 清水谷道説明碑



57 竪堀標柱



58 水の手標柱



59 知善院跡説明碑



60 小谷城戦国歴史資料館

写真 18 現況工作物の設置状況



61 パイプライン出口



62 ガードレール



63 ガードレール
カーブミラー



64 ガードレール
カーブミラー



65 ガードレール



66 カーブミラー



67 ガードレール



68 ガードレール
カーブミラー



69 カーブミラー
展望台周辺

写真 19 現況工作物の設置状況

（５）発掘調査の結果および史跡整備の経過

①史跡小谷城跡の調査および整備事業の経過

これまでに実施した、史跡小谷城跡発掘調査および整備事業について、実施順に列記する。なお、発掘調査や試掘調査については、その内容をそれぞれ②から⑥で記述する。また、整備構想等については本書資料編に掲載した。

発掘調査事業

1. 昭和 49 年度 史跡小谷城跡環境整備事業に伴う発掘調査
2. 昭和 50 年度 史跡小谷城跡環境整備事業に伴う発掘調査
3. 昭和 53 年度 小谷城跡清水谷発掘調査
4. 昭和 56 年度 小谷山・西池周辺生活環境保全林整備事業（資料編掲載）分布調査
5. 昭和 57 年度 小谷山・西池周辺生活環境保全林整備事業（資料編掲載）分布調査
6. 昭和 59 年度 住宅開発に伴う発掘調査
7. 平成 6 年度～14 年度 史跡小谷城跡(清水谷地区)環境整備事業に伴う発掘調査
8. 平成 15 年度 清水谷地区の試掘調査
9. 平成 17 年度 清水谷地区の試掘調査
10. 平成 18 年度 清水谷地区の試掘調査

史跡小谷城跡環境整備事業

1. 昭和 45 年度 番所跡・馬洗い池・黒金門跡
2. 昭和 46 年度 大広間跡
3. 昭和 47 年度 大広間跡の芝生植栽
4. 昭和 48 年度 本丸跡と本丸下
5. 昭和 49 年度 中丸跡・京極丸跡・小丸跡・刀洗い池
6. 昭和 50 年度 山王丸跡・御馬屋跡
7. 昭和 56 年度～ 小谷山・西池周辺生活環境保全林整備事業（資料編掲載）
昭和 61 年度 必要個所に階段の設置（清水谷から大嶽、金吾丸登坂路）
金吾丸の伐開と植栽、御馬屋土塁の低木植栽
大嶽城跡の間伐と植栽
清水谷（一部）の雑木の間伐と杉の植栽

解説板の設置（監修：NPO 法人 城郭遺産による街づくり協議会）

現在小谷城跡主要郭に、郭縄張りをイラストで表現した各解説板を設置している。



写真 20 解説板

②史跡小谷城跡環境整備事業に伴う発掘調査

昭和 45 年度(1970)から昭和 50 年度(1975)にかけて、旧湖北町によって実施された史跡小谷城跡の山城部分の整備事業および事前発掘調査は、戦国時代の城郭の実態を示す重要な遺構や遺物を明らかにした。この成果については、既に 1976 年に旧湖北町教育委員会より『史跡小谷城跡環境整備事業報告書』として報告されている。

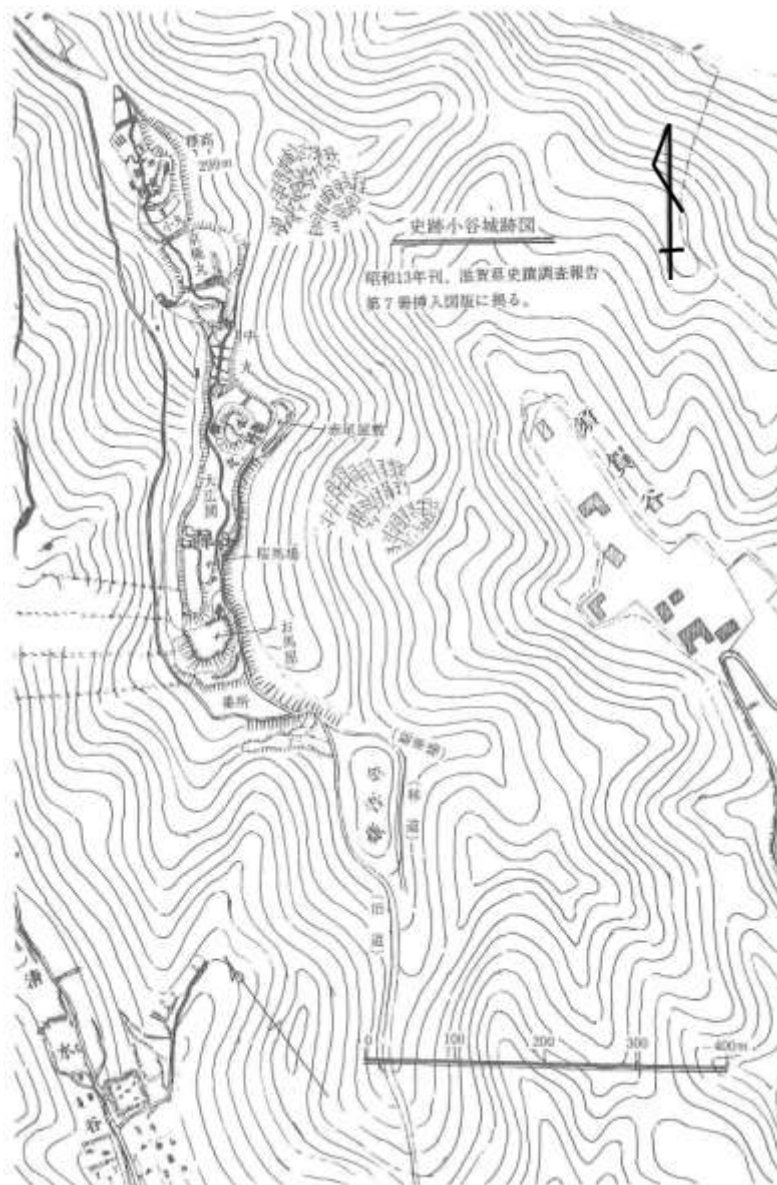
整備は、昭和 45 年度(1970)の番所跡、本丸入口の黒金門跡、馬洗池での樹木伐採等の景観整備に始まり、昭和 46 年度(1971)には大広間跡の樹木伐採、昭和 47 年度(1972)は大広間跡の芝の植栽、昭和 48 年度(1973)は本丸跡と本丸下の平坦地での樹木伐採等の景観整備、昭和 49 年度(1974)は中丸跡、京極丸跡および小丸跡での樹木伐採等の景観整備、昭和 50 年度(1975)は山王丸跡、御馬屋跡、馬洗池での樹木伐採等の景観整備が順に実施された。以下、表 15 において調査された遺構の状況について記す。

表 14 遺構の発見状況

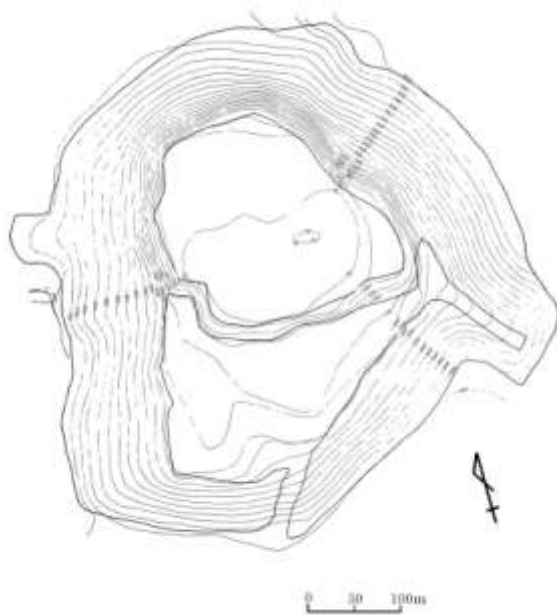
年度	遺構	状 況
昭和 45 年度	番所跡、本丸 入口の黒金門 跡、馬洗池	南北 23mほどの台地で北側は高さ 3 m程の石垣、東側の道路に沿った部分には石垣で固めた土堤が検出され、その中央に門らしい部分が認められた。内部には礎石はほとんどなく建物遺構は不明。銅の小五輪塔と硯が発見された。
昭和 46 年度 ・ 47 年度	大広間跡	千畳敷の別名をもち、長さ約 85m、幅 35m、面積にして約 3,000 m ² の山城中で最も広い平坦地である。本来は本丸と一体のものと考えられている。3～5 cmの腐植土を除くと山土でその下は砂利層となる。この腐植土を除いた面で河原石の礎石を用いた数棟の建物群が検出された。柱間は 191 cm(6 尺 3 寸)で、ほぼ平坦地全域に保存良く残っていた。この平坦地の東北隅に、縦 3.3m、横 2.7m、深さ 0.9m程の方形の井戸跡(石組枅)と、これに接続する石組溝が検出されている。また、この石組枅から本丸登り口まで約 4 mにわたり幅約 1 mの石敷が続く。大広間跡からは約 3 万点を越す多量のカワラケをはじめとする最も多くの遺物が採集されている。銅銭 52 点、銅菊盃、切羽、銅鏡やこれまでの調査でみつかった火打金、小柄等の金属製品や、花崗岩製石臼、越前石破片など石製品の多いことも特長である。また、金くそ(スラグ)の発見が記されており、ルツボと共に山上での鋳物作業を暗示する等、内容的にも豊富な遺物群である。
昭和 48 年度	本丸跡	南北約 40m、東西約 25mの平坦地で、この発掘により、岩盤の破碎と盛土によって整地造成し、2 段に作られていることが知られた。この 2 段の平坦地全域に河原石の礎石を用いた建物群が検出された。陶磁器以外の遺物では、越前石の破片、水晶片、銅さじ、金属棒 3 点、銅銭 6 点等がある。
	桜馬場下曲輪	南北約 50m、東西約 12mの細長い平坦地で、全域に礎石建物が検出され、特に北半分の保存状態が良い。
	本丸下曲輪	大広間跡から続く幅 7～8 m・奥行 17～20m の平坦地で、本丸の南東にあたる。良質の山土整地面をとると、8 間×3 間程の河原石の礎石建物 1 棟が検出された。
昭和 49 年度	中丸跡	本丸と京極丸を接続する位置にあり、3 段の平坦地より成る。この中丸跡と本丸跡との間の堀切の奥に高さ 5 mの 2 段に築かれた石垣がある。この地区は遺物が少ない。中丸最上段から京極丸への階段の脇には刀洗池と呼ぶ岩盤を掘った池があり、内部をさらい、石積部分を修理した。
	京極丸跡	4 段から成り、最上段は幅約 34m、奥行約 56mで大広間に次ぐ広さである。この郭の東側には、長さ約 40m、高さ約 2.3mの土塁が残る。全体に攪乱が激しく、礎石は炭焼窯に転用されたり、散乱している。遺物は大広間跡に次いで多い。

年度	遺構	状 況
昭和 49 年度	小丸跡	上下 2 段より成り、礎石らしい河原石もあるが動いているらしい。遺物については記述なし。
昭和 50 年度	山王丸跡	4 段より成る。小谷城の最奥部にあたり、巨石を用いた石垣が築かれている。この内、3 段目、4 段目が広い平坦地で、3 段目には礎石と考えられる河原石や越前石の板石が散乱しており、建物の存在を推定させたが、発掘の結果、検出されなかった。
	御馬屋敷	西、南、東の三方を高さ約 2 m の土堤で囲まれた窪地で、散乱する礎石から建物があったと思われる。遺物については記述なし。

出典：『史跡小谷城跡環境整備事業報告書』 昭和 51 年 3 月 滋賀県湖北町教育委員会



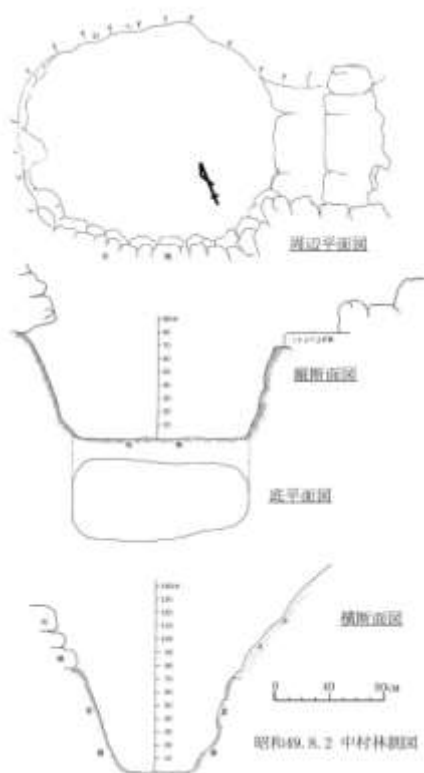
第 39 図 遺構現況図



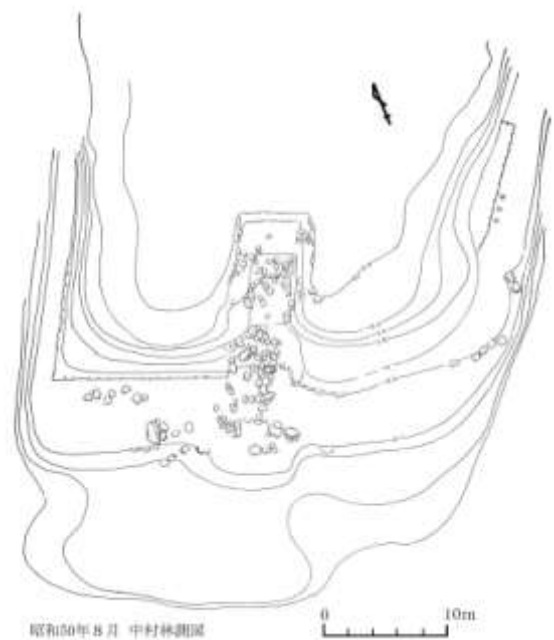
第 40 図 史跡小谷城跡本丸跡平板測量図



第 41 図 本丸下、大広間、桜馬場下
平板測量図



第 42 図 刀洗池実測図



第 43 図 山王丸第2段正面および
大石垣附近平面図

出典：『史跡小谷城跡環境整備事業報告書』湖北町教育委員会 昭和 51 年

③小谷城跡清水谷発掘調査（昭和 53 年）

昭和 53 年に農業用水路の施設に伴い発掘調査が実施され土塁を取り巻く堀跡が検出された。

清水谷は、これまで小谷城古絵図に屋敷跡や寺院跡が記され、現地には一部の地点に土塁が残存するだけで実態は把握されておらず調査に期待が寄せられた。

調査箇所は、清水谷の中央部で谷筋に平行する長さ 150m・幅 3 m のトレンチを設定し実施された。

調査の結果、人工の溝と室町時代後期の遺物が検出された。溝は、40m 程度谷筋と平行して走り、上流端部が 90° に屈曲し、現存する土塁を取り巻くものであった。

さらに、周辺からは室町時代後期の土器とともに、金銅製品・古銭等が検出されたことから、清水谷一帯が、古絵図に記された浅井氏に関わる居住区の可能性が極めて高いことが判明した。

出典：『小谷城清水谷遺跡発掘調査報告書』湖北町教育委員会 昭和 53 年

④住宅開発に伴う発掘調査（昭和 59 年から 60 年）

昭和 59 年から 60 年に住宅建設に伴い、清水谷入り口と北国脇往還との間の発掘調査を行った。その結果、清水谷を閉鎖する堀跡の一部および城下町が検出された。城下町の遺構は、北国脇往還沿いの溝跡、掘立柱建物跡とそれに伴う雨落ち溝跡、土塁跡等が検出された。

⑤史跡小谷城跡(清水谷地区)環境整備事業に伴う発掘調査（平成 6 年度～平成 14 年度）

平成 6 年度に清水谷地区の試掘調査を行い伝「遠藤屋敷」付近で建物跡を検出した。平成 7 年度から平成 14 年度にかけて、清水谷入り口から伝「知善院跡」までを順次整備に伴う発掘調査を行った。

○発掘調査

以下に各調査区で検出された遺構の概要を記す。

a. 城下町の調査および城郭を区画する堀の発掘調査

以前に、史跡指定範囲を決定する目的で、清水谷入り口付近の調査を実施しているが、平成 6 年度には、清水谷前面に設けられた堀跡を再確認するため調査を実施した。

調査位置は谷の入り口で、北国脇往還道に面しており小谷城の大手と考えられる。北国脇往還道に通じる大手道と考えられる清水谷中央の道、通称「清水道」については、現在盛り土され町道の下になっているため今回は調査を行わなかった。

主な検出遺構は、堀、道である。

・堀 SD07001

城と城下を区画する堀である。幅は約 18.2m、深さ約 100 cm である。

堀の南肩（城下町側）から柿経が出土している。

・道 SS07001

北国脇往還道から清水谷地区へ通じる南北の道である。道幅は約 80 cm で SD0701 で張り出しがある。橋の遺構は確認できなかった。

b. 伝知善院跡の発掘調査

伝知善院跡は、清水谷入り口の西に位置し堀に接している。

伝知善院跡は、小谷城落城後秀吉によって長浜に移されたと伝えられ、現在の長浜市元浜町

に所在する知善院に相当すると考えられる。現在の知善院は天台宗真盛派に属し、寶生山勝安寺と号する。知善院の所蔵の絹本著色十三佛の畫像の裏書きに

干時永祿第拾貳巳己年十二月十五日

近江州浅井郡大谷勝安寺常住逆修講衆十三佛也

住持 舜慶（花押）

とあり知善院が小谷城にあったことが知られる。

伝知善院跡は、遺構検出面が浅く近年の埋め立ての土砂および旧耕土を取り除くとすぐに遺構が検出された。そのため、遺構の保存状態は良好とはいえなかった。

主な検出遺構は、庭園、墓、建物、溝、道路、石組み遺構である。以下、遺構ごとに概説する。

・庭 SG09001

南北 5 m、東西の検出長 14m 深さ 30 cmで、堀とほぼ並行に造られた長方形の池遺構で庭園遺構と考えられる。東側は現在の用水路のため確認できなかった。池の北岸は石が並べられていた。池の中央北寄りに東西 5 m、南北 3.5m の長方形の島状の遺構が造られ岸に石が組まれている。

島状の遺構の東側に円形に石が組まれている。池内からは、多量の柿経と笹塔婆が散乱した状態で出土した。この内「元龜三年七月□□□」と「□龜三年七月一四日」と書かれた笹塔婆が重なって出土した。柿経は池の南側でも出土している。この柿経、笹塔婆は同時に使用されたと考えられる。また、「×忌之辰奉造立彫剋」と墨書された木札が出土した。頂部から斜めに削られており二次的に使用された可能性が高い。その他、「覆護衆生院」と書かれた塔婆や鎧の小札等が出土した。

・墓 SX09001

庭園遺構の西、山際で検出された。火葬墓で、長径 102 cm短径 75 cmの楕円形で、検出深さ 47 cmである。遺構の中央に石が置かれていた。人骨はそれほど残っていなかったが出土状況から屈葬で石を抱くように埋葬されたと考えられる。

・建物

堀の外側で城下町と想定される建物には礎石は用いられていないが、城内の建物には礎石の使用がみられる。本丸大広間跡では礎石を用いた建物が確認されているが清水谷の建物も同様である。

耕土が薄く浅いため後世の開墾、水田耕作のため礎石がほとんど抜き取られていた。1点のみ礎石と考えられる遺構が検出された。礎石を置く地盤を改良している点が注目される。

・溝 SD13135

伝知善院跡を区画する素掘の溝である。但し伝知善院跡の入り口では石が組まれている。この溝の石組は内法幅 80 cm、深さ 70 cmで、石は3段に組まれている。石は大ぶりのものを使っている。石の材質はすべてチャートで小谷山大嶽に見られる石である。

・石組み遺構 SK12132

内法東西 1 m、南北 3.8m、深さ 30 cmの石組水溜遺構で、周囲を石敷きしている。

・土壇 SK10001

長辺 80 cm、短辺 55cm、検出深さ 29 cmの土壇である。土壇内には石と共に一石五輪塔が2基入っていた。五輪塔は不規則に入っており投棄土壇と考えられる。

c. 伝知善院跡東地区の発掘調査

伝知善院跡東側の調査を行った。主な遺構は道、溝、建物である。

・道 SS14001

谷中央の清水道から伝知善院跡に通じる、東西の道路で知善院の入り口に通じる。

幅は南側が調査区外のため不明である。検出幅は7 m である。

・溝 SD14005

伝知善院跡に通じる東西の道路に添って道路の北側に掘られた素掘の溝で、幅3 m、深さは42 cmである。

・溝 SD14001

SD14005 から北に30mの所にSD14005に平行する素掘の溝である。この二つの溝は屋敷を区画する単位であろう。

・溝 SD14027

SB14001に伴う溝である。検出長8.75mで、内4.3mは石組みである。石組みの内法幅20 cm、深さ20cmである。石の材質は、ほとんどがチャートで、他に砂岩2、泥岩1である。いずれも小谷山に見られる石である。

・建物 SB14001

建物の礎石は、浅い土壌を掘り石を入れ中央に礎石を置く。

○発掘調査の成果

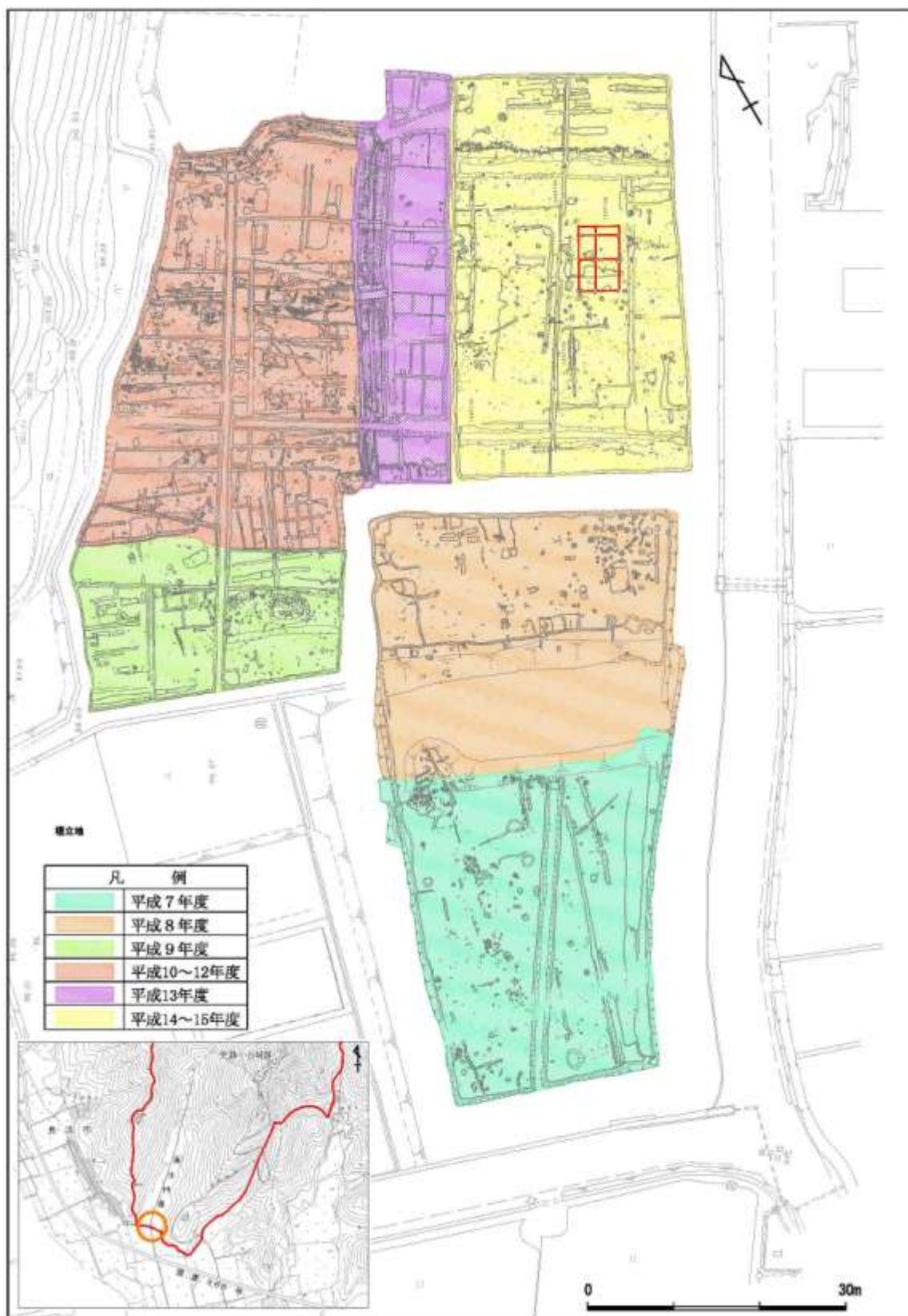
史跡小谷城跡(清水谷地区)環境整備事業に伴う発掘調査(平成6年度～平成14年度)の調査の成果について以下に記す。

・清水谷入り口では、堀を境に遺構の特徴は大きく変わっている。城下町の建物は掘立柱建物であるのに対し城内(清水谷地区)の建物は礎石を用いた建物である。その建物の礎石の基礎改良を行っている。また、城下町は軟弱な地盤であるにもかかわらずそのまま使用されているが、城内(清水谷地区)は土質により整地を行い地盤を改良している。

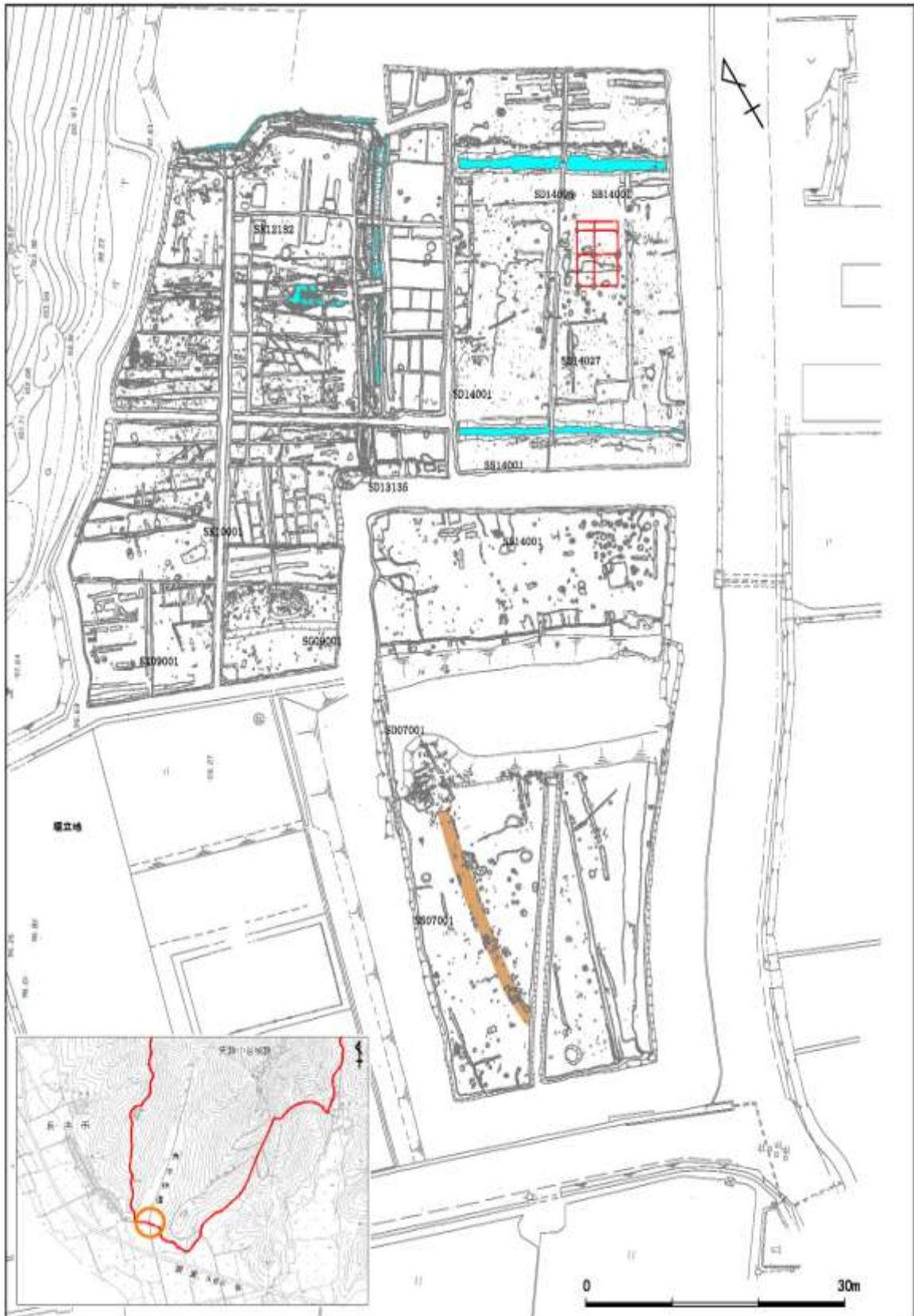
・開墾等により礎石が抜き取られており建物が検出できない所があった。

・伝知善院跡では、庭園遺構と「元龜三年七月□□□」と「□龜三年七月一四日」と書かれた笹塔婆が出土し遺構の年代を特定することができた。

「×忌之辰奉造立彫剋」と墨書された木札については、大永年間の築城から落城する天正元年(1573)の間で「辰」年に該当する年は、天文元年(1532)、天文13年(1544)、弘治2年(1556)、永禄11年(1568)である。清水谷の城としての整備の時期は不明であるが、状況から見て永禄11年(1568)が妥当と考えられる。しかし、二次的に使用された可能性が高く遺構の年代を決めることはできない。



第 44 図 清水谷知善院付近調査年度別トレンチ配置図



第 45 図 清水谷知善院付近調査平面図



写真 21 平成 7 年度発掘調査



写真 22 平成 8 年度発掘調査



写真 23 平成 9 ～ 11 年度発掘調査



写真 24 平成 12 年度水路検出状況



写真 25 平成 12 年度発掘調査



写真 26 平成 13～14 年度発掘調査

⑥清水谷地区の試掘調査（平成 15・17・18 年度）

史跡小谷城跡清水谷地区は、谷中央南北に通称「清水道」があり、左右に「遠藤屋敷」「山城屋敷」「木村屋敷」「徳昌寺」等の地名が残り、江戸時代前期に制作された小谷城絵図（長浜市所蔵）には「此内不残屋敷跡」と書かれている。清水道は、小谷城から城下町につながる主要な道であり小谷城跡の構造を知るうえで、その意義を明確にする必要があり、清水谷地区の整備計画立案に伴い調査が実施された。

清水谷の規模、構造、標高を明確にするため試掘調査を行った。清水道は、古くは 1.2m ほどの道幅であったが、昭和 48 年に国営湖北農業水利事業高時幹線水路工事による工事用道路として盛り土と拡幅を受け、現在の道幅は 4.0～5.0m で、周辺の土地より 0.8m～1.0m 高くなっている。

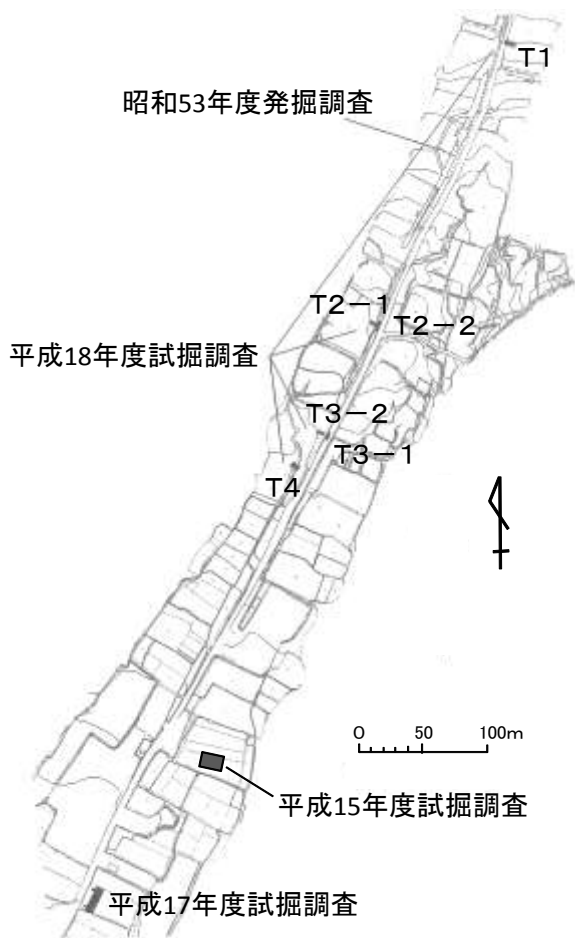
調査は、平成 15 年度は、清水谷から約 150m 入った清水道から出丸跡に通じる、追手道沿い、平成 17 年度は、清水谷開口部付近で清水道の西側を、平成 18 年度は、谷奥の徳勝寺跡から開口部に向かって山城屋敷跡の他、谷のほぼ中央付近に 4 か所のトレンチを設定し実施した。

平成 15 年度の調査では、追手道に沿って掘られた溝跡、建物跡、雨落ち溝、土坑等が検出された。建物については、礎石が一部しか残っていなかったため、その規模は不明である。溝は幅約 1.4m、深さ約 0.7m で、杭と板により土留めがされていた。遺物は、刀の大切羽、下駄、桶等が出土した。

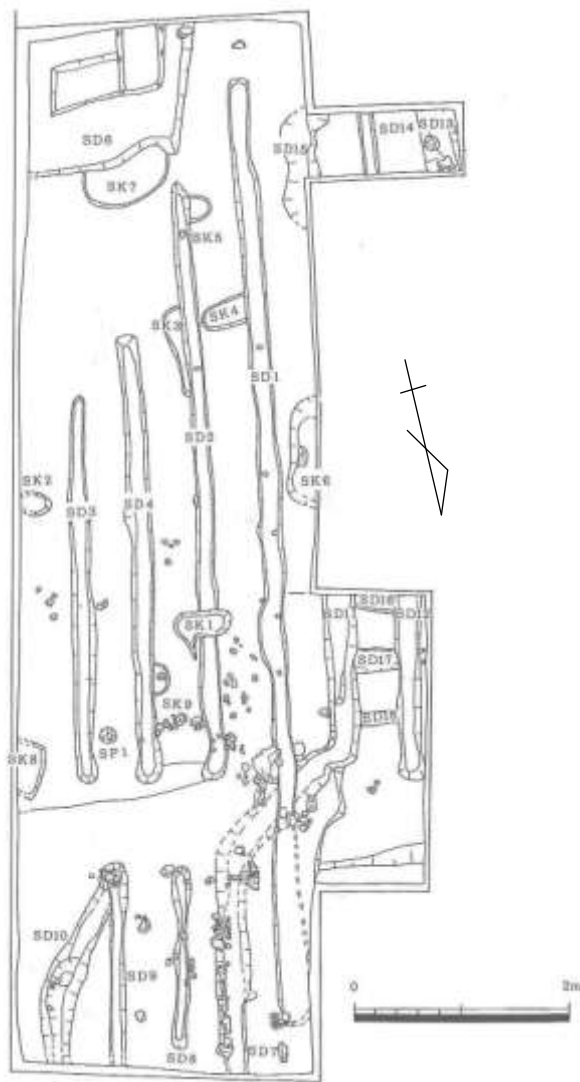
平成 17 年度の調査では、3 時期の溝を確認するとともに 16 世紀前半から後半にかけての遺物が出土した。この時期は小谷城存続時期と一致する。特に、石組みのある S D 7・S D 11 は屋敷地を区画する溝と考えられる。

平成 18 年度調査では、調査区の制約もあり明確な遺構が検出されなかったが、T 2 や T 4 で検出した土塁状の高まりや溝跡は屋敷区画と関連する可能性がある。

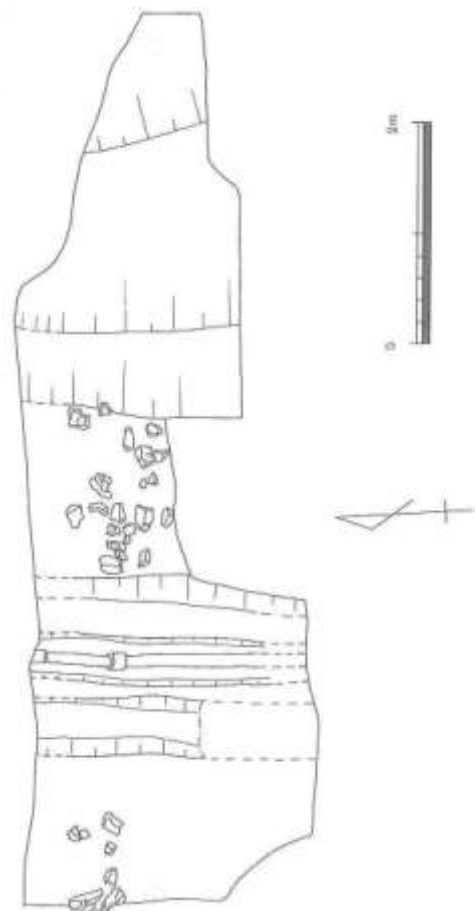
今回の調査により、小谷城存続時期と一致する時代を持つ遺構群が存在していることを裏付ける結果となった。



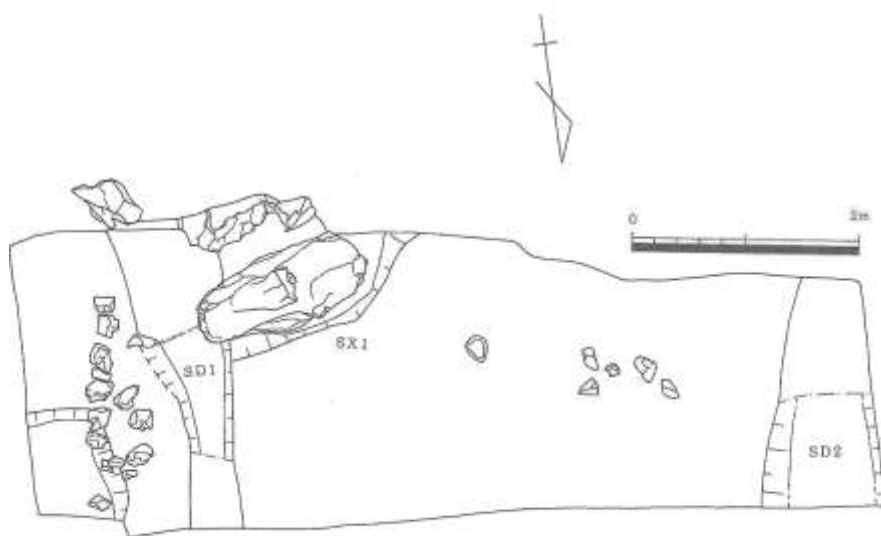
第 46 図 平成 15・17・18 年度 試掘調査位置図



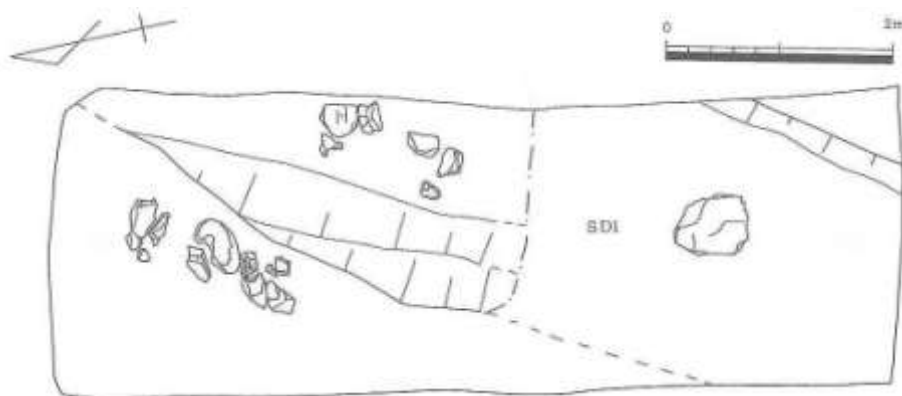
第 47 図 平成 17 年度 試掘調査区平面図



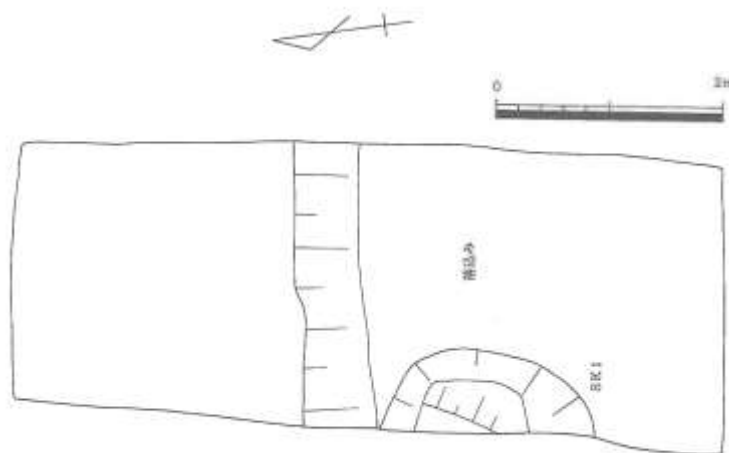
第 48 図 平成 18 年度 試掘調査 T1 平面図



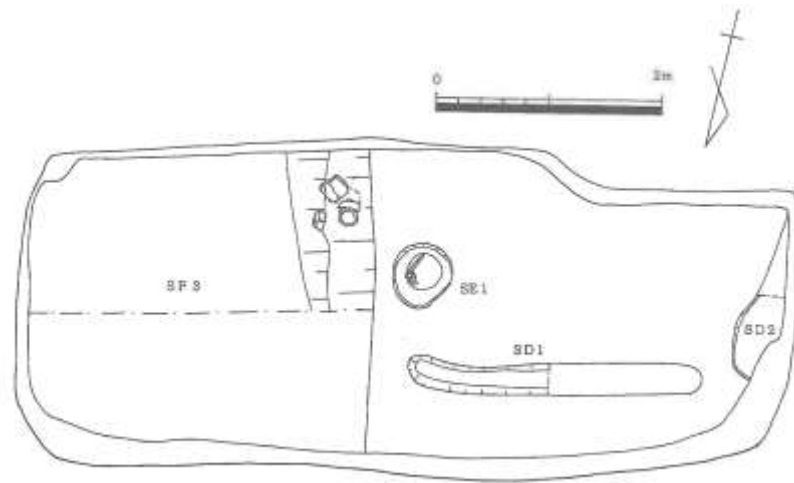
第 49 図 平成 18 年度 試掘調査 T2-1 平面図



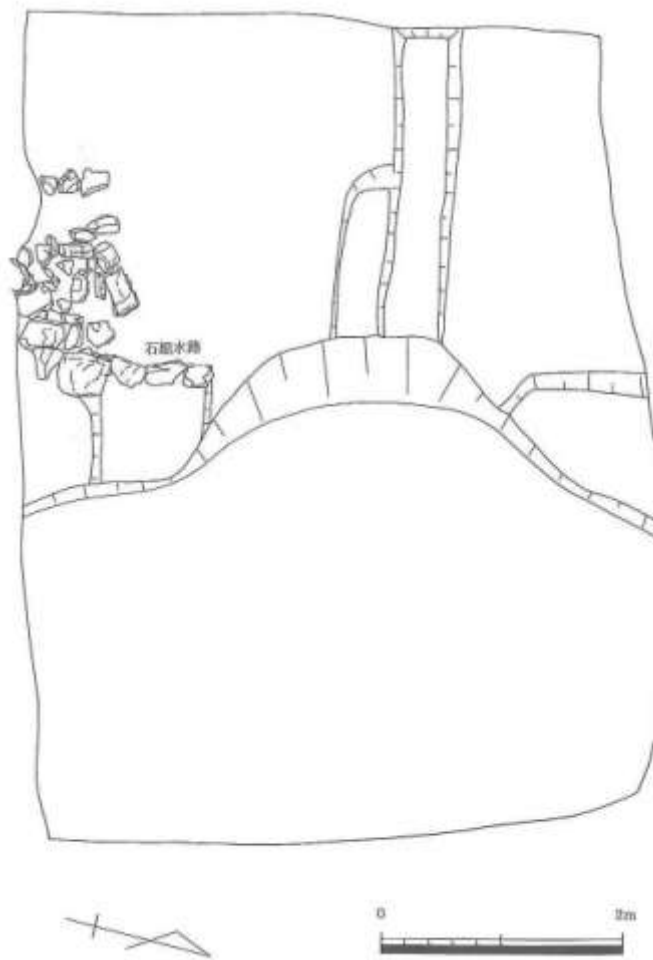
第 50 図 平成 18 年度 試掘調査 T2-2 平面図



第 51 図 平成 18 年度 試掘調査 T3-1 平面図



第 52 図 平成 18 年度 試掘調査 T3-2 平面図



第 53 図 平成 18 年度 試掘調査 T4 平面図

第4章 保存管理計画

第1節 保存管理と基準

(1) 保存管理の基本的な考え

史跡小谷城跡は、戦国大名浅井氏の居城として、また、地域の歴史文化の象徴的存在として存在してきた。史跡指定地は、尾根上に展開する城郭遺構と谷間に展開する居館跡・家臣団屋敷跡・寺院跡に分かれているが、遺跡の性格や残存状況、あるいは立地する環境や土地の利用方法などが異なっており、それぞれの状況に応じた保存管理を進め、合わせて必要な範囲の土地の公有化を図るとともに、文化遺産としての活用を積極的に図る必要がある。

また、大嶽城の一部とその周辺は明確な遺構が残存しているものの、史跡指定されていないため追加指定予定地として位置づけ、追加指定後は指定内地域として扱うとともに土地の公有化を進めるものである。

この他、史跡指定地以外の関連地域について、小谷城跡の構成を理解するうえで重要と考えられる地域は、保存管理計画の対象範囲に含め追加指定も視野に入れていくものとする。

なお、本保存管理計画の対象地には、住民の生活空間も含め多くの民有地があることから、主要な価値である遺構の保存を第一義としながら、住民生活との調和を図り、将来の史跡の整備と活用に向け、小谷山の持つ景観の保護と史跡の保存との調和を図ることを基本的な方向性とする。

(2) 現状変更に関する基本的な考え

- ① 史跡小谷城跡の持つ遺構の内容と史跡の現状を考慮し、区分を設定する。
- ② 保存管理の基本的な考えを基に、指定地内のあらゆる現状変更に対応できる取り扱い方針を策定する。
- ③ 指定地域外については、住民、関係者をはじめ、広く市民の理解と協力を得ながら、取扱方針を策定する。

第2節 保存管理地区の設定

史跡を構成する諸要素のあり方、保存管理の方法などを考え合わせ、以下の3種に地区設定し、地区ごとの保存管理の方針を設ける。

表 15 保存管理地区の設定

地区の設定	細 分	
第1種地区 (史跡指定内地区)	1－a	城郭地区
	1－b	清水谷地区
	1－c	1－a・1－b以外の地区
第2種地区 (史跡指定外の 小谷城遺跡の範囲)	2－a	明確な遺構の存在する地区 (大嶽の一部とその周辺)
	2－b	第1種地区と2－a以外的小谷城遺跡の範囲
第3種地区(小谷城城下町遺跡の範囲)		

(1) 地区の設定

【第1種地区】

史跡の本質的価値を構成する諸要素が集合している史跡指定内地区である。この地区は、小谷山尾根上の城郭地区、清水谷に展開する居館跡・家臣団屋敷跡・寺院跡などの遺構が展開する地区と、それ以外の地区に分ける。

1－a地区「城郭地区」

○範囲：小谷城跡の重要な城郭遺構が認められる地区である。小谷山尾根上に位置する出丸から本丸を経て小谷山最高峰の大嶽城・福寿丸・山崎丸へとつながる尾根、および、尾根の北・北西・西・南東の4個所に点在する城砦が該当する。

○現況：梯郭式に曲輪が連続し随所に重厚な防御施設が配置された、小谷城の中核を成す遺構群が展開している。遺構の一部は、整備が行われている。

1－b地区「清水谷地区」

○範囲：小谷山南部の深く開斥した谷筋の清水谷地区である。

○現況：平坦部には居館・家臣団屋敷・寺院等の遺構が展開する。これまでに、一部地域で発掘調査が実施されており、居住空間や堀等が確認されている。民有地も多く植林地帯となっている。清水谷入り口付近には、小谷城戦国歴史資料館と駐車場・簡易トイレ等の施設が存在する。

1－c地区

○範囲：1－a、1－b以外の史跡指定内を範囲とする。

○現況：城郭に関わる曲輪・堅堀・切岸や登城道などの遺構が確認されている。また、地区内は、広葉落葉樹を始め多くの樹木により森林が形成され自然景観を保っており、散策路が設けられている。

【第2種地区】

史跡指定外の小谷城遺跡の全域であるが、明確な遺構が存在する地区と、それ以外の地区に分ける。

2－a地区

○範囲：史跡指定範囲外であるが、明確に城郭遺構が存在する区域であり、大嶽の一部とその周辺がこれにあたる。

○現況：史跡指定内から続く遺構だが史跡指定がされていない。将来追加指定されるべき地区である。

2－b地区

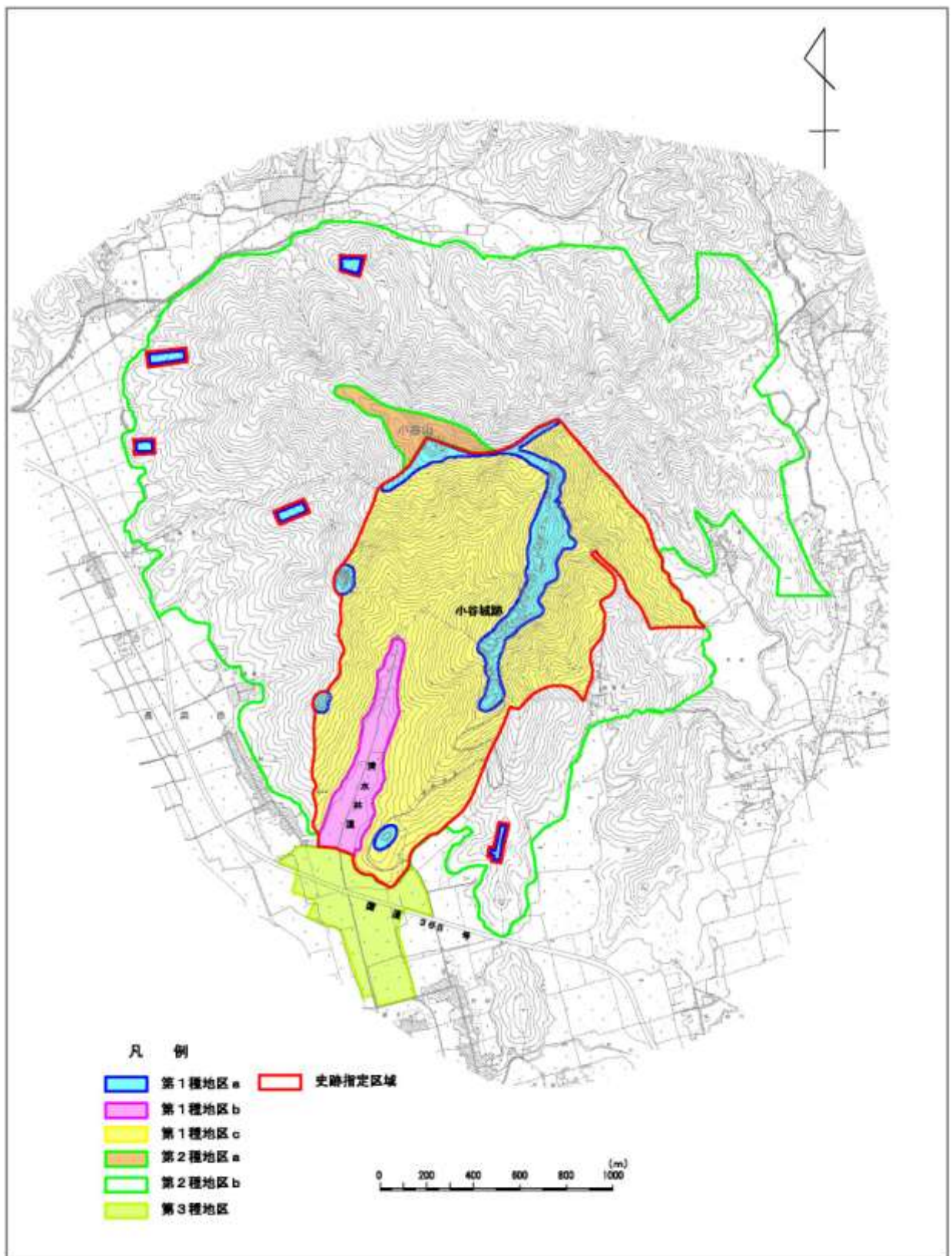
○範囲：史跡指定外の小谷城遺跡の範囲内である。

○現況：明確な遺構は確認されていないが、小谷城遺跡として周知されている地区であり、山城の構成要素としては重要な地区である。また、保安林指定を受けている地域であり、現在「湖北地域森林計画変更計画書」に基づき事業が進められている。地区内は、広葉落葉樹を始め多くの樹木により森林が形成され自然景観を保っており、散策路が設けられている。

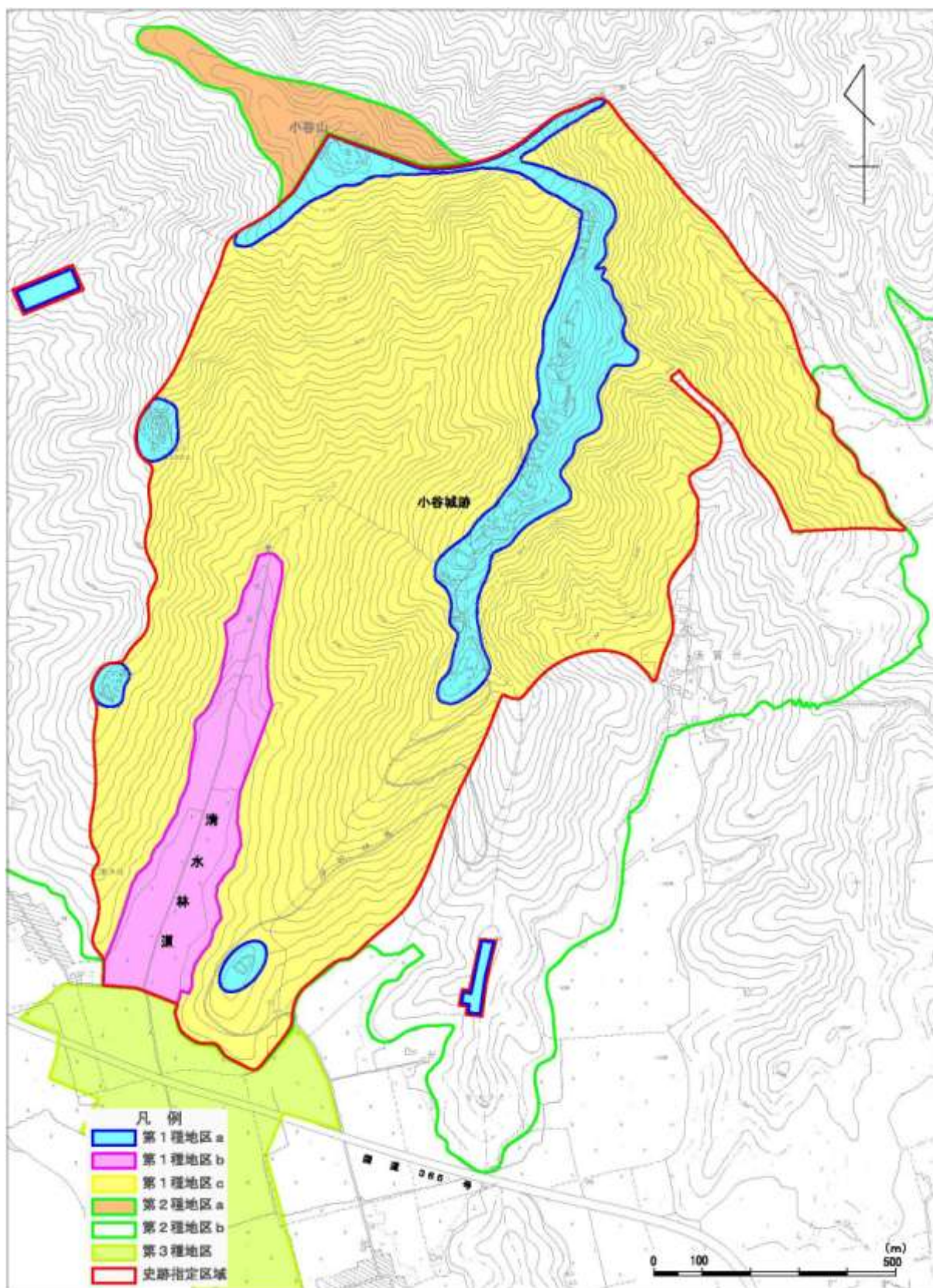
【第3種地区】

○範囲：清水谷前面に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地である小谷城城下町遺跡の範囲である。

○現況：清水谷南部に広がる、住民の居住地を含む地域である。これまでに発掘調査等は実施されていない。



第 54 図 保存管理地区の設定図



第 55 図 保存管理地区の設定拡大図

第3節 保存・維持管理の基準

史跡小谷城跡の維持管理については、文化庁および滋賀県教育委員会の指導のもと市教育委員会・小谷城址保勝会および、長浜市が認めた体制により進める。なお、保存・維持管理の方法は、先に区分した地区ごとに下記に定める。

【第1種地区】

(保存管理基準)

史跡指定を受けた地区であり、原則として史跡の調査研究・保存整備・維持管理・防災上必要な現状変更以外は認めない。

(保存管理方針)

史跡の保存と有効な活用を図るために積極的に整備を行い、保存整備された遺構を適切に管理しながら、自然地形を利用して築かれた山城の特性を活かし、史跡探訪やハイキングができる地区として自然環境の保全を図る。

1－a 地区

(現状変更)

史跡の調査研究・保存整備・維持管理上必要なもの以外は認めない。但し、樹木の伐採等において、遺構の保護や見学路の整備など必要なものについては認める。

(発掘調査)

保存と史跡整備に向け計画的に調査を実施する。

(公有化)

民有地の公有化を図る。

(整備活用)

遺構をき損することなく現状保存しながら、必要なものについては修復し、史跡公園としての整備を進めていく。

1－b 地区

(現状変更)

史跡の調査研究・保存整備・維持管理・防災上必要なもの以外は認めない。但し、現在の土地利用において公益上必要と判断され、遺構に影響を与えない軽微なものについては認める。

清水谷地区内にある小谷城戦国歴史資料館、および資料館の持つガイダンス、管理、救急対応等の機能については当面残すが、将来的には全体計画に組み入れていく。

(発掘調査)

保存と史跡整備に向け計画的に調査を実施する。

(公有化)

民有地の公有化を図る。

(整備活用)

遺構をき損することなく現状保存し、発掘調査の成果に基づいた適切な措置を図りながら、史跡公園としての整備を進めていく。

1－c 地区

(現状変更)

史跡の調査研究・保存整備・維持管理上必要なもの以外は認めない。但し、樹木の伐採等において、遺構の保護や見学路の整備など必要なものについては認める。

(発掘調査)

必要に応じて計画的に実施する。

(公有化)

民有地の公有化を図る。

(整備活用)

遺構をき損することなく現状保存する。地区内の見学路・便益施設等の維持管理を進める。

【第2種地区】

(保存管理基準)

現状において史跡指定地外であるが、尾根上に展開する城郭地区とともに、小谷城跡の構成を理解するうえで重要と考えられる地区である。基本的に埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いを行っていくが、一部明確な遺構が確認されているものについては、追加指定を積極的に進めていく。

(保存管理方針)

埋蔵文化財の包蔵地内としての取り扱いを行いながら、可能な限り現状保存に努めていく。

2－a 地区

史跡指定されている城郭地区に存在する大嶽城の一部が広がる。遺構をき損することなく現状保存に努めるとともに、計画的に発掘等の調査を行い、積極的に追加指定と土地の公有化を進めていく。なお、追加指定された場合は1－a 地区に組み入れる。

2－b 地区

自然環境の保全を図りながら、計画的な発掘調査等による調査データの蓄積に努め、重要遺構が確認された場合は追加指定を推進していく。また、自然景観を活用した散策空間の整備を進める。

【第3種地区】

史跡指定地外であるが、周知の埋蔵文化財包蔵地である「小谷城城下町遺跡」の範囲内である。発掘調査などにより重要遺構が確認された場合は、追加指定や土地の公有化を含め検討する。

現状変更の総則

文化財保護法第 125 条に基づき、史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第 168 条の同意）が必要となる。現状変更が必要な行為は、工事等下記の事項が該当する。

- ア．造成（土地の掘削、盛土、切土）や水面埋め立て等の地形の改変
- イ．道路の新設、改築及び修繕
- ウ．建築物の新築、増築、改築、移転又は除却
- エ．工作物の新設、改修、修繕、移設又は除却
- オ．地下埋設物の新設、改修及び修繕
- カ．樹木の植栽、伐採
- キ．発掘調査及び保存整備
- ク．その他史跡に影響を及ぼす行為

以上の現状変更は、史跡の価値を十分に踏まえた上で検討し、実施しなければならない。

また、原因者は長浜市教育委員会、滋賀県教育委員会、文化庁との協議をおこなった上で、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に関しては、事前の発掘調査等を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更等について協議をおこなうものとする。さらに、史跡・公園整備等の大規模な現状変更に関しては、学術調査等の結果を踏まえた上で、滋賀県教育委員会や文化庁の指導を受け、有識者等で構成する「長浜市史跡等保存活用委員会」等で計画の検討をおこなうものとする。

※[建築物に関する語句の定義]

○建築とは、建築物を新築し、増築、改築、または移転することをいう（建築基準法第 2 条 13 号）

- ・新築とは、新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築をいう
- ・増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう

- ア．既存の建築と同一敷地内であること
- イ．既存の建築と用途が不可分であること
- ・改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。
- ・移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

現状変更が認められない行為

- ①史跡の適切な保存管理のために策定された本計画書（史跡小谷城跡保存管理計画書）に定められた基準に反する場合。
- ②史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合。
- ③史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合。

現状変更の取り扱い

- ①許可を要しない行為

文化財保護法第 125 条の「現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しないものとする。

◆史跡の維持のために必要な措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に規定される「維持の措置」の範囲。

- i) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に復するとき
- ii) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき
- iii) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

◆非常災害等のために必要な応急的措置

- i) 災害が発生、またはその発生が明らかに予測される緊迫の事態において執られる緊急的な措置

（主な事例）

- ・破損した建物及び工作物等の除却
- ・事故で破損した交通安全施設等を緊急的対応として取り替える場合
- ・地下埋設管の破裂等による緊急的措置

◆日常的な維持管理の行為

- i) 道路・水路・建築物・工作物等の形状・色彩等を変えない行為

（主な事例）

- ・舗装等の簡易な維持管理行為
- ・堀（池）・水路・側溝等における通常の維持管理行為
- ・建築物・工作物等の損壊を復旧するまでの間に応急的におこなわれる措置（土地の形状変更・掘削を伴わないもの）
- ・土手・法面の維持管理行為、清掃

- ii) 植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理・支障枝剪定、草刈など）

- iii) 保存に及ぼす影響が軽微である行為

（主な事例）

- ・公園使用許可を得ていない一時的な不法占用物件の撤去
- ・危険木の伐採（抜根を伴わない）、植物（花き）の植替え（上記の場合でも、景観に及ぼす伐採については許可が必要）

②市による現状変更の許可が必要な行為

「現状変更の総則」に示した、文化財保護法第 125 条による現状変更申請が必要な行為のうち、次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に基づき、現状変更の許可及びその取り消し並びに停止命令を長浜市がおこなう。

なお、現状変更の申請先は長浜市とする。

ア. 小規模建築物で 3 ヶ月以内の期限を限って設置されるものの新築、増築、改築または除却
イ. 工作物の設置、改修もしくは除却

工作物とは、小規模建築物等に附随する門・塀・既設道路に附帯する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・案内板・説明板・文学碑・顕彰碑等を指す。

ウ. 道路の舗装もしくは修繕（ただし、路盤より深い範囲での土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）。

道路・歩道の路面補修

- エ. 境界標（柱）、標柱など史跡の管理に必要な施設の設置、改修または除却。
- オ. 埋設されている電線、ガス管、上下水道管の改修（ただし、規格、規模、位置、掘削範囲の変更を伴わないもの）。
- カ. 木竹の伐採など、史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採（抜根を伴わないもの）。
- キ. その他施設の改修、修繕もしくは除去。
その他施設の維持管理・便益施設（山道・側溝・給排水溝・外灯・電気・安全設備・休憩施設・トイレ）を指す。

③文化庁による現状変更の許可が必要な行為

「現状変更の総則」に示した現状変更申請が必要な行為のうち、「現状変更の取り扱い」に挙げた「①許可を要しない行為」、「②市による現状変更の許可が必要な行為」として示したもの以外（下記による）については、「重大な現状変更、又は保存に重大な影響を及ぼす行為」と位置付けられ、文化庁長官による現状変更の許可が必要である。

- ア. 土地の形状の変更をおこなう行為。
- イ. 景観に大きな影響を及ぼす行為。
- ウ. その他史跡の価値を構成する諸要素に対して影響を及ぼす行為。

（主な事例）

- ・ 地形の改変
- ・ 道路の新設
- ・ 配管の新設
- ・ 照明灯の新設
- ・ 建築物の新設
- ・ 整備工事に係る行為（石垣修理を含む）
- ・ 発掘調査の実施

現状変更許可基準

史跡地内には、道路等の公益上必要な施設や、埋設物等が存在する。また、史跡の利活用に有効な資料館や便益施設も所在する。このため、これらの機能の維持についても配慮し、遺構の損傷や景観への影響がないよう、文化財としての価値の保存を前提として現状変更を取り扱うものとする。

i) 地形の改変

遺構復元等を目的とした史跡整備等のための地形変更を除き、遺構の掘削や堀等の埋め立てなどの大幅な変更は認めないものとし、協議によりその可否を判断する。

ii) 道路の新設、改築及び修繕

公共・公益上必要な道路の維持を図るための改築・修繕については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

iii) 建築物の新築、増築、改築、移転又は除却

建築物の新築・改築等については、原則として認めないものとする。ただし、資料館の改修は対象から除外し、必要性等に応じて判断する。

iv) 工作物の新設、改修、修繕、移設又は除却

防災上、または土地や施設の管理に必要な工作物のほか、顕彰碑等、既存の工作物の改修については、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく

影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。工作物の新設及び移設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断するものとする。

v) 史跡・名勝・天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修及び修復（令第五条第四項第1号二関係）

史跡・名勝・天然記念物の管理に必要な施設の改修・修繕については、設置、改修または除去に伴う土地の掘削・盛土・切土、その他、土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない状況で、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。なお、施設の新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

vi) 地下埋設物の新設、改修及び修繕

公共・公益上必要な施設の維持のための改修・修繕については、遺構に影響のないように計画した上で現状変更を許可するものとする。

なお、新設にあたってはその必要性等に応じ、遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

vii) 樹木の植栽、伐採

史跡の保存整備上必要な修景や表示等のための植栽については、地下遺構の保存を図った上で、その必要性等に応じて判断するものとする。

伐採については、既存木の枯損や腐朽のほか、城郭遺構の保存に影響がある場合、また、公園整備上支障となる場合等、その必要性に応じて判断するものとする。ただし、抜根については、地下遺構の保存状況を勘案し判断する。

viii) 発掘調査及び保存整備等

遺構の保存や現状把握に関わる調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合について認めるものとする。学術的調査成果に基づく保存修理、整備をおこなう場合については、その方法等を十分に検討した上で現状変更を許可するものとする。

第5章 整備活用計画

第1節 基本方針

日本屈指の中世山城である小谷城跡には良好な歴史的遺産とともに、豊かな自然環境が共存している。

これらの遺産を後世に継承していくために、現代の生活環境との調和を図りながら、保存・管理を進め、史跡を活かした地域づくりの中核としての活用を目指す。

史跡小谷城跡の具体的な整備・活用方法については、今後、整備活用計画の中で検討を行っていくが、ここでは、整備活用計画の基本的な方針を示す。

基本方針

- 歴史遺産の保存・整備方法の検討。
- 小谷城跡城郭部の調査・保存・修復・活用方法の検討。
- 清水谷の調査・保存・整備・復元などによる史跡公園化の検討。
- 生活環境と調和した自然環境の保全方法の検討。
- 歴史的環境を活かした地域住民と行政との協働によるまちづくりの推進。

第2節 整備活用計画の内容

(1) 発掘調査計画

- 史跡整備の推進、史跡指定地の範囲拡大を検討するため計画的に実施する。
- 各地区の保存管理基準に則り、保存・修復を前提として行う。
- 整備や活用を実施するにあたっては、各事業の進捗状況に応じ、調整を図りながら実施していく。

(2) 史跡整備計画

遺構整備の具体的な方法については、保存管理地区の設定を基に、全体計画の中での位置づけや、発掘調査等の研究成果、遺構の遺存状況や環境特性等の要素を踏まえた上で総合的に検討を行っていく。

基本的な史跡整備の方向としては次のとおりである。

- 尾根上に展開する城郭遺構については、現状保存を前提としながら、必要に応じた計画的な発掘調査を実施し、必要個所の修復等を行っていく。また、景観の保全に配慮しながら見学路の整備も行っていく。
- 清水谷地区については、土地の公有化を含め優先的に進めていく。遺構の保存を主としながら発掘調査等によって確認された遺構（建物跡、堀跡、土塁等）の復元や表示等の方法について検討し、史跡公園としての整備を行っていく。

(3) 環境保全

- 自然環境の保全については、保安林機能の維持とともに、小谷城跡の持つ歴史的景観の維持に努める。
- 自然景観と史跡の特性を活かした活用方法については、多面的な利用に配慮した修景方法等について検討する。
- 山城跡へ通じる見学路の維持管理とともに、危険箇所等の把握に努め優先的に整備を行う。

第6章 史跡の管理体制と計画の推進

第1節 史跡管理の体制

1. 基本的な考え

史跡小谷城跡とその関連遺跡は、次世代へ引き継ぐ大事な遺産であり、この保存・管理と有効な活用を目指していく。

史跡小谷城跡の持つ歴史的価値、自然景観としての価値、観光資源としての価値、これらの価値を活かした史跡の保存管理と整備を進めるためにその管理体制を整えるものである。

なお、史跡指定地の管理については、管理団体である長浜市が行うものとする。

2. 管理運営および体制の方針（長浜市）

- ① 長浜市は、史跡の管理団体として史跡の管理を行う。
- ② 地域づくりや歴史学習の場としての活用を進めるための体制づくりと、人材育成を図る。
- ③ 適切な維持管理をおこなうための体制づくりを進める。

第2節 整備活用計画推進の体制

1. 整備活用の推進と管理体制

- ① 史跡の保存管理は、管理団体である長浜市が行うが、事業の実施にあたっては、小谷城址保勝会と密接に連携を図る。また、各種関連法令および関係機関との調整を図り、国・県の指導・協力のもと進める。
- ② 史跡指定地内において史跡公園等の整備を実施する場合は、国・県の指導・協議・協力のもと、長浜市が主体となっていくものとする。
- ③ 史跡指定地内の災害時の復旧については、長浜市が主体となっていくものとする。
- ④ 史跡指定地内の土地所有者が現状変更をおこなう場合は、管理団体である長浜市と必要な協議・調整を経た上で、現状変更申請等を行うものとする。
- ⑤ 史跡指定地内に所在する建物や工作物に関する維持管理については、必要に応じて史跡管理団体である長浜市と協議の上、それぞれの所有者・管理者が主体となっていくものとする。

2. 庁内の協力について（長浜市）

史跡の適切な保存管理にあたっては、史跡整備や公園整備事業および遺構の保存管理や公園施設等の維持管理について、関係部局と市教育委員会事務局との間で横断的な調整を行うほか、史跡および埋蔵文化財包蔵地の管理にあたっては、保存管理に関係ある事業について関係部局との連携を密にし、その推進に努めるものとする。

3. 市民参加の管理運営

史跡を保存していくためには、地域住民の史跡に対する愛着や、現在までそれを守り伝えてきたという誇りが大切であり、地域住民との連携が必要不可欠である。

史跡小谷城跡は、地域住民によって組織された保存団体である小谷城址保勝会が、結成以来、史跡の保存・管理・活用に中心的な役割を担っており、史跡の草刈り、清掃等の日常管理や、保護啓発事業等を実施している。

また、平成22年1月からは、清水谷にある小谷城戦国歴史資料館の指定管理者として館の運

営を行い、史跡小谷城跡の啓発・活用・管理に努めている。

小谷城戦国歴史資料館は、地域に密着した資料館で、浅井氏と小谷城をメインテーマに2つの展示室で常設展示を行っている。

第1展示室では、「浅井氏三代」にスポットを当て、浅井長政、長政公夫人お市の方や2代浅井久政ら、浅井家ゆかりの人物肖像画や、小谷城跡の発掘調査等で出土した遺物の展示等を行っている。

第2展示室では、「小谷城」をテーマに、小谷城址保勝会所蔵の絵図や曲輪復元イラスト等が展示され、小谷城の詳細な構造等を示している。

また、史跡小谷城跡の保存・管理・活用の拠点的作用を果たすとともに、史跡の見学者等に対するガイダンスや救急対応を行うなど、その役割は重要である。

4. 地域住民と行政との協働推進

○史跡小谷城跡の維持管理や活用において中心的な役割を担う「小谷城址保勝会」との密接な連携をはかり、史跡の保存管理に積極的に取り組んでいく。

○遠足やハイキング、あるいは各種団体の研修や行事の場として、幅広く利用できる整備を検討する。

○史跡を活用した住民主体のイベント等への支援を行っている。

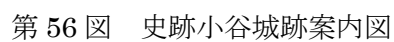
(事例：小谷城ふるさと祭り)

昭和 61 年より続く「小谷城ふるさと祭り」は、現在、小谷城址保勝会が中心となり「小谷城ふるさと祭り運営委員会」を組織し実施している。

小谷城に関する講演会や資料展の他、国友鉄砲の実演、武者行列や各種イベント等を行っている。



写真 27 小谷城ふるさと祭り



資 料 編

I ー 関連する上位計画

史跡小谷城跡の保存管理計画策定に関連する上位計画の策定状況は、次の表に示すとおりである。

表 16 上位計画の策定状況

計画名称	計画期間	根拠法・条例/主管	概要
滋賀県基本構想 「未来を拓く 8 つの扉」	平成 23(2011)年度から 平成 26(2014)年度の 4 年間	総合政策部 企画調整課	「人」、「自然」、「地と知」の力を活かして、「社会成長」と「経済成長」をともに果たす「滋賀の未来戦略」で、「住み心地日本一の滋賀」を目指します。
「住み心地日本一滋賀プラン」(滋賀県基本構想未来戦略プロジェクト実施計画)	平成 23(2011)年度から 平成 26(2014)年度の 4 年間 平成 25 年改定	総合政策部 企画調整課	県基本構想を具体的に実現するための戦略プラン・プロジェクト 「未来を拓く共生社会へ～人とともに琵琶湖とともに～」を理念とする。
第三次滋賀県環境総合計画	平成 21(2009)年 12 月 策定から 平成 42(2030)年度まで	環境基本条例 「環境基本計画」 自然環境保全条例・基本方針 環境政策課	持続可能な滋賀社会の実現を図るため、「計画」では「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」という 2 つの長期的な目標と、施策の基本方向を定めている。
滋賀県道路整備アクションプログラム 2013	平成 25(2013)年度から 10 年間 平成 25 (2013) 年 3 月 11 日公開	土木交通部 道路課	① 地域間を連絡する環状道路網の形成 ② 県外との交流を促進する放射状道路の整備 ③ 地域内での利便を高める幹線道路や生活道路の整備 ④ 公共交通機関と連携した総合的な交通システムへの支援 ⑤ 人や自転車を主体としたネットワークの形成を目標に戦略プランを策定している。2013 年度では「選択と集中による重点化」を図るとしている。
滋賀県産業振興戦略プラン	平成 23(2011)年度から 平成 26(2014)年度まで	滋賀県 商工観光労働部 商工政策課	「環境」「医療」「ものづくり」「観光」のそれぞれの領域での戦略プランの策定。横軸に「グローバル化」「人財育成」「連携強化」がうたわれている。
しがの農業・水産業 新戦略プラン	平成 23(2011)年 3 月から 平成 27(2015)年度まで	滋賀県 農政水産部 農政課	滋賀のおいしい三方よし～農村よし人よし琵琶湖よし～を基本理念とし、「農業・水産業の持続的な発展」を目的に、 1 農業の安定経営と農村の活性化、2 消費者に支持される農業・水産業の振興、 3 琵琶湖をはじめとした自然環境の保全を課題に政策立案している。

計画名称	計画期間	根拠法・条例/主管	概要
湖北地域森林 計画変更計画	平成 24 年 12 月変更 平成 22 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで	滋賀県琵琶湖 森林づくり条例 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）	森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図る。
長浜市景観 まちづくり計画	平成 20 年 3 月策定 平成 23 年 1 月変更	長浜市 景観法（平成 16 年法律第 110 号）	「景観法」に基づく法定計画として、景観行政団体が景観法を活用するため、景観法の手続き（第 9 条）に従って定める必須事項「良好な景観の形成に関する計画」（第 2 章）と基本計画部分をあわせて、本市の総合的な景観まちづくりの方策を示す。
長浜市都市計画 マスタープラン	平成 21 年 3 月 （H22 年湖北町等 合併後は改定中） 目標年度平成 31 年	長浜市 都市計画課	都市計画マスタープランとは、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来像をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備の方針を明らかにした都市計画に関する最も基本的な計画。 本地域は「浅井湖北都市計画区域」として計画されている。
長浜市歴史的風致 維持向上計画	平成 22 年 2 月認定 平成 24 年 3 月 変更認定	長浜市 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）	地域固有の歴史文化を生かしたまちづくりと市街地の環境整備を進めてきたところであるが、平成 20 年（2008）11 月の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称、歴史まちづくり法）」の施行を絶好の機会ととらえ、地域固有の歴史文化を保存活用し、さらに磨きをかけるため、長浜市歴史的風致維持向上計画を策定
長浜市北部 地域活性化計画	平成 24 年度から 平成 28 年度まで	長浜市	合併後旧伊香郡地域を中心とした固有の問題解決のための指針。
長浜市森林整備計画	平成 22 年 4 月 1 日から 平成 32 年 3 月 31 日まで 平成 22 年 3 月樹立	滋賀県／長浜市 森林法	保健文化森林等の総合的利用の促進、資源保護。

Ⅱ－土木工事等における埋蔵文化財の取扱い手続きについて

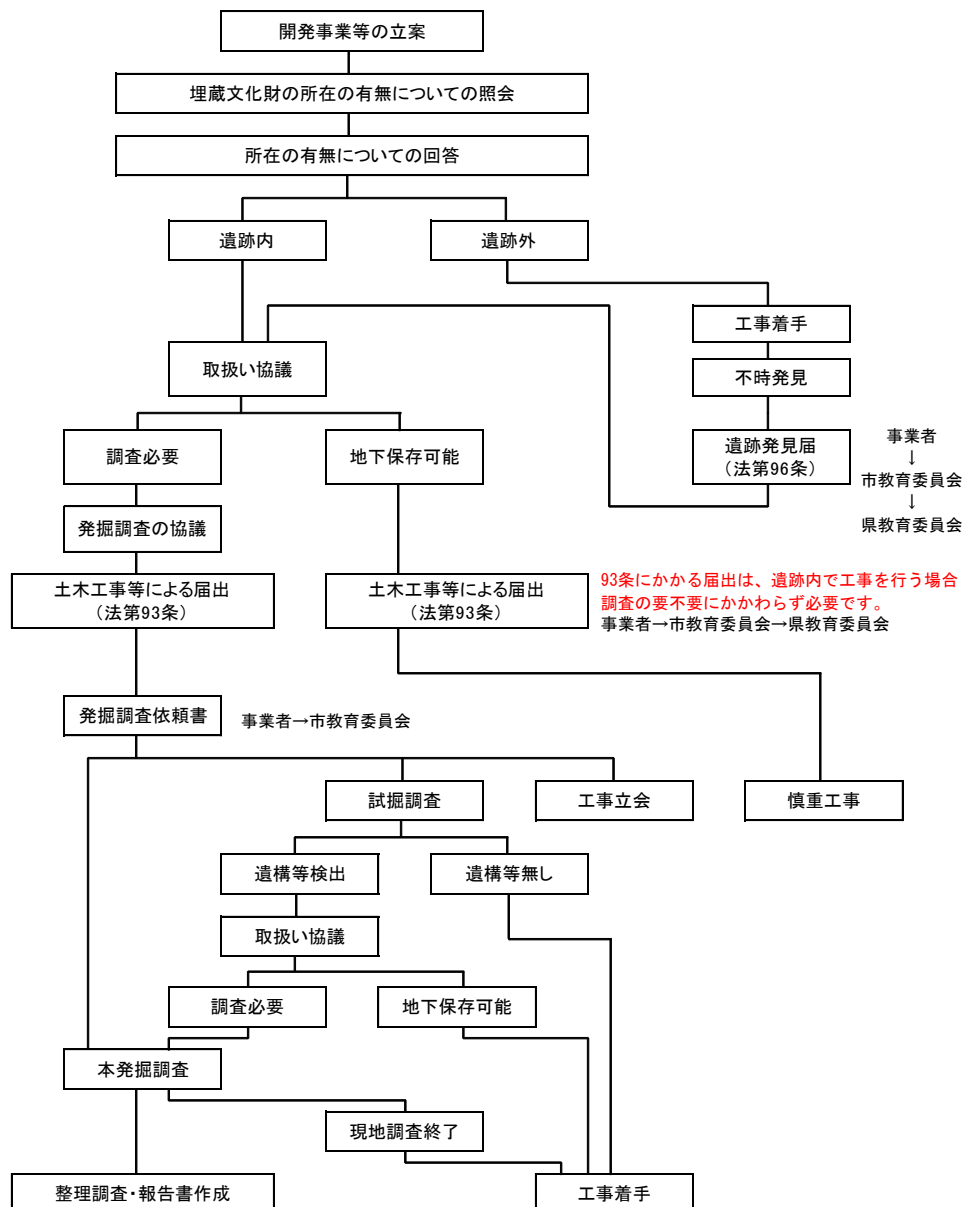
建築・造成その他の土木工事を行う場所が遺跡に該当する場合、文化財保護法に定める手続きが必要です。

工事の計画（建築確認・開発申請・農地転用その他）を立てられる際には、遺跡の有無・手続き方法などについて事前に長浜市文化財保護センター（tel:0749-64-0395）までお問い合わせください。

■埋蔵文化財発掘届出書の提出

遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地）で建築・造成その他の土木工事を行おうとする場合には、滋賀県教育委員会教育長あての「埋蔵文化財発掘届出書」を、工事に着手しようとする日の 60 日前までに長浜市文化財保護センターへ提出してください。（文化財保護法第 93 条第 1 項）

●埋蔵文化財の取り扱いについての流れ（フロー図）



Ⅲ－保安林と森林整備計画

保安林指定とその経緯（関連）

小谷山は、地域の象徴的な山として機能し、小谷城を含む小谷山一体は、地域住民によりその保全活動が、継続的に行われ、小谷城主要部の一部が昭和 12 年に国指定史跡となり、平成 7 年には清水谷地区が追加指定された。

一方、小谷山は江戸時代彦根藩政のもと保護がなされ、地元の入会地として機能し、森林として保護されてきた。こうした中で昭和 48 年、小谷山は 49ha が土砂流出と防備を目的に保安林指定がなされ以降、数次にわたって段階的に指定と整備が行われてきた。以下、その範囲について概要を掲載する。

資料提供 滋賀県湖北森林整備事務所

注 森林法（最終改正 平成 24 年 6 月 27 日法律第 42 号）

表 17 保安林指定範囲と概要

台帳番号	大字	字	地番 1	地番 2	保安林指定 の目的	面積 (ha)	法第 33 条 1 項 農林水産省 告示年月日	法第 33 条 1 項 農林水産省 告示番号
303-3	上山田	小谷山	1606-1	ほか 1 大字 383 筆	土砂の流出 の防備	83.5205	昭 59.1.11	18
303-4	上山田	小谷山	1606-1	ほか 1 大字 541 筆	公衆の保健	132.4765	昭 59.3.7	滋賀県告示 123
303-5	伊部	小谷山	642-33	ほか 1 字ほか 88 筆	土砂の流出 の防備	14.9400	昭 63.7.6	937
303-9	上山田	小谷山	1606-101	ほか 157 筆	土砂の流出 の防備	49.2700	昭 48.8.11	1544
303-6	郡上	小谷山	573-1	ほか 269 筆	土砂の流出 の防備	75.0500	平 1.7.26	934
303-7	郡上	小谷山	573-1	ほか 269 筆	公衆の保健	75.0500	昭 63.10.26	滋賀県告示 475
303-10	郡上	小谷山	573-56	ほか 54 筆	公衆の保健	2.9500	平 18.2.1	滋賀県告示 133
303-11	郡上	小谷山	573-56	ほか 54 筆	土砂の流出 の防備	2.9500	平 18.3.30	453
303-8	下山田	小谷山	702-41	ほか 16 筆	土砂の流出 の防備	14.3580	平 2.8.17	1085

第三十三条（指定又は解除の通知）

農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をする場合には、その旨並びに指定をするときにあつてはその保安林の所在場所、当該指定の目的及び当該保安林に係る指定施業要件（立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行なう必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう。以下同じ。）、解除をするときにあつてはその保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示するとともに関係都道府県知事に通知しなければならない。

森林整備計画（関連）

滋賀県では、平成 16 年 4 月に「琵琶湖森林づくり条例」が制定され、県内における森林の保全の方向性を確定した。

小谷山を含む一帯についても、平成 21 年 12 月には『湖北地域森林計画』を策定し、平成 23 年 12 月 には「湖北地域森林計画変更計画書」が策定され、現在、計画書に基づいて事業を推進している。この計画により平成 32 年までの長期計画として森林計画を進めている。（これは森林法の一部を改正する法律(平成 23 年 4 月 22 日法律第 20 号)附則第 3 条に基づき適用される改正後の森林法第 5 条第 5 項の規定の例により一部を変更。)

計画のその基本的な目的のうち、本史跡に関係することでは、以下の点が認められる。以下「湖北地域森林計画変更計画書」一部を抜粋。（なお、抜粋項目の項・節等の番号はそのままとする。）

「計画樹立に当たっての基本的な考え方」

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と、利用期を迎えた森林資源を持続的かつ有効に利用していくことを基本とし、湖北森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源涵養機能をはじめ山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等の取組を推進する。

第 2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当森林計画区域の森林の整備及び保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

(a) 森林の機能区分と概要

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は以下の通りとされている。(網の部分には特に史跡整備と関連すると思われる機能)

表 18 森林の機能区分と概要

森林の有する多面的機能	
①水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
②山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
③快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
④保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
⑤文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
⑥生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など。
⑦木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(b) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林

紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林

ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林

希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、国定公園や

自然公園の特別地域、都市計画区域風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡・名勝・

天然記念物の周辺森林

森林機能の評価区分において保健文化機能の評価が高い森林等について、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとする。

また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定める。

IV－小谷城跡と関連する過去の造成・整備

造成・防災整備方針（昭和 55 年度）より

小谷山は全山樹木に覆われている。史跡小谷城跡の山城部分の計画地は、最高峰の大嶽が標高 495.13m、主要遺構のある主尾根の最高所山王丸跡が 344.20m、本丸跡が 335.00m、清水谷西尾根福寿丸跡 266.60m、山崎丸跡 234.90m で急峻な地形である。主尾根の登山口入り口(標高 96.40m)から番所跡(標高 284.00m)までは林道が敷設されており、車で容易に登ることが出来る。これらの地域は、土砂流出防止保安林・保健保安林に指定されており、その趣旨を理解し担当部局と協議し進める。

清水谷地区は、谷奥は土砂流出防止保安林・保健保安林に指定され砂防堰堤が設置されている。平地部分は保安林等の指定はされていない。

2 基本方針

森林機能の充実した健全な森林を造林することは勿論であるが、多くの史跡にその歴史を訪ねしかも自然の恵まれた景觀に接することにより、心身の健康保持を期待できる保健休養型保全林を目標にこの保全林を造成する。

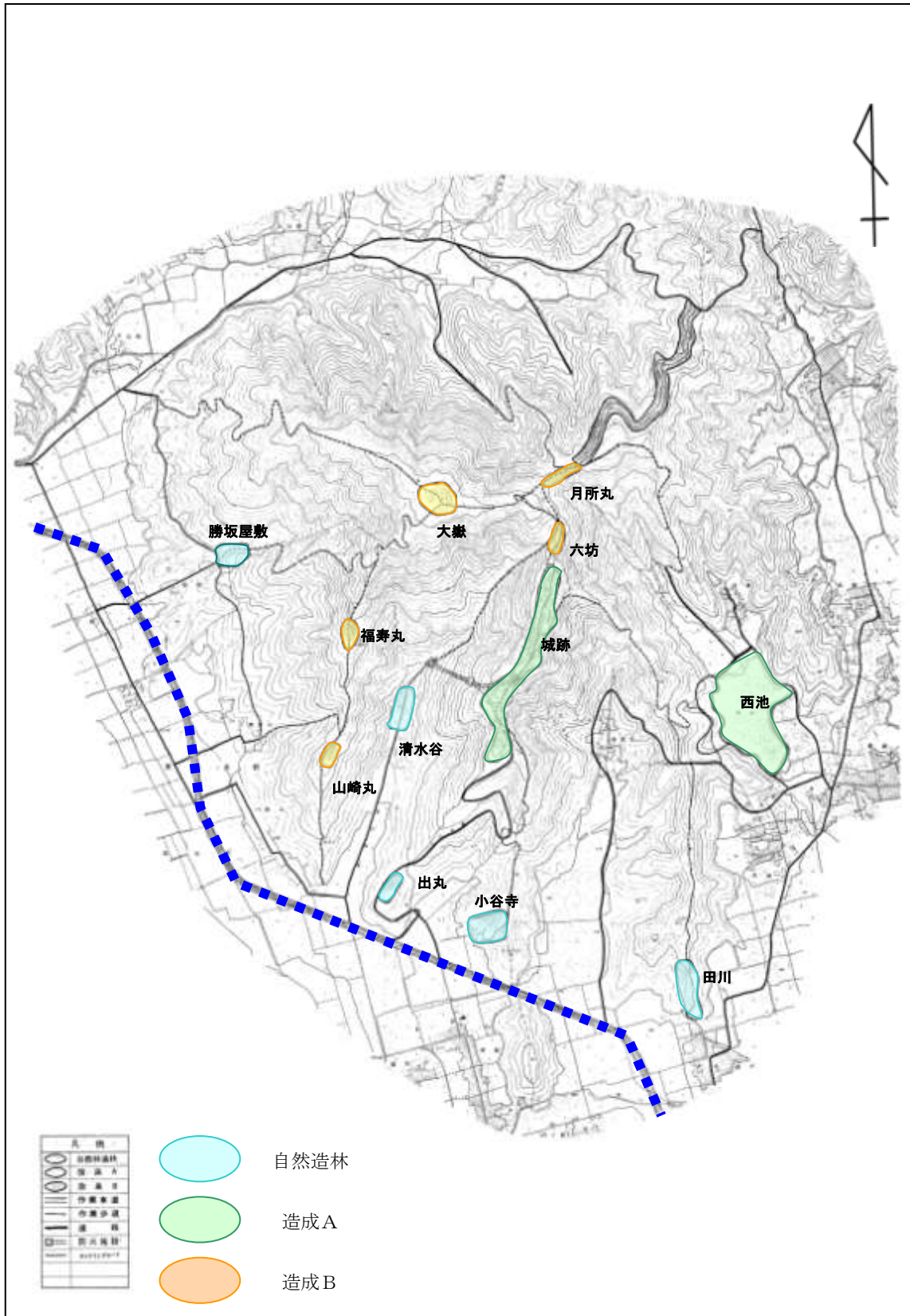
このため、史跡の保護と史跡と森林の調和を図りつつ地域の生活に気力と快適さを与える保全林の造成につとめなければならない。

生活環境保全林として、特に史蹟と森の調和をテーマとして各史蹟の地域に自然林造成、改良 A・B を計画すると共に清水谷、西池の平坦地には、キャンプ場を設けることとした。また、これらの事業実行上必要な作業車道、歩道については各計画地を結ぶよう作設することとした。

自然林造成、改良 A・B の面積は次のとおりである。

表 19 地区別の面積

区分	地区名	面積
自然林造成	脇坂屋敷	1.0ha
	出丸	0.5ha
	清水谷	1.5ha
	小谷寺	1.5ha
	田川	1.5ha
	小計	6.0ha
造成 A	西池	2.0ha
	城跡	6.0ha
	小計	8.0ha
造成 B	六坊	0.5ha
	月所丸	0.3ha
	大嶽	1.3ha
	福寿丸	0.4ha
	山崎丸	0.3ha
	作業道沿線	4.0ha
	小計	6.8ha
合計		20.8ha



第 57 図 土地改良区分図

表 20 昭和 55 年環境整備に伴う史跡関連各部の植栽整備方針

名 称	昭和 55 年（1980）植栽整備の方針
出丸跡	小谷中林道の入口直上にあつて、出丸跡周辺はアカマツの上木があるが、西面の小谷山林道と出丸跡との間は林道法面が崩壊し、植生もないので、自然林造成を計画した。 植栽木としては、 上木 サクラ、マテバシイ 中木 ベニカナメ、モミジ 下木 サツキ、ツツジ
金吾丸跡	アカマツの上木があり、下木を重点に植栽することとし眺望できるように考える。 小谷山林道の終点にあつて、ほぼ三角形をなし、北面に石垣を残している。
番所跡	この地区は周囲に低い生垣様のものを作り、中央部にはタギョウショウを植える。
桜馬場跡	ここから大広間にかけて、最も人の集まる場所と考えられる。 桜を多く植え花見の場とする。また、周囲には低い生垣を配置する。 浅井家供養塔周囲はシキミ、ジンチョウゲを植える。 城跡碑の周辺はサツキ、ハイビャクシン等より緑化する。
大広間跡	メーンの会場となる場所で周囲に桜の並木を作る。 中央の芝の植込の中に点々とタギョウショウを植える。
本丸跡	上木 サクラ、マツ、モミ、ツガ、ヒノキ 中木 タギョウショウ、モミジ、イチイ、イヌマキ、サルスベリ、ツバキ 下木 ハイビャクシン、シャリンバイ、エニシダ、イヌツゲ、ジンチョウゲ、 ヤツデ、サツキ、コクチナシ、ツクバネウツギ、アジサイ、ヤマブキ、 コデマリ、ユキヤナギ、ハギ、オカメザサ 棚 フジ
赤尾屋敷	日陰で長政公切腹の場所であるため、陰湿となりがちであり、花木による緑化を図りたい。 (植栽は本丸の樹種より選択)
中丸跡	現在の生立木は形質が悪いので、種々の緑化木を配置する。 また、斜面を低いもので緑化する。
京極丸跡	中丸と同じ考えで緑化するが東側の土塁周辺を低いもので緑化する必要がある。 (植栽本丸に同じ)
六坊跡	城跡からの歩道と清水谷からの歩道、大嶽への歩道、越前間道の十字路に近く小休止の場所とする。 低い緑化木を植栽することとしたい。 植栽木 ナンテン、ツツジ、サツキ、マンサク、ヤマブキ、コデマリ
月所丸跡	作業車道の終点に近く、北方の景観(上山田から賤ヶ岳)がよい。 近年になって中村一郎氏により発見されたもので、手入れが殆んど行われていない。このため、高木は残し、ブッシュを整理して改良(B)を行う。 植栽木 ツツジ、サツキ、マンサク、ヤマブキ、コデマリ

名 称		昭和 55 年（1980）植栽整備の方針
福寿丸跡		大嶽より郡上にのびた尾根上にあるが、殆んど手入れが行われておらず、放置された状態である。
山崎丸跡		このため、高木は残し、ブッシュを整理して、改良（B）を行う。 植栽木 モミジ、ツツジ、サツキ、ヤマブキ、ユキヤナギ、ハギ
大嶽砦跡		小谷山の主峯で最も高く、四囲の眺望が最も良い場所にあるが、コナラ、クヌギ等の繁茂により、全く眺望は不能の状態にあり、地表面はブッシュが生い茂っている。このため、北、西、南面の 3 ケ所に展望台を設け樹冠を疎開すると共に、地表面のブッシュを整理し、改良(B)を行う。 植栽木 モミジ、キャラボク、ヤツデ、ツツジ、サツキ、ヤマブキ コデマリ、ハギ、ドウダン、ユキヤナギ
脇坂谷脇坂氏屋敷群		薬師堂跡および脇坂屋敷跡のほぼ平坦な地区で、若干のケヤキ、スギがみられるのみで、雑草の生い茂るままとなっている。 この地区はサイクリングコースの中間地点として重要であるので、自然林造成により行う。 植栽木としては、 上木 イチョウ、モミ、ツガ、トウヒ、サクラ 中木 モチノキ、モクセイ、モミジ、サルスベリ 下木 ヤツデ、ツクバネウツギ、ヤマブキ 等を選んだ。
史跡指定外	小谷寺	かつての城下町と考えられたため地域の東端にあつて、49 坊跡の比較的広い遺構を有しており、しかも背山は丘陵状のなだらかな山に続き、池もあつて絶好の場所といえる。よって、池の周辺は低木により緑化し、その他の地域には自然林造成を行う。植栽木としては、次のものを主体としたい。 上木 イチョウ、カシ、シイ、サクラ、シダレザクラ 中木 モミジ、エンジュ、ハナミズキ、モクセイ、ヤマモモ、ウメ 下木 ヒイラギナンテン、ツツジ、サツキ、ユキヤナギ、コデマリ、 ハイビャクシン 草木 アヤメ、スイレン
史跡指定外	田川古墳	田川部落の北部にあつて、氏神から鹿島神社跡へと遮る丘陵性の山で古墳があり、若干公園化への手入が行われている。 形質の悪いアカマツが残っているのみで、鹿島神社跡をメインゾーンと考え自然林造成を行う。 植栽木として次のものが考えられる。 上木 クロマツ、カシ類、サクラ 中木 サルスベリ、モミジ、モクセイ 下木 タチバナモドキ、ハギ、ユキヤナギ、ボケ、レンギョウ

V－小谷城跡野外博物館基本構想

平成元（1989）年度に旧湖北町におけるまちづくり地域政策の一環として、史跡小谷城跡野外博物館基本構想案が立案された。構想では「本構想(案)」は平成元年度に計5回の委員会を開催し、策定されたもので、小谷城跡の遺構は清水谷を中心として未だ相当数が残されていることを想定し、貴重な遺構の保存はもとより、小谷城の特徴を踏まえ、一般の来訪者にわかりやすく楽しい形での復元・整備を行ない、貴重な文化財の公開・活用を含めた面的整備構想(案)として策定したとしている。

計画では「特徴ある整備をめざして史跡小谷城跡野外博物館基本構想は、史跡とその周辺環境を含めた総合的整備を目指す。このような史跡を中心とした一体的整備を「小谷城戦国村」と仮称し、より多くの人々の利用を図ることによって史跡の保全整備と町づくりの一環としての地域活性化をめざす」とした。

表 21 ゾーン区分表

ゾーン区分	概要	実施概要
歴史体験ゾーン	小谷城跡の城郭遺構や、復元施設を直接見て体験することにより、山城を理解できるゾーンとし、小谷城跡の中心的遺構である本丸などの小谷山尾根沿いに点在する城郭遺構と武家屋敷遺構などの分布が予想される清水谷一帯の地区とする。	未実施
歴史体験学習ゾーン	推定城下町域の国道 365 号線沿道を中心とする地域に小谷城跡を始めとする郷土の歴史を学習できる場として研修施設をそなえた博物館や、小谷城跡の野外ミニチュア(100 分の 1)などにより多角的に歴史学習が行なえるゾーンと体験学習館をはじめとする体験施設を設置し、中世文化を当時の人々の生活を楽しみながら体験することによって理解できるゾーンとする。	小谷城戦国歴史資料館
森林レクリエーションゾーン	小谷山をはじめ虎御前山、丁野山などの歴史的な自然環境は小谷城跡の一部であると同時に貴重な森林レクリエーション資源でもある。 当時の通路を散策路として再生すると共に展望所などを設け、四季折々の花木など郷土種を中心とした緑化により、多くの人々が自然とふれ合える場とする。	不明

VIー平成 14 年度史跡整備方針

旧湖北町では、平成 14 年度に史跡整備計画を策定している。整備計画では、計画対象の条件に合わせて地区区分を行っている。以下基本計画より整備方針を転載する。

表 22 平成 14 年度史跡整備方針

地区	整備方針
遺構整備地区	小谷城の大手に位置し、大手道をはじめ、本丸跡、大嶽城跡、福寿丸跡、山崎丸跡等主要山城跡への動線はすべてここを起点とする。 浅井氏一族や重臣の屋敷跡、浅井氏の菩提寺である徳昌寺跡、知善院跡があり、戦国大名と家臣の生活を復元することができる。 本丸跡のように目立たないため、人々のイメージを損なうこともない。 遺構の展示や、建物の復元等の整備が望ましい。 平地であるため、手軽に見学することができ、整備後の見学者の大幅な増加が見込める。
遺構修景地区-1	本丸跡を中心とする小谷山主尾根地区である。主要動線上にある。 小谷城跡の主郭でシンボリックな山城の遺構がある。観光客が最も多く見学する所である。木々の中から遺構が適度に見られ、以前の整備でも石垣等の積み直し等ハードな整備がなされていない。かえってそれが、訪れる人の小谷城のイメージを損なわない。史跡と自然が良く合っている。 雑木等の抜開、整枝等による樹木の管理が望ましい。大きな整備による改変は、新たな崩壊につながり、また地元の人々が何世代にもわたって作り上げてきたイメージを損ない、地域の人々の「小谷城」に対する意識を希薄化する恐れがある。石垣等の整備は、崩壊の危険性・歴史的な検討の上で行う。 なお、一部獣害の被害があるため調査検討を緊急に要する。
遺構修景地区-2	小谷城跡の山城を構成する地区で清水谷を囲む尾根上にある遺構。 月所丸跡、大嶽城跡、福寿丸跡、山崎丸跡である。主要動線上にある。 樹木が鬱蒼としており人の手はほとんど入っていないが、動線整備を行った結果、近年の山城ブームもあって見学者が増えている。土塁等の遺構の保存状況も良く本丸地区同様の整備が望ましい。
遺構保存地区	清水谷奥の遺構群の内、大野木屋敷・三田村屋敷等の地区で六坊から清水谷に下る主要動線に添っておりここから遺構を見学することができる。現在の景観を活かした整備が望まれる。
自然保全地区	遺構があるが動線から離れている所で、遺構が自然にとけ込んでいる地区である。遺構の整備はせず自然を残す。
景観保全地区	小谷山の景観を形成する地区で、景観保全、土砂流失防備保安林、保健保安林の関係から自然を残すことが望ましい。
施設利用地区-1	伊部林道は、マイクロバスまでの通行が可能で小谷城跡山城部分を手軽に見学できる道であり、本計画を進める上で重要な施設である。
施設利用地区-2	湖北町児童館は、児童福祉施設として昭和 57 年に設置されて以来多くの人が利用している。しかし、史跡内にあることは好ましくなく、また清水谷地区の整備の上でも移転することが望ましい。建物は、建設して 20 年足らずであり、児童館の機能を移転した後に、建物を史跡小谷城跡のガイダンス・便益施設として有効利用すべきである。
博物館整備地区	史跡整備を行っても、それを学習する施設がなければ史跡整備の効果は半減し、訪れる人は多くを見込めない。博物館施設は、史跡整備と一体のものであり、その効果を考えると主要整備箇所に近接して設置することが望ましい。

以上の方針を元に、各部の整備方針を検討している。今回保存管理計画の基礎となるもので、各部の方針について転載する。

表 23 各部の整備方針

各部	整備方針
出丸跡	小谷山の主尾根最先端にある砦で、曲輪・土塁が見られる。間伐・整枝により土塁を見やすくする。林道からの歩道の整備をおこなう。 また、良好な眺望(計画地から周辺、および周辺から計画地へ)を間伐・整枝により確保する。(H14 方針)
金吾丸跡	番所跡の全面にある砦。昭和 56 年から 5 ヶ年かけて行われた小谷山・西池生活環境保全林事業により伐開と植林・階段の設置がされた。金吾丸跡については整備の必要がない。(H14 方針)
番所跡	番所跡は、本丸の大手に当たり重要な部分である。 小谷城跡絵図に清水谷入り口近くから登山道を経て番所跡に通じる道を「追手道」としている。この道は古くから小谷山へ登る道として地域の人たちに親しまれてきた道で例年の小谷城址保勝会の清掃でよく整備されている。一部で階段等が必要な箇所はあるが整備は最小限とする。 清水谷中程から番所跡へ通じる「虎ヶ谷道」がある。道の両脇に曲輪があり小谷城の「大手道」の可能性がある。現在、中程で土砂崩れのため通行は不能である。通行を可能にするため道を修復し周囲の曲輪の木を抜開・整枝をする。 史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)で整備が行われている。この整備で発掘がされている。どの部分かは不明であるが「崖ぶちに石垣があったようであるが、崩壊して、斜面に用石が散乱している。」と石垣の存在を示唆している。また、埋まっていた山道側の土塁を現在のように露出がされた。礎石等は確認されていない。遺構面に芝張りが行われている。 獣害による破壊の恐れがあるため修復等を検討する。(H14 方針)
御茶屋跡	史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)で整備されているため整備は行わない。(H14 方針)
御馬屋跡	史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)で間伐等の整備されている。また、小谷山・西池周辺生活環境保全林整備事業で土塁につつじが植えられていたが現在は枯れている。整備は、一部雑木の間伐・整枝を行い眺望の確保を行う。(H14 方針)
馬洗池跡	史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)の整備では「3.馬洗池の整備永年池内に堆積した落葉や水草によって満たされていたが、全部除去した。作業従事者の話では、底部は、たたき土のようにかためられているという。」と記録されており池の整備は埋土の除去であった。 近年、獣害により石垣の崩壊が懸念されるため崩壊箇所の積み直し等を行う。池内に土が堆積しているため発掘調査の上池の底部を出す。 遺構露出整備 (H14 方針)
桜馬場跡	史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)で整備されているため整備は行わない。ただし、眺望をよくするため若干の間伐・整枝を行う。(H14 方針)
黒金門跡	昭和 45 年度史跡整備 番所跡から本丸入り口である黒金門跡

各部	整備方針
大広間跡	この地区は、史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)で最も整備されているところである。整備方法は、遺構の露出展示で建物の礎石を露出し全面に芝張りを行い園路を設けている。近年、獣害により毀損があり修理する必要がある。遺構の露出展示は、獣害・および人為的な遺構の破壊等が考えられるため、山上等日常管理が困難な場所では避けるべきである。この地区の整備については検討を要する。また、整備当時の詳細な図面がないため現況調査・発掘調査を必要とする。調査の結果を基に修復を検討する。(H14 方針) 昭和 45 年度 史跡整備 番所跡から本丸入り口である黒金門跡 昭和 46 年度 大広間跡整備 昭和 47 年度 大広間跡に芝の植栽 遺構露出整備
帯曲輪跡	遺構露出整備
本丸跡	この地区も、史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)で整備されている。幸い整備は伐開等で遺構を露出展示していないため遺構の保存状態は良好である。近年、台風により木が倒れ遺構が一部壊れた。 本丸跡の遺構の保存するため雑木を伐開することも考えられる。また、本丸遺構を解明する上で発掘調査をする必要がある。 昭和 48 年度 本丸跡と本丸跡下の平坦地、および桜馬場下の平坦地 (H14 方針)
赤尾屋敷跡	史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)で整備されているため整備は行わないが見晴らしをよくするため一部雑木の間伐・整枝を行う。(H14 方針)
大堀切跡	史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)で雑木の伐開が行われており整備する必要はない。ただし、石垣が崩壊する危険性があり記録の必要がある。なお、中丸跡にある刀洗池は、整備の時に積み直してあるが、記録および現況を基にしないため修復の必要がある。(H14 方針)
中丸跡	史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)で雑木の伐開が行われており整備する必要はない。ただし、石垣が崩壊する危険性があり記録の必要がある。なお、中丸跡にある刀洗池は、整備の時に積み直してあるが、記録および現況を基にしないため修復の必要がある。(H14 方針) 昭和 49 年度 中丸跡・京極丸跡および小丸跡
刀洗い池	遺構露出整備
京極丸跡	史跡小谷城跡環境整備事業(昭和 45～50 年度)で雑木の伐開が行われている。雑木が多いため間伐・整枝について検討する必要がある。 また、清水谷側の広大な曲輪は見応えがあり伐開し見えるようにする必要がある。(H14 方針) 昭和 49 年度 中丸跡・京極丸跡および小丸跡
小丸跡	2 郭 伝長政父久松隠居場所東西約 54m、南北約 23.4m 昭和 49 年度 中丸跡・京極丸跡および小丸跡

各部	整備方針
山王丸跡	小谷城跡で最も規模の大きい石垣である。虎口は崩され、ふさがっている。 また東隅も崩されており、小谷城落城後入城した羽柴秀吉が長浜城に移る際に破城した跡と考えられる。破城も小谷城跡の歴史でありこれを修復することは問題と考えられる。よって、このままとし石垣の調査等を行う。 調査結果により石垣付近の伐開について検討する。また、眺望をよくするため雑木の間伐・整枝をする。(H14 方針)
六坊跡	六坊跡は山王丸跡の背後にある。一部石垣が残る。 山王丸跡から六坊跡に降りる歩道が急斜面であるため整備の必要がある。その他は現況を維持管理する。六坊跡北に清水谷・大嶽跡・月所丸跡への十字路がある。月所丸への道の整備が必要である。(H14 方針)
月所丸跡	小谷山・西池周辺生活環境保全林整備事業により伐開と植林がされ、県道野瀬・下山田線から小谷山の月所丸跡下まで林道が敷設されている。 月所丸跡は六坊跡から通じる道があり、小谷城跡の搦め手に位置する。曲輪・土塁・堅堀等がよく残っている。 眺望をよくするため、また下から位置がわかるように間伐・整枝を行う。(H14 方針)
福寿丸跡	福寿丸跡・山崎丸跡は、小谷城跡の中でも複雑で特異な構造をもつ砦である。一説には朝倉氏が築いたとされる。元亀3年8月に朝倉義景がこの付近に陣を布いており記録には「知善院尾」となっている。 雑木が茂っており眺望をよくするため雑木の伐開・整枝・雑草等の清掃を行う。また、大嶽城跡から福寿丸跡・山崎丸跡から清水谷入り口までの歩道の整備、尾根から清水谷へ降りる古い道の整備を行う。(H14 方針)
大嶽砦跡	大嶽城跡は本丸跡尾根を除けば小谷城跡で最も大規模な砦である。大嶽城跡は、初期の小谷城で、浅井亮政が大永年間に築城し大永5年(1525)には六角氏に攻められている。 小谷山・西池周辺生活環境保全林整備事業で六坊跡から大嶽城跡まで階段が敷設されている。また、大嶽城跡土塁にはつつじが植えられている。 眺望を確保するため間伐・整枝および除草を行う。(H14 方針)
焼尾丸跡	焼尾丸跡は大嶽城跡の西に位置する。天正元年8月12日ここを守っていた浅見対馬守が寝返り織田信長の兵を入れたために大嶽城は落城した。 大嶽城跡の西尾根上に築かれた砦で、細長い曲輪があるのみで、土塁・堅堀等はない。信長公記にある焼尾砦で、大嶽城落城から朝倉氏撤退の因となった砦である。伐開を行い眺望を良くし平地からの位置確認が出来るようにする。また、大嶽城跡から焼尾丸までの道の整備(伐開)を行う。(H14 方針)

史跡小谷城跡保存管理計画書

平成 26 年 3 月 発行

編集・発行 長浜市文化財保護センター
長浜市東上坂町 981 番地
TEL 0749-64-0395 FAX 0749-62-6357

印 刷 竹茂印刷
